明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇）　二
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二一）　四
○貨物自動車運送事業法施行令（二二）　四

〔府　令〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府六）　四
○子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（同七）　六

〔省　令〕
○国際協力排出削減量の記録等に関する省令（農林水産・経済産業・環境一）　二
○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令（同二）　三
○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業三）　四
○自転車競技法施行規則の一部を改正する省令（同四）　七
○小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令（同五）　八
○消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（同六）　一〇
○特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則（同七）　一二
○特定輸入事業者の輸入に係るガス用品関係報告規則（同八）　一三
○特定輸入事業者の輸入に係る電気用品関係報告規則（同九）　一五
○特定輸入事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等関係報告規則（同一〇）　一六
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令（同一一）　一八
○国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令（経済産業・環境一）　一九
○貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通三）　一七

〔告　示〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁二）　一八
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務三）　一九
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同四）　一九二
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働五）　一九六
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同六）　一九八
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二〇二）　一九八
○輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同二〇三）　二〇一
○肥料の登録が失効した件（同二〇四）　二〇一
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の指定する者及び指定する試験を定める件（経済産業七）　二〇二
○一般乗用旅客自動車運送事業者が運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅客に表示する方法を定める告示（国土交通六三）　二〇三

〔人事異動〕
防衛省　二〇三

〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（令和六年度令和六年十一月分）（財務省）　二〇六

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇号）
（国土交通省）
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二三号）の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二一号）（国土交通省）
一　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正関係
1　題名を「物資の流通の効率化に関する法律施行令」に改めることとした。（題名関係）
2　総合効率化計画の認定等に関する農林水産大臣の権限のうち、北海道農政事務所の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものは、北海道農政事務所長に委任することとした。（第七条第四項関係）
3　荷主に対する指導及び助言に関する荷主事業所管大臣の権限のうち財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方支分部局の長に委任することとした。（第七条第五項～第九項関係）
4　連鎖化事業者に対する指導及び助言に関する連鎖化事業所管大臣の権限のうち農林水産大臣及び経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方支分部局の長に委任することとした。（第七条第一〇項及び第一一項関係）
二　国土交通省組織令の一部改正関係
物流・自動車局及び物流政策課の所掌事務を変更することとした。（第一二条第三号及び第一三三条第二号関係）
三　施行期日
この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇貨物自動車運送事業法施行令（政令第二二号）
（国土交通省）
1　運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。（第一条及び第二条関係）
2　この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

政　令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二十号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二十一号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第五十二条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

物資の流通の効率化に関する法律施行令

第一条第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（」を「物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。」に、「第二条第十七号ホ」を「第四条第十七号ホ」に改め、同条第二項中「第二条第十七号チ」を「第四条第十七号チ」に改める。

第二条中「第四条第三項第一号」を「第六条第三項第一号」に改め、同条第二号中「倉庫業」の下に「（倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。第五条第三項第二号において同じ。）」を加え、同条第三号中「であって、中小企業者」を「（法第四条第三号に規定する流通業務施設をいう。以下同じ。）であって、中小企業流通業務総合効率化事業（中小企業者（同条第十七号に規定する中小企業者をいう。第四条第二項において同じ。）に、「以下「中小企業流通業務総合効率化事業」という」を「法第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業をいう。以下同じ。）」に改める。

第三条中「第八条第三項」を「第十条第三項」に改める。

第四条第一項中「第十八条第三項」を「第二十条第三項」に改める。

第五条第一項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「基本方針」を「同条第一項に規定する基本方針」に改め、同条第二項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第四項」を「第七条第四項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第二十六条」を「第二十九条」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十二号に規定する」を、「港湾流通拠点地区」の下に「（法第四条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。）」を、「特定流通業務施設」の下に「（法第四条第三号に規定する特定流通業務施設をいう。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「の区分」を「に掲げる区分」に改め、同号ロ中「食品等生産業者等」の下に「（法第四条第十八号に規定する食品等生産業者等をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第二号中「の区分」を「に掲げる区分」に改め、同号ハ中「物資の流通」を「法第四条第一号に規定する流通業務」に改め、同条第三項中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第六条中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第四項」を「第七条第四項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「第二十六条」を「第二十九条」に改める。

第七条第一項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第二十六条」を「第二十九条」に、「第四条第八項」を「第六条第八項」に、「第五条第四項」を「第七条第四項」に、「第五条第三項」を「第七条第三項」に改め、「限り」の下に「法第四条第十四号に規定する」を加え、「第七条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第二十六条」を「第二十九条」に、「第四条第八項」を「第六条第八項」に、「第五条第四項」を「第七条第四項」に、「第四条第十一項」を「第六条第十一項」に改め、同条第三項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「第二十六条」を「第二十九条」に改め、同条第四項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「第二十六条」を「第二十九条」に改め、「の地方農政局」の下に「又は北海道農政事務所」を、「地方農政局長」の下に「又は北海道農政事務所長」を加え、同条に次の七項を加える。

5　法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣（法第三十八条第一項に規定する荷主事業所管大臣をいう。以下同じ。）の権限のうち財務大臣に属する権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）は、荷主（法第三十条第七号に規定する荷主をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあっては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任する。

6　法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。

7　法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。

8　法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長に委任する。

9　法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち環境大臣に属する権限（環境省令で定める事業を行う荷主に係るものに限る。）は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。

10　法第四十七条の規定による連鎖化事業所管大臣（法第四十六条第一項に規定する連鎖化事業所管大臣をいう。次項において同じ。）の権限のうち農林水産大臣に属する権限は、連鎖化事業者（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。

11　法第四十七条の規定による連鎖化事業所管大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。

第二条　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第十五条第七項の表の上欄中「第三十七条第三項」を「第三十七条の二第三項」に改める。

第三条　道路交通事業抵当法施行令（昭和二十七年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

（道路交通事業抵当法施行令の一部改正）

第二条中「第六十六条第一項」を「第六十七条第一項」に改める。

第四条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第三条第一項第一号ハ中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第二条第十七号」を「第四条第十七号」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第五条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

（経済産業省組織令の一部改正）

第九十一条第十号及び第百六十一条第五号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改める。

第六条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十二条第三号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「港湾局」を「他局」に改める。

第百三十三条第二号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「港湾局及び貨物流通事業課」を「他局及び他課」に改める。

第百三十四条第四号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第三号」を「物資の流通の効率化に関する法律第四条第三号」に改める。

第百六十条第七号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改める。

（中小企業政策審議会令の一部改正）

第七条　中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中小企業経営支援分科会の項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項」を「物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第五条第三項」に改める。

附　則

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

貨物自動車運送事業法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二十二号

貨物自動車運送事業法施行令

内閣は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十二条第三項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条第三項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第十二条第三項の規定による承諾に関する手続等）

第一条　貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第十二条第三項の規定による承諾は、同条第一項の運送契約の当事者（次項において「契約当事者」という。）が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る契約の相手方に対し同条第三項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該契約の相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によって得るものとする。

2　契約当事者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る契約の相手方から書面等により法第十二条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該契約の相手方から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第三十六条第二項において法第十二条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項中「同条第一項」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第十二条第一項」と読み替えるものとする。

（法第二十四条第三項の規定による承諾に関する手続等）

第二条　法第二十四条第三項の規定による承諾は、一般貨物自動車運送事業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る他の一般貨物自動車運送事業者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該他の一般貨物自動車運送事業者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によって得るものとする。

2　一般貨物自動車運送事業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る他の一般貨物自動車運送事業者から書面等により法第二十四条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該他の一般貨物自動車運送事業者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第三十五条第六項において法第二十四条第三項の規定を準用する場合について準用する。

4　第一項及び第二項の規定は、法第三十七条第一項において法第二十四条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「他の一般貨物自動車運送事業者」とあるのは「一般貨物自動車運送事業者」と、第一項中「一般貨物自動車運送事業者が」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者が」と、第二項中「一般貨物自動車運送事業者は」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者は」と読み替えるものとする。

附　則

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌

内閣総理大臣　石破　茂

府　令

○内閣府令第六号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年一月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二号様式 【表紙】 【提出書類】　有価証券届出書 【提出先】　＿＿財務（支）局長 【提出日】　年　月　日 【会社名】（2） ＿＿＿＿＿＿＿＿	**第二号様式** 【表紙】 【提出書類】　有価証券届出書 【提出先】　＿＿財務（支）局長 【提出日】　年　月　日 【会社名】（2） ＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(57)　略］

(58)　株式の保有状況

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。

［ａ～ｄ　略］

ｅ　保有目的が純投資目的である投資株式を非上場株式とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに次の(a)及び(b)に掲げる事項を記載すること。

［(a)・(b)　略］

ｆ　投資株式の保有目的を変更したもの（最近事業年度末において保有しているものに限る。）がある場合には、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、銘柄ごとに、当該(a)又は(b)に定める事項を記載すること。

(a)　最近事業年度において保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものがある場合　次に掲げる事項

ⅰ　銘柄

ⅱ　株式数

ⅲ　貸借対照表計上額

(b)　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、10事業年度）において保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがある場合　次に掲げる事項

ⅰ　(a)に定める事項

ⅱ　保有目的を変更した事業年度

ⅲ　保有目的の変更の理由及び保有目的の変更後の保有又は売却に関する方針

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(57)　同左］

(58)　［同左］

［同左］

［ａ～ｄ　同左］

ｅ　保有目的が純投資目的である投資株式を非上場株式とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに次の(a)及び(b)に掲げる事項を記載すること。また、最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの又は純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがある場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載すること。

［(a)・(b)　同左］

［加える。］

g　提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下gにおいて「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（以下gにおいて「最大保有会社」という。）における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第１項第１号に規定する投資有価証券（同条第２項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。）をいう。）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の３分の２を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社）について、会社ごとに区分して、bからfまでに準じて記載すること。この場合、dにおける資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社（提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。）について、dに規定する「大きい順の60銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。 ［59～89　略］	f　提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下fにおいて「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（以下fにおいて「最大保有会社」という。）における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第１項第１号に規定する投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第２項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。）をいう。）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の３分の２を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社）について、会社ごとに区分して、bからeまでに準じて記載すること。この場合、dにおける資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社（提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。）について、dに規定する「大きい順の60銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。 ［59～89　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第二号様式記載上の注意㊽（新開示府令第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の五様式、第二号の六様式及び第七号様式（新開示府令第七号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が同日前に終了する事業年度に係るものである場合については、なお従前の例による。

3　新開示府令第二号様式記載上の注意㊽（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式、第七号様式（新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び第八号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）の規定は、令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

○内閣府令第七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第二号及び第四十六条第三項並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年一月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第一条　子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（特定地域型保育事業者の確認の申請等） **第三十九条**　法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 ［一～十六　略］	（特定地域型保育事業者の確認の申請等） **第三十九条**　法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 ［一～十六　同上］

十七　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第四十二条第一項各号に掲げる事項に係る連携施設（同条第二項の場合にあっては、同条第一項第一号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第三項に規定する保育内容支援連携協力者とし、同条第四項の場合にあっては、同条第一項第二号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第五項に規定する代替保育連携協力者とする。）又は同条第八項に規定する居宅訪問型保育連携施設（別表第一第二号トにおいて「居宅訪問型保育連携施設」という。）の名称

十八　［略］

附　則

（就労時間に係る要件に関する特例）

第二条　［略］

2　施行日から起算して十年を経過する日の翌日から同日以後五年を経過する日までの間は、第一条の五第一号の規定の適用については、同号中「定める時間」とあるのは、「定める時間（施行日から起算して十年を経過する日において、現に四十八時間未満の時間を定めている市町村にあっては、六十四時間を超えない範囲内で月を単位に当該市町村が定める時間）」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（保育所等との連携） **第六条**　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 一　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 二　［略］	（保育所等との連携） **第六条**　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 一　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 二　［同上］

十七　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第四十二条第一項及び第二項の規定により連携協力を行う特定教育・保育施設又は同項に規定する居宅訪問型保育連携施設（別表第一第二号トにおいて「居宅訪問型保育連携施設」という。）の名称

十八　［同上］

附　則

（就労時間に係る要件に関する特例）

第二条　［同上］

［項を加える。］

三　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2　市町村長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第一号の規定を適用しないこととすることができる。

一　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

二　次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

イ　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第二十七条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第五項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第一項第一号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4　市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第一項第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと市町村長が認めること。

イ　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

二　市町村長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5　前項各号の代替保育連携協力者とは、第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

一　家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等

二　［略］

6・7　［略］

三　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第四項第一号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

［項を加える。］

2　市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一　家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

二　次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一　当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　第二十七条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）

二　［同上］

4・5　［同上］

附　則

（連携施設に関する経過措置）

第三条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正）

第三条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ［一～三　略］ 四　法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第二十四条から第二十七条まで（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十二条（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十八条、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条、第四十二条第一項から第十項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第五条の規定による基準 五　［略］ **第三十七条**　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては一人以上五人以下、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十八条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第四十二条第三項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同令第三十一条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第四十二条第三項において同じ。）にあっては六人以上十九人以下、小規模保育事業Ｃ型（同令第三十三条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第四条において同じ。）にあっては六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあっては一人とする。 ２　［略］ （特定教育・保育施設等との連携） **第四十二条**　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 一　特定地域型保育の提供を受けている満三歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。	（趣旨） **第一条**　特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ［一～三　同上］ 四　法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第二十四条から第二十七条まで（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十二条（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十八条、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条、第四十二条第一項から第八項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第五条の規定による基準 五　［同上］ **第三十七条**　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては一人以上五人以下、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十八条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同令第三十一条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）にあっては六人以上十九人以下、小規模保育事業Ｃ型（同令第三十三条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第四条において同じ。）にあっては六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあっては一人とする。 ２　［同上］ （特定教育・保育施設等との連携） **第四十二条**　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 一　特定地域型保育の提供を受けている満三歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

附　則

（連携施設に関する経過措置）

第三条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

二　［略］

三　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあっては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2　市町村長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第一号の規定を適用しないこととすることができる。

一　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

二　次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

イ　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第五項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第一項第一号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4　市町村長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第一項第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと市町村長が認めること。

イ　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

二　市町村長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5　前項各号の代替保育連携協力者とは、第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

一　特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等

二　［略］

6～11　［略］

二　［同上］

三　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあっては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第四項第一号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

［項を加える。］

2　市町村長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一　特定地域型保育事業者と前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

［項を加える。］

二　前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一　当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）

二　［同上］

4～9　［同上］

附　則

（連携施設に関する経過措置）

第五条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（内閣府の所管することども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第四条　内閣府の所管することども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の準用） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
［略］	
第四十二条第十一項	特定地域型保育事業者	特定地域型保育事業者（満三歳以上の各年齢の定員を設定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者を除く。）
［略］		
2　［略］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正前	
（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の準用） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
［同上］	
第四十二条第九項	特定地域型保育事業者	特定地域型保育事業者（満三歳以上の各年齢の定員を設定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者を除く。）
［同上］		
2　［同上］		

附　則

（連携施設に関する経過措置）

第五条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

省　令

農林水産省
経済産業省
環境省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、国際協力排出削減量の記録等に関する省令を定める。

令和七年一月三十一日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

国際協力排出削減量の記録等に関する省令

（用語）

第一条　この省令で使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（事業設計書等の提出）

第二条　法第五十七条の二第一項の規定による提出は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により行わなければならない。

2　事業設計書及び次項の書類の提出は、実施しようとする国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めで定める様式により行わなければならない。

3　法第五十七条の二第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　法第五十七条の二第四項の規定による確認の申請書

二　事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施を担当する者の連絡先その他の当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施を担当する者に対しての連絡の方法等に関する書類

三　その他前項の取決めに基づき必要とされる書類

（認定検証機関の確認）

第三条　法第五十七条の二第二項の認定検証機関の確認は、事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われなければならない。

（認定検証機関の認定）

第四条　法第五十七条の三第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三項各号に掲げる要件に適合することを証する書類及び当該申請に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき提出することが求められる書類を添えて、電磁的方法により主務大臣に提出しなければならない。

一　その名称、住所及び代表者の氏名

二　当該取決めに基づき申請書に記載することが求められる事項

２　前項の申請書の提出は、同項の取決めで定める様式により行わなければならない。

３　主務大臣は、法第五十七条の三第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

一　次のいずれかに該当する機関であること。

イ　国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ（以下この号において単に「ＩＳＯ」という。）一四〇六四―二に基づき、法第五十七条の三第二項各号に掲げる業務その他関連する業務を行うことができる機関として、ＩＳＯ一四〇六五に適合している旨の認証を受けている機関

ロ　京都議定書第十二条１に規定する低排出型の開発の制度の下で運営組織として指定を受けている機関

ハ　イ又はロに掲げる機関に類するものとして主務大臣が認めた機関

二　国際温室効果ガス排出削減等協力事業に関する十分な知識を有すること。

三　その他第一項の取決めで定める要件に適合していること。

（認定検証機関の休廃止等の届出）

第五条　認定検証機関は、法第五十七条の三第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その旨を電磁的方法により主務大臣に届け出なければならない。

（削減等が行われた温室効果ガスの量の記録の申請）

第六条　法第五十七条の四第一項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならない。

２　前項の提出は、実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めで定める様式による申請書に、当該取決めに基づき提出することが求められる書類を添えて行わなければならない。

３　法第五十七条の四第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業の名称

二　法第五十七条の四第三項に規定する検証を行った認定検証機関の名称

三　その他前項の取決めに基づき記載が求められる事項

（認定検証機関の検証）

第七条　法第五十七条の四第三項の認定検証機関の検証は、法第五十七条の二第一項に定める事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われるものとする。

附　則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

農林水産省
○経済産業省令第二号
環境省

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令を定める。

令和七年一月三十一日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令

（用語）

第一条　この省令で使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（指定実施機関の指定の申請）

第二条　法第五十七条の十九第二項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地

二　国際協力排出削減量関係事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　行おうとする国際協力排出削減量関係事務の範囲

四　国際協力排出削減量関係事務を開始しようとする年月日

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等資産の状況を明らかにする書類

三　申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　申請に係る意思の決定を証する書類

五　役員の氏名及び略歴を記載した書類

六　組織及び運営に関する事項を記載した書類

七　現に行っている業務の概要を記載した書類

八　国際協力排出削減量関係事務に相当する事務又はそれと類似する事務の実績を記載した書類

九　国際協力排出削減量関係事務を行う者の氏名及び略歴を記載した書類

十　国際協力排出削減量関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十一　法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

十二　その他参考となるべき事項を記載した書類

（事務の一部委託の承認申請）

第三条　指定実施機関は、法第五十七条の十九第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　事務を委託しようとする相手方（以下この条及び次条において「受託者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　委託しようとする事務の範囲

三　委託しようとする期間

四　委託しようとする事務の委託契約において、受託者が当該事務を適正かつ確実に遂行するための措置として付する条件の内容

五　受託者の選定に係る基準

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　理由書

二　事務の委託契約の内容を記載した書類

三　受託者が法人である場合には、受託者の定款及び登記事項証明書

四　最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等資産の状況を明らかにする書類

五　受託者が法人である場合には、受託者の役員の氏名及び略歴を記載した書類

六　受託者が現に行っている業務の概要を記載した書類

七　委託しようとする事務又はそれと類似する事務に係る受託者の実績を記載した書類

八　委託しようとする事務を行う者の氏名及び略歴を記載した書類

九　委託しようとする事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
十　受託者が法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
十一　その他参考となるべき事項を記載した書類
（事務の一部委託の承認基準）
第四条　主務大臣は、前条第一項の申請書の提出があった場合において、その申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。
一　事務の委託が当該事務の効率化に資すること。
二　受託者のその受託しようとする事務の実施の方法に関する計画が当該事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
三　受託者が前号の計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。
四　受託者がその受託しようとする事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって当該事務が不公正になるおそれがないこと。
五　受託者が法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までに掲げる要件に該当しないこと。
六　指定実施機関がその委託しようとする事務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置を講ずることができること。
七　受託者がその受託しようとする事務の全部又は一部を他の者に再委託する場合には、指定実施機関が当該再委託される事務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置を講ずることができること。
（名称等の変更の届出）
第五条　指定実施機関は、法第五十七条の二十一第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。
一　変更後の指定実施機関の名称又は主たる事務所の所在地
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由
（役員の選任又は解任の認可の申請）
第六条　指定実施機関は、法第五十七条の二十二第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一　役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
二　選任又は解任の理由
三　選任の場合にあっては、その者の略歴
2　前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、役員として選任しようとする者の就任承諾書及び法第五十七条の二十第二項第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならない。
（事務規程の認可の申請）
第七条　指定実施機関は、法第五十七条の二十四第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事務規程の案を添え、主務大臣に提出しなければならない。
2　指定実施機関は、法第五十七条の二十四第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一　変更しようとする事項
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由
（事務規程の記載事項）
第八条　法第五十七条の二十四第二項第四号の主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務に関し必要な事項は、次のとおりとする。
一　国際協力排出削減量関係事務を行う時間及び休日に関する事項
二　国際協力排出削減量関係事務を行う事務所に関する事項
三　国際協力排出削減量関係事務を行う組織、運営、その他実施体制に関する事項
四　国際協力排出削減量関係事務の実施における個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項
五　手数料の収納の方法に関する事項
六　国際協力排出削減量関係事務に関して知り得た情報の管理（情報の安全性を確保するために必要な措置を含む。）及び秘密の保持に関する事項
七　国際協力排出削減量関係事務に関して知り得た情報の漏えいが生じた場合の措置に係る事項
八　国際協力排出削減量関係事務に関する苦情及び紛争の処理に関する事項
九　国際協力排出削減量関係事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
十　その他国際協力排出削減量関係事務の実施に関し必要な事項
（事業計画等の認可の申請）
第九条　指定実施機関は、法第五十七条の二十五第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添え、主務大臣に提出しなければならない。
2　指定実施機関は、法第五十七条の二十五第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一　変更しようとする事項
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由
（事業報告書等の提出）
第十条　指定実施機関は、法第五十七条の二十五第二項の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添え、主務大臣に提出しなければならない。
（帳簿の備付け等）
第十一条　指定実施機関は、法第五十七条の二十七に規定する帳簿を一年ごとに閉鎖し、国際協力排出削減量関係事務を廃止するときまで保存しなければならない。
2　法第五十七条の二十七の主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務に関する事項は、次に掲げるものとする。
一　国際協力排出削減量関係事務の実施状況
二　手数料の収受の状況
3　前項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって第一項に規定する帳簿の保存に代えることができる。
（国際協力排出削減量関係事務の休廃止の許可）
第十二条　指定実施機関は、法第五十七条の三十第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一　休止し、又は廃止しようとする国際協力排出削減量関係事務の範囲
二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
三　休止又は廃止の理由
（国際協力排出削減量関係事務の引継ぎ）
第十三条　指定実施機関は、法第五十七条の三十三第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
一　国際協力排出削減量関係事務を主務大臣に引き継ぐこと。
二　国際協力排出削減量関係事務に関する帳簿及び書類を主務大臣に引き継ぐこと。
三　その他主務大臣が必要と認める事項
附　則
この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づき、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部を改正する省令）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（重要な役割を担う従業者） **第三十二条の六**　法第二十二条の三第二項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であって、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。 一　小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの 二　小売供給契約に関する業務を行う部門において、需要家に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（前号に該当するものを除く。） 三　小売電気事業に係る電力の取引に関する業務を行う部門において、当該取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（前二号に該当するものを除く。） 2　同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。 一　発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの 二　電源開発についての計画の策定に関する業務を行う部門において、当該計画に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（前号に該当するものを除く。） 三　発電事業に係る電力の取引に関する業務を行う部門において、当該取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（第一号に該当するものを除く。） 3　同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であって、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。 一　特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの 二　特定卸供給事業に係る電力の取引に関する業務を実施する部門において、当該取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（前号に該当するものを除く。） 4　（略） （重要な役割を担う従業者） **第三十三条の十三**　法第二十三条の二第一項第一号の経済産業省令で定める要件については、第三十三条の六第一項の規定を準用する。 2　法第二十三条の二第一項第二号の経済産業省令で定める要件については、第三十三条の六第二項の規定を準用する。 3　法第二十三条の二第一項第三号の経済産業省令で定める要件については、第三十三条の六第三項の規定を準用する。 4　法第二十三条の二第一項第四号の経済産業省令で定める要件については、第三十三条の六第四項の規定を準用する。	（重要な役割を担う従業者） **第三十二条の六**　法第二十二条の三第二項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 （新設） （新設） （新設） 2　同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 （新設） （新設） （新設） 3　同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 （新設） （新設） 4　（略） （重要な役割を担う従業者） **第三十三条の十三**　法第二十三条の二第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 2　同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 3　同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。 4　同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第三十三条の三に定める要件に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

附　則

（書面の交付の特例）

第十八条　法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十二第七項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一　小売電気事業者等が、閣議の決定に基づき行われる電気料金に関する需要家の負担軽減措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合

二　一般送配電事業者が法第十八条第一項又は同条第二項ただし書きの認可を受けて定める需要側託送供給料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第一条第二項第二号に規定する需要側託送供給料金をいう。次項及び次条において同じ。）の割引その他の当該一般送配電事業者が行う接続供給を受ける者の負担を軽減する措置（災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する災害発生市町村若しくは同条第二項に規定する本部所管区域市町村の区域又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定により同条第一項の政令で指定された措置の適用を受けた区域における措置であって、令和七年四月一日以降に適用を開始するものに限る。次項及び次条において同じ。）の適用の開始に伴い、小売電気事業者等が、小売供給を受けようとする者に対して小売供給に係る料金の割引その他の小売供給を受けようとする者の負担を軽減する措置を開始するために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合

2　法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十三第一項に定める場合のほか、次に掲げる場合とする。

一　小売電気事業者等が、閣議の決定に基づき行われる電気料金に関する需要家の負担軽減措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合

二　一般送配電事業者が法第十八条第一項又は同条第二項ただし書きの認可を受けて定める需要側託送供給料金の割引その他の当該一般送配電事業者が行う接続供給を受ける者の負担を軽減する措置の適用の開始に伴い、小売電気事業者等が、小売供給を受けようとする者に対して小売供給に係る料金の割引その他の小売供給を受けようとする者の負担を軽減する措置を開始するために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合

第十九条　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十五第七項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一　登録特定送配電事業者等が、閣議の決定に基づき行われる電気料金に関する需要家の負担軽減措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合

二　一般送配電事業者が法第十八条第一項又は同条第二項ただし書きの認可を受けて定める需要側託送供給料金の割引その他の当該一般送配電事業者が行う接続供給を受ける者の負担を軽減する措置の適用の開始に伴い、登録特定送配電事業者等が、小売供給を受けようとする

附　則

（書面の交付の特例）

第十八条　法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十二第七項各号に掲げる場合のほか、小売電気事業者等が、閣議の決定に基づき行われる電気料金に関する需要家の負担軽減措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

（新設）

（新設）

2　法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十三第一項に定める場合のほか、小売電気事業者等が、閣議の決定に基づき行われる電気料金に関する需要家の負担軽減措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合とする。

（新設）

（新設）

第十九条　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十五第七項各号に掲げる場合のほか、登録特定送配電事業者等が、閣議の決定に基づき行われる電気料金に関する需要家の負担軽減措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

（新設）

者に対して小売供給に係る料金の割引その他の小売供給を受けようとする者の負担を軽減する措置を開始するために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合

2　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、次に掲げる場合とする。

一　登録特定送配電事業者等が、閣議の決定に基づき行われる電気料金に関する需要家の負担軽減措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合

二　一般送配電事業者が法第十八条第一項又は同条第二項ただし書きの認可を受けて定める需要側託送供給料金の割引その他の当該一般送配電事業者が行う接続供給を受ける者の負担を軽減する措置の適用の開始に伴い、登録特定送配電事業者等が、小売供給を受けようとする者に対して小売供給に係る料金の割引その他の小売供給を受けようとする者の負担を軽減する措置を開始するために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合

2　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、閣議の決定に基づき行われる電気料金に関する需要家の負担軽減措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合とする。

（新設）

（新設）

（電気関係報告規則の一部改正）

第二条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第一条**　（略） 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十三　（略） 十四　「非化石電源」とは、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第四項に規定するエネルギー源の環境適合利用を行う電源をいう。 （定期報告） **第二条**　（略） 2　法第二条の八第一項の規定による小売電気事業の休止の届出をしてその事業を休止している小売電気事業者は、前項の規定にかかわらず、様式第十一第一表の二による報告書の提出を要しない。 3　次に掲げる要件のいずれかに該当する小売電気事業者は、第一項の規定にかかわらず、様式第十一第一表の三による報告書の提出を要しない。 一　法第二条の八第一項の規定による小売電気事業の休止の届出をしてその事業を休止していること。 二　資本金の額が五億円以上の株式会社であつて、その直近の会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十九条に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見（監査の対象となつた計算書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、	（定義） **第一条**　（略） 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十三　（略） （新設） （定期報告） **第二条**　（略） （新設） （新設）

当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨の意見をいう。）が含まれており、かつ、当該会計監査報告に係る計算書類に会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第九十八条第一項第一号に規定する継続企業の前提に関する注記がないこと。

三　その親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。）が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社であつて、当該親会社の直近の有価証券報告書等（同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は同法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。）に記載された純資産の額が五十億円以上であること。

別表（第二条関係）

表番号及び当該表の名称	報告対象者	報告期限
第一表の一　販売電力量・契約口数	小売電気事業者	翌々月十五日
第一表の二　リスク管理体制の運用状況	小売電気事業者	当該小売電気事業者の毎事業年度の最終月の末日から三月を経過する日
第一表の三　資金の概況	小売電気事業者	毎四半期の最終月の末日から一月を経過する日
第二表　小売供給契約の料金設定方法・契約期間等	小売電気事業者	毎事業年度の最終月の末日から四月を経過する日
（削る）	（削る）	（削る）
第三表　小売電気事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者の調達した非化石電源に係る電気の電力量及び非化石証書の調達量	当該契約の供給主体である小売電気事業者	毎事業年度の最終月の末日から四月を経過する日
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表（第二条関係）

表番号及び当該表の名称	報告対象者	報告期限
第一表　販売電力量・契約口数	小売電気事業者	翌々月十五日
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
第二表　低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等	小売電気事業者	毎四半期の最終月の末日から一月を経過する日
第三表一一　再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約に係る販売電力量	当該契約の供給主体である小売電気事業者	毎事業年度の最終月の末日から二月を経過する日
第三表一二　再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者の調達した再生可能エネルギー電気の電力量	当該契約の供給主体である小売電気事業者	毎事業年度の最終月の末日から二月を経過する日
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

様式第十一第一表を次のように改め、様式第十一第一表の一とする。

様式第11（第２条関係）

年　月　日

第１表の１　販売電力量・契約口数

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　月分　　小売電気事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

１　販売電力量・販売額・契約口数

供給区域	特別高圧			高圧			低圧						その他需要
							電灯			電力			
	販売電力量（10^3kWh）	販売額（千円）	契約口数	販売電力量（10^3kWh）	販売額（千円）	契約口数	販売電力量（10^3kWh）	販売額（千円）	契約口数	販売電力量（10^3kWh）	販売額（千円）	契約口数	販売電力量（10^3kWh）
北海道													
東北													
東京													
中部													
北陸													
関西													
中国													
四国													
九州													
沖縄													
合計													

２　特定小売供給約款による供給の販売額

旧供給区域	特定小売供給約款による供給の販売額（千円）		
	高圧	低圧	
		電灯	電力

備考　１　みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者は、２については記載する必要はない。

２　みなし小売電気事業者は、２に加えて１についても記載すること。また、１においては特定小売供給を含めた数値を記載すること。

３　１においては、一般送配電事業者の供給区域ごとに記載すること。

４　その他需要の欄には、建設工事用電力及び事業用電力に当たる内容を記載すること。

５　２の旧供給区域の欄には、みなし小売電気事業者として特定小売供給を行っている旧供給区域を記載すること。

６　沖縄電力株式会社以外は特定小売供給約款による供給の高圧の欄には記載する必要はない。

７　検針日が月末ではないこと、需要家によって検針日が異なること等の理由により、一月分の販売電力量等の管理を暦月とは異なる期間を用いて行っている場合には、販売電力量等の管理に用いている期間を用いて月ごとの合計値を算出して記載すること。

８　販売額は、燃料費調整に係る額を含み、消費税、地方消費税及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第36条第２項に基づいて算出される賦課金を除いた額とすること。

９　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十一第一表の一の次に次の二表を加える。

第１表の２　リスク管理体制の運用状況

年　月　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年度分　　小売電気事業者名

	（１）	（２）	（３）	（４）
	小売電気事業に係るリスク	（１）のリスクに係る対応策	（２）の対応策に係る目標	（３）の目標に係る達成状況
①	供給能力の確保に係る費用の変動			
②	インバランスの発生			
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				

備考　１　小売電気事業の遂行に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて、当該リスクの内容及び当該リスクごとの対応策、当該対応策に係る目標及び当該目標の達成状況を具体的に記載すること。なお、「供給能力の確保に係る費用の変動」及び「インバランスの発生」の欄については必ず記載すること。また、③以降の欄については、小売電気事業の性質に応じ、欄を追加して記載すること。また、「（２）の対応策に係る目標」の欄については、特段の事情がない限り、定量的な数値を具体的に記載し、その場合、「（３）の目標に係る達成状況」の欄についても同様とすること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第１表の３　資金の概況

年　月　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　月～　月分

小売電気事業者名

		前月	当月	翌月	翌々月	３月後	４月後
①	月間販売額（千円）						
②	月末の現預金残高（千円）						
③	②／①						
④	インバランス料金支払額（千円）						
⑤	④／①						

備考　１　当月は、毎四半期の最終月のことをいう。
２　販売額は、燃料費調整に係る額を含み、消費税、地方消費税及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第36条第２項に基づいて算出される賦課金を除いた額とすること。
３　「月末の現預金残高」の欄には、小売電気事業に係る現預金残高の額を記載すること。当該額を記載することが困難な場合は、報告者の現預金残高の総額を各事業の売上に応じて按分して算出した額その他の合理的と認められる方法により算出した額を記載すること。
４　「インバランス料金支払額」の欄には、各月に支払った又は支払う見込みのインバランス料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第１条第２項第４号に規定するインバランス料金をいう。）の額を記載すること。なお、報告者とバランシンググループを形成する他の小売電気事業者がある場合は、当該小売電気事業者との間の契約内容等に基づき報告者が負担するインバランス料金の額を記載すること。
５　「翌々月」、「３月後」及び「４月後」の欄には、各事項の額等の見込みを記載すること。なお、「翌月」についても、提出の日時に応じて、各事項の金額等の見込みを記載することができる。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十一第二表を次のように改める。

第２表　小売供給契約の料金設定方法・契約期間等

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　月　日

年度分　小売電気事業者名

1　低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等

低圧需要に係る事項	料金設定方法・契約期間等				備考
	料金設定方法（複数選択可）			□二部料金制　□最低料金制　□完全従量料金制　□定額料金制 □その他（　　）	
	燃料費調整等			□有り　□無し	
		調整額の設定方法（複数選択可）		□燃料の貿易統計価格に連動（上限有り） □燃料の貿易統計価格に連動（上限無し） □日本卸電力取引所の取引価格に連動（上限有り） □日本卸電力取引所の取引価格に連動（上限無し） □その他（　　）	
	契約事務手数料等			□有り　□無し	
		契約1件当たりの契約事務手数料等の金額（複数選択可）		□～999円　□1,000～2,999円　□3,000円～4,999円 □5,000円～9,999円　□10,000円～99,999円 □100,000円～　□その他（　　）	
	契約期間			□1年未満　□1年以上～2年未満　□2年以上～3年未満 □3年以上	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定		□有り　□無し	
		契約1件当たりの違約金等の金額（複数選択可）		□～999円　□1,000～2,999円　□3,000円～4,999円 □5,000円～9,999円　□10,000円～99,999円 □100,000円～　□その他（　　）	
	長期契約割引			□有り　□無し	
		長期契約割引による割引率（複数選択可）		□1%未満　□1%以上～2%未満　□2%以上～3%未満 □3%以上～5%未満　□5%以上　□その他（　　）	
		長期契約割引の適用に必要となる契約期間（複数選択可）		□1年未満　□1年以上～2年未満　□2年以上～3年未満 □3年以上～5年未満　□5年以上　□その他（　　）	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定		□有り　□無し	
		契約1件当たりの違約金等の金額（複数選択可）		□～999円　□1,000～2,999円　□3,000円～4,999円 □5,000円～9,999円　□10,000円～99,999円 □100,000円～　□その他（　　）	
	電源構成又は発電所の立地地域を小売供給の特性とする契約条項			□有り　□無し	
		小売供給の特性とする電源構成等の内容（複数選択可）		□FIT電気　□FIT電気以外の再エネ電源・非化石電源 □発電所の立地地域　□その他（　　）	
	電気の環境価値を小売供給の特性とする契約条項			□有り　□無し	
		小売供給の特性とする電気の環境価値の根拠（複数選択可）		□FIT非化石証書 □非FIT非化石証書（再エネ指定） □非FIT非化石証書（再エネ指定なし）	
		当該契約の販売電力量（前年度実績値）（年度合計）		（　　）kWh	
	他の商品・役務とのセット販売			□有り　□無し	
		他の商品・役務の内容（複数選択可）		□都市ガス　□LPガス　□灯油　□ガソリン・軽油　□水道 □携帯電話　□携帯電話を除く通信　□動画配信サービス □その他（　　）	
	小売供給に伴う料金割引やキャッシュバック・ポイント還元等のサービス			□有り　□無し	
		料金割引やキャッシュバック・ポイント還元等の条件		□有り　□無し	
		料金割引やキャッシュバック・ポイント還元等の条件の種類（複数選択可）		□一定の時期までの契約締結　□一定の金額以上の料金支払い □一定の期間以上の契約継続　□特定のウェブページ・広告等の閲覧 □特定のアンケート項目への回答　□特定の顧客条件を満たした契約 □その他（　　）	

2　高圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等

					備考
高圧需要に係る事項	料金設定方法・契約期間等				
	料金設定方法（複数選択可）			□二部料金制　□最低料金制　□完全従量料金制　□定額料金制 □その他（　　）	
	燃料費調整等			□有り　□無し	
		調整額の設定方法（複数選択可）		□燃料の貿易統計価格に連動（上限有り） □燃料の貿易統計価格に連動（上限無し） □日本卸電力取引所の取引価格に連動（上限有り） □日本卸電力取引所の取引価格に連動（上限無し） □その他（　　）	
	契約事務手数料等			□有り　□無し	
		契約１件当たりの契約事務手数料等の金額（複数選択可）		□～999円　□1,000～4,999円　□5,000円～9,999円 □10,000円～49,999円　□50,000円～99,999円 □100,000円～　□その他（　　）	
	契約期間			□１年未満　□１年以上～５年未満　□５年以上～10年未満 □10年以上	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定		□有り　□無し	
		契約１件当たりの違約金等の金額（複数選択可）		□～9,999円　□10,000～99,999円　□100,000円～499,999円 □500,000～999,999円　□1,000,000円～1,999,999円 □2,000,000円～2,999,999円　□3,000,000円～ □その他（　　）	
	長期契約割引			□有り　□無し	
		長期契約割引による割引率（複数選択可）		□1%未満　□1%以上～3%未満　□3%以上～5%未満 □5%以上～10%未満　□10%以上　□その他（　　）	
		長期契約割引の適用に必要となる契約期間（複数選択可）		□１年未満　□１年以上～５年未満　□５年以上～10年未満 □10年以上　□その他（　　）	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定		□有り　□無し	
		契約１件当たりの違約金等の金額（複数選択可）		□～9,999円　□10,000～99,999円　□100,000円～499,999円 □500,000～999,999円　□1,000,000円～1,999,999円 □2,000,000円～2,999,999円　□3,000,000円～ □その他（　　）	
	電源構成又は発電所の立地地域を小売供給の特性とする契約条項			□有り　□無し	
		小売供給の特性とする電源構成等の内容（複数選択可）		□FIT電気　□FIT電気以外の再エネ電源・非化石電源 □発電所の立地地域　□その他（　　）	
	電気の環境価値を小売供給の特性とする契約条項			□有り　□無し	
		小売供給の特性とする電気の環境価値の根拠（複数選択可）		□FIT非化石証書 □非FIT非化石証書（再エネ指定） □非FIT非化石証書（再エネ指定なし）	

3　特別高圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等

					備考
特別高圧需要に係る事項	料金設定方法・契約期間等				
	料金設定方法（複数選択可）			□二部料金制　□最低料金制　□完全従量料金制　□定額料金制 □その他（　　）	
	燃料費調整等			□有り　□無し	
		調整額の設定方法（複数選択可）		□燃料の貿易統計価格に連動（上限有り） □燃料の貿易統計価格に連動（上限無し） □日本卸電力取引所の取引価格に連動（上限有り） □日本卸電力取引所の取引価格に連動（上限無し） □その他（　　）	
	契約事務手数料等			□有り　□無し	
		契約１件当たりの契約事務手数料等の金額（複数選択可）		□～999円　□1,000～4,999円　□5,000円～9,999円 □10,000円～49,999円　□50,000円～99,999円 □100,000円～　□その他（　　）	
	契約期間			□１年未満　□１年以上～５年未満　□５年以上～10年未満 □10年以上	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定		□有り　□無し	
		契約１件当たりの違約金等の金額（複数選択可）		□～9,999円　□10,000～99,999円　□100,000円～499,999円 □500,000～999,999円　□1,000,000円～1,999,999円 □2,000,000円～2,999,999円　□3,000,000円～ □その他（　　）	
	長期契約割引			□有り　□無し	
		長期契約割引による割引率（複数選択可）		□1%未満　□1%以上～3%未満　□3%以上～5%未満 □5%以上～10%未満　□10%以上　□その他（　　）	
		長期契約割引の適用に必要となる契約期間（複数選択可）		□１年未満　□１年以上～５年未満　□５年以上～10年未満 □10年以上　□その他（　　）	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定		□有り　□無し	
		契約１件当たりの違約金等の金額（複数選択可）		□～9,999円　□10,000～99,999円　□100,000円～499,999円 □500,000～999,999円　□1,000,000円～1,999,999円 □2,000,000円～2,999,999円　□3,000,000円～ □その他（　　）	
	電源構成又は発電所の立地地域を小売供給の特性とする契約条項			□有り　□無し	
		小売供給の特性とする電源構成等の内容（複数選択可）		□FIT電気　□FIT電気以外の再エネ電源・非化石電源 □発電所の立地地域　□その他（　　）	
	電気の環境価値を小売供給の特性とする契約条項			□有り　□無し	
		小売供給の特性とする電気の環境価値の根拠（複数選択可）		□FIT非化石証書 □非FIT非化石証書（再エネ指定） □非FIT非化石証書（再エネ指定なし）	

備考　1　低圧需要に係る小売供給契約の契約口数が99以下の料金メニューについては、記載にあたって考慮することを要しない（契約口数が100以上の料金メニューのうち、定型的でないメニューについては、各小売電気事業者の契約件数上位３件以内の料金メニューに限って考慮すること。）。

2　低圧需要に係る小売供給契約の契約口数が100以上の料金メニュー並びに高圧需要及び特別高圧需要に係る料金メニューについては、小売料金メニュー（特定小売供給メニューを除く。）の内容に応じて各電圧別に記載すること。

3　契約金、入会金等の名称を問わず、小売供給を受けるために需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭的負担（工事費等の実費負担を除く。）は全て契約事務手数料に含めること。

4　違約金、解約金等の名称を問わず、契約期間の途中での解約により需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭的負担（違約金の支払、預かり金の没収等）は全て違約金等に含めること。

5　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十一第三表一一を削り、様式第十一第三表一二を次のように改め、同様式を様式第十一第三表とする。

第３表　小売電気事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者の調達した非化石電源に係る電気の電力量及び非化石証書の調達量

年　　月　　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年度分

小売電気事業者名

1　小売供給に係る非化石電源の調達電力量（前年度実績値）（年度合計・kWh）

	太陽光	風力	水力（3万kW未満）	水力（3万kW以上）	地熱	バイオマス	原子力	その他	合計	備考
FIT電源										
非FIT電源										

2　非化石証書の調達量（前年度実績値）（年度合計・kWh）

	FIT非化石証書	非FIT非化石証書	合計	備考
再エネ指定				
再エネ指定なし				

備考　1　小売供給に係る非化石電源の調達電力量には、他社から調達した電力量のみならず、自社で発電した電力量も含めること。
2　FIT電源は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第２条第１項に規定する再生可能エネルギー電気（小売電気事業者が当該調達した再生可能エネルギー電気について同法第15条の２第１項の交付金を受けている場合に限る。）の電源をいう。また、非FIT電源は、各欄の電源種の電源についてFIT電源に該当しないものをいう。
3　「FIT非化石証書」の欄には、FIT電源由来の非化石証書の調達量を記載すること。また、「非FIT非化石証書」の欄には、非FIT電源由来の非化石証書の調達量を記載すること。
4　「再エネ指定」の欄には、各欄の非化石証書について再生可能エネルギー由来のものの調達量を記載すること。また、「再エネ指定なし」の欄には、非FIT非化石証書で再エネ指定の非化石証書に該当しないものの調達量を記載すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（ガス関係報告規則の一部改正）

第三条　ガス関係報告規則（平成二十九年経済産業省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定期報告） **第三条**　ガス小売事業者は、次の表第一号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号、一般ガス導管事業者は、同表第二号、第五号、第七号、第十一号及び第十二号、特定ガス導管事業者は、同表第三号及び第五号、ガス製造事業者は、同表第四号、第五号及び第十三号、準用事業者は、同表第八号について同表の上欄に掲げる事項を記載した同表の中欄に掲げる様式の報告書を同表の下欄に掲げる時期に提出しなければならない。	（定期報告） **第三条**　ガス小売事業者は、次の表第一号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号、一般ガス導管事業者は、同表第二号、第五号、第七号、第十一号及び第十二号、特定ガス導管事業者は、同表第三号及び第五号、ガス製造事業者は、同表第四号、第五号及び第十三号、準用事業者は、同表第八号について同表の上欄に掲げる事項を記載した同表の中欄に掲げる様式の報告書を同表の下欄に掲げる時期に提出しなければならない。
一～九　（略）　（略）　（略） 十　ガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）の小売供給契約の料金設定方法・契約期間等　様式第十　当該年度の翌年度七月末日まで 十一～十三　（略）　（略）　（略）	一～九　（略）　（略）　（略） 十　ガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）の小売供給契約の料金設定方法・契約期間等　様式第十　当該四半期の最終月の末日から一月を経過する日まで 十一～十三　（略）　（略）　（略）
2　（略）	2　（略）

様式第十を次のように改める。

様式第10（第３条関係）

年　月　日

殿

年度分

ガス小売事業者名

1　家庭用小売供給契約の料金設定方法・契約期間等報告書

	料金設定方法・契約期間等			備考
家庭用小売供給契約に係る事項	料金設定方法（複数選択可）		□二部料金制　□最低料金制　□完全従量料金制　□定額料金制 □その他（　　）	
	原料費調整		□有り　□無し	
		調整額の設定方法（複数選択可）	□燃料の貿易統計価格に連動（上限有り） □燃料の貿易統計価格に連動（上限無し） □その他（　　）	
	契約事務手数料等		□有り　□無し	
		契約1件当たりの契約事務手数料等の金額（複数選択可）	□～999円　□1,000～2,999円　□3,000円～4,999円 □5,000円～9,999円　□10,000円～99,999円 □100,000円～　□その他（　　）	
	契約期間		□1年未満　□1年以上～2年未満　□2年以上～3年未満 □3年以上	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定	□有り　□無し	
		契約1件当たりの違約金等の金額（複数選択可）	□～999円　□1,000～2,999円　□3,000円～4,999円 □5,000円～9,999円　□10,000円～99,999円 □100,000円～　□その他（　　）	
	長期契約割引		□有り　□無し	
		長期契約割引による割引率（複数選択可）	□1%未満　□1%以上～2%未満　□2%以上～3%未満 □3%以上～5%未満　□5%以上　□その他（　　）	
		長期契約割引の適用に必要となる契約期間（複数選択可）	□1年未満　□1年以上～2年未満　□2年以上～3年未満 □3年以上～5年未満　□5年以上　□その他（　　）	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定	□有り　□無し	
		契約1件当たりの違約金等の金額（複数選択可）	□～999円　□1,000～2,999円　□3,000円～4,999円 □5,000円～9,999円　□10,000円～99,999円 □100,000円～　□その他（　　）	
	他の商品・役務とのセット販売		□有り　□無し	
		他の商品・役務の内容（複数選択可）	□電気　□灯油　□ガソリン・軽油　□水道 □携帯電話　□携帯電話を除く通信　□動画配信サービス □その他（　　）	
	小売供給に伴う料金割引やキャッシュバック・ポイント還元等のサービス		□有り　□無し	
		料金割引やキャッシュバック・ポイント還元等の条件	□有り　□無し	
		料金割引やキャッシュバック・ポイント還元等の条件の種類（複数選択可）	□一定の時期までの契約締結　□一定の金額以上の料金支払い □一定の期間以上の契約継続　□特定のウェブページ・広告等の閲覧 □特定のアンケート項目への回答　□特定の顧客条件を満たした契約 □その他（　　）	

2　商業用小売供給契約の料金設定方法・契約期間等報告書

	料金設定方法・契約期間等			備考
商業用小売供給契約に係る事項	料金設定方法（複数選択可）		□二部料金制　□最低料金制　□完全従量料金制　□定額料金制 □その他（　　）	
	原料費調整		□有り　□無し	
		調整額の設定方法（複数選択可）	□燃料の貿易統計価格に連動（上限有り） □燃料の貿易統計価格に連動（上限無し） □その他（　　）	
	契約事務手数料等		□有り　□無し	
		契約1件当たりの契約事務手数料等の金額（複数選択可）	□～999円　□1,000～４,999円　□4,999円～9,999円 □10,000円～49,999円　□49,999円～99,999円 □100,000円～　□その他（　　）	
	契約期間		□1年未満　□1年以上～2年未満　□2年以上～3年未満 □3年以上	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定	□有り　□無し	
		契約1件当たりの違約金等の金額（複数選択可）	□～9,999円　□10,000～99,999円　□100,000円～499,999円 □500,000～999,999円　□1,000,000円～1,999,999円 □2,000,000円～2,999,999円　□3,000,000円～ □その他（　　）	
	長期契約割引		□有り　□無し	
		長期契約割引による割引率（複数選択可）	□1%未満　□1%以上～3%未満　□3%以上～5%未満 □5%以上～10%未満　□10%以上　□その他（　　）	
		長期契約割引の適用に必要となる契約期間（複数選択可）	□1年未満　□1年以上～5年未満　□5年以上～10年未満 □10年以上　□その他（　　）	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定	□有り　□無し	
		契約1件当たりの違約金等の金額（複数選択可）	□～9,999円　□10,000～99,999円　□100,000円～499,999円 □500,000～999,999円　□1,000,000円～1,999,999円 □2,000,000円～2,999,999円　□3,000,000円～ □その他（　　）	

３　工業用小売供給契約の料金設定方法・契約期間等報告書

	料金設定方法・契約期間等			備考
工業用小売供給契約に係る事項	料金設定方法（複数選択可）		□二部料金制　□最低料金制　□完全従量料金制　□定額料金制 □その他（　　）	
	原料費調整		□有り　□無し	
		調整額の設定方法（複数選択可）	□燃料の貿易統計価格に連動（上限有り） □燃料の貿易統計価格に連動（上限無し） □その他（　　）	
	契約事務手数料等		□有り　□無し	
		契約1件当たりの契約事務手数料等の金額（複数選択可）	□～999円　□1,000～４,999円　□4,999円～9,999円 □10,000円～49,999円　□49,999円～99,999円 □100,000円～　□その他（　　）	
	契約期間		□1年未満　□1年以上～2年未満　□2年以上～3年未満 □3年以上	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定	□有り　□無し	
		契約1件当たりの違約金等の金額（複数選択可）	□～9,999円　□10,000～99,999円　□100,000円～499,999円 □500,000～999,999円　□1,000,000円～1,999,999円 □2,000,000円～2,999,999円　□3,000,000円～ □その他（　　）	
	長期契約割引		□有り　□無し	
		長期契約割引による割引率（複数選択可）	□1%未満　□1%以上～3%未満　□3%以上～5%未満 □5%以上～10%未満　□10%以上　□その他（　　）	
		長期契約割引の適用に必要となる契約期間（複数選択可）	□1年未満　□1年以上～5年未満　□5年以上～10年未満 □10年以上　□その他（　　）	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定	□有り　□無し	
		契約1件当たりの違約金等の金額（複数選択可）	□～9,999円　□10,000～99,999円　□100,000円～499,999円 □500,000～999,999円　□1,000,000円～1,999,999円 □2,000,000円～2,999,999円　□3,000,000円～ □その他（　　）	

４　その他用小売供給契約の料金設定方法・契約期間等報告書

	料金設定方法・契約期間等			備考
その他用小売供給契約に係る事項	料金設定方法（複数選択可）		□二部料金制　□最低料金制　□完全従量料金制　□定額料金制 □その他（　　）	
	原料費調整		□有り　□無し	
		調整額の設定方法（複数選択可）	□燃料の貿易統計価格に連動（上限有り） □燃料の貿易統計価格に連動（上限無し） □その他（　　）	
	契約事務手数料等		□有り　□無し	
		契約1件当たりの契約事務手数料等の金額（複数選択可）	□～999円　□1,000～４,999円　□4,999円～9,999円 □10,000円～49,999円　□49,999円～99,999円 □100,000円～　□その他（　　）	
	契約期間		□1年未満　□1年以上～2年未満　□2年以上～3年未満 □3年以上	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定	□有り　□無し	
		契約1件当たりの違約金等の金額（複数選択可）	□～9,999円　□10,000～99,999円　□100,000円～499,999円 □500,000～999,999円　□1,000,000円～1,999,999円 □2,000,000円～2,999,999円　□3,000,000円～ □その他（　　）	
	長期契約割引		□有り　□無し	
		長期契約割引による割引率（複数選択可）	□1%未満　□1%以上～3%未満　□3%以上～5%未満 □5%以上～10%未満　□10%以上　□その他（　　）	
		長期契約割引の適用に必要となる契約期間（複数選択可）	□1年未満　□1年以上～5年未満　□5年以上～10年未満 □10年以上　□その他（　　）	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定	□有り　□無し	
		契約1件当たりの違約金等の金額（複数選択可）	□～9,999円　□10,000～99,999円　□100,000円～499,999円 □500,000～999,999円　□1,000,000円～1,999,999円 □2,000,000円～2,999,999円　□3,000,000円～ □その他（　　）	

備考　１　家庭用、商業用及びその他用の小売供給契約の契約件数が49以下の料金メニュー並びに工業用の小売供給契約の契約件数が4以下の料金メニューについては、記載にあたって考慮することを要しない。
２　家庭用、商業用及びその他用の小売供給契約の契約件数が50以上の料金メニュー並びに工業用の小売供給契約の契約件数が5以上の料金メニューについては、小売料金メニュー（指定旧供給区域等小売供給メニューを除く。）の内容に応じて各用途別に記載すること。
３　契約金、入会金等の名称を問わず、小売供給を受けるために需要家がガス小売事業者に対して負うことになる金銭的負担（工事費等の実費負担を除く。）は全て契約事務手数料に含めること。
４　違約金、解約金等の名称を問わず、契約期間の途中での解約により需要家がガス小売事業者に対して負うことになる金銭的負担（違約金の支払、預かり金の没収等）は全て違約金等に含めること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附　則

第一条　この省令は、令和七年三月三十一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

第二条　みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者をいう。）は、同法附則第十六条第一項の義務を負う間、第二条の規定による改正後の電気関係報告規則（以下「新電気関係報告規則」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、新電気関係報告規則第二条に規定する様式第十一第一表の二による報告書及び様式第十一第一表の三による報告書を提出することを要しない。

○経済産業省令第四号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、自転車競技法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

自転車競技法施行規則の一部を改正する省令

自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（競輪開催前の届出） **第六条**　競輪施行者が競輪を開催しようとするときは、半期（四月から九月まで及び十月から翌年三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を当該半期初日の一月前までに当該競輪施行者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（以下「所轄経済産業局長」という。）を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。 一　開催の概要 二　競輪の実施に関する事務を委託しようとする場合及び競輪場又は場外車券売場を借用する場合は、その相手方の氏名又は名称、契約の内容及びその他契約の条件に関すること （削る） （削る） 三　使用する予定の場外車券売場等の名称 （削る） （削る） 四　競輪の実施に関する規程 五　開催執務委員の氏名 六　開催に関する収支予算見積書 七　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が告示で定める事項 ２・３　（略） （競輪の実施に関する規程） **第七条**　前条第一項第四号に掲げる競輪の実施に関する規程には、次の事項を記載するものとする。 一～十四　（略） （設置者の報告等） **第十三条**　競輪場の設置者は、当該競輪場の構造又は設備の変更（以下この条において単に「変更」という。）を行ったときは、遅滞なく、変更の内容及び理由を記載した報告書並びに変更に係る図面を、経済産業大臣に提出しなければならない。 ２　競輪場の設置者は、変更を行おうとする場合は、工事着手二月前までに、変更の内容、変更の理由及び開催への影響を記載した報告書並びに変更に係る図面を、経済産業大臣に提出しなければならない。	（競輪開催前の届出） **第六条**　競輪施行者が競輪を開催しようとするときは、次に掲げる事項を開催日の二月前までに、当該競輪施行者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（以下「所轄経済産業局長」という。）を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。 一　開催の日時 二　競輪の実施に関する事務を委託しようとするときは、その相手方の氏名又は名称及び委託契約書の写し 三　使用する競輪場の名称及び所在地 四　競輪場を借用する場合は、借用契約書の写し 五　使用する場外車券売場等の名称及び所在地 六　場外車券売場等を借用する場合は、借用契約書の写し 七　各競走の番号、種類、名称、距離、賞金の額及び賞品の種類並びに選手の参加旅費及び災害補償に関する事項 八　競輪の実施に関する規程 九　開催執務委員の氏名 十　開催に関する収支予算見積書 十一　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が告示で定める事項 ２・３　（略） （競輪の実施に関する規程） **第七条**　前条第一項第八号に掲げる競輪の実施に関する規程には、次の事項を記載するものとする。 一～十四　（略） （設置者の報告等） **第十三条**　競輪場の設置者は、当該競輪場の構造又は設備を変更したときは、遅滞なく、変更した構造又は設備の内容及び変更の理由を記載した報告書並びに変更した構造又は設備に係る図面を、その競輪場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。 （新設）

（場外車券発売施設の設置等の許可の申請）

第十四条　（略）

２　（略）

３　第十二条の規定は法第五条第四項において準用する法第四条第九項の規定による届出について、前条第一項及び第二項の規定は場外車券売場の設置者が当該場外車券売場の構造又は設備の変更を行った場合及び変更を行おうとする場合について、それぞれ準用する。この場合、第十二条中「当該競輪場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。」とあるのは、「経済産業大臣に提出しなければならない。」とする。

第二十一条　競走においては、第六条第一項第四号の規定により届け出なければならないこととされている競輪の実施に関する規程の定めるところにより失格とすべき選手を除き、最初に決勝線に到達した選手を第一着とし、その他の選手については、その選手より前に決勝線に到達した選手の人数に一を加えたものをもってその選手の着順とする。ただし、これによることができない種類の競走においては、選手の着順を競輪の実施に関する規程で別に定めることができる。

２～４　（略）

（競輪開催後の報告）

第三十四条　競輪を開催した競輪施行者は、競輪を開催した日の属する年度終了後三月以内に、次に掲げる事項について所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に報告しなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（権限の委任）

第五十三条　法に規定する経済産業大臣の権限のうち、次に掲げるものは、競輪場又は場外車券売場の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）

六　法第五十三条第一項の規定による権限（競輪場又は場外車券売場の設置者に係るものに限る。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五号

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令

小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（競走開催前の届出） **第二条**　施行者が競走を開催しようとするときは、半期（四月から九月まで及び十月から翌年三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を当該半期初日の一月前までに、当該施行者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（以下「所轄経済産業局長」という。）を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。 一　開催の概要	（競走開催前の届出） **第二条**　施行者が競走を開催しようとするときは、次に掲げる事項を開催日の一月前までに、当該施行者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（以下「所轄経済産業局長」という。）を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。 一　開催の日時

二　競走の実施に関する事務を委託しようとする場合及び小型自動車競走場（以下単に「競走場」という。）又は場外車券売場を借用する場合は、その相手方の氏名又は名称、契約の内容及びその他契約の条件に関すること

（削る）

三　使用する予定の場外車券売場及び競走を行う競走場以外の競走場であって勝車投票券の発売等の用に供するもの（以下「場外車券売場等」という。）の名称

（削る）

四　競走の実施に関する規程

五　開催執務委員の氏名

六　開催に関する収支予算見積書

七　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が告示で定める事項

２・３　（略）

（設置者等の報告等）

第十三条　次の表の第一欄に掲げる者は、同表の第二欄に掲げる場合には、同表の第三欄に掲げる期限までに、同表の第四欄に掲げる書類を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第一欄第三号に掲げる者は、その競走場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して提出しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　競走場の設置者	当該競走場の構造又は設備の変更を行ったとき。	遅滞なく	（略）
	当該競走場の構造又は設備の変更しようとするとき。	工事着手二月前まで	変更の内容、変更の理由及び開催への影響を記載した報告書並びに変更しようとする構造又は設備に係る図面
二　場外車券売場の設置者	当該場外車券売場の構造又は設備の変更を行ったとき。	遅滞なく	変更した構造又は設備の内容及び変更の理由を記載した報告書並びに変更した構造又は設備に係る図面
	当該場外車券売場の構造又は設備の変更しようとするとき。	工事着手二月前まで	変更しようとする構造又は設備の内容、変更の理由及び開催への影響を記載した報告書並びに変更しようとする構造又は設備に係る図面

二　競走の実施に関する事務を委託しようとするときは、その相手方の氏名又は名称及び委託契約書の写し

三　使用する小型自動車競走場（以下単に「競走場」という。）の名称及び所在地並びに当該競走場を借用する場合には借用契約書の写し

四　使用する場外車券売場及び競走を行う競走場以外の競走場であって勝車投票券の発売等の用に供するもの（以下「場外車券売場等」という。）の名称及び所在地並びに当該場外車券売場等を借用する場合には借用契約書の写し

五　各競走の番号、種類、名称、距離、賞金の額及び賞品の種類並びに選手の参加旅費及び災害補償に関する事項

六　競走の実施に関する規程

七　開催執務委員の氏名

八　開催に関する収支予算見積書

九　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が告示で定める事項

２・３　（略）

（設置者等の報告等）

第十三条　次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、遅滞なく、同表の下欄に掲げる書類を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる者は、その競走場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して提出しなければならない。

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
一　競走場の設置者	当該競走場の構造又は設備を変更したとき。	（新設）	（略）
		（新設）	（新設）
二　場外車券売場の設置者	当該場外車券売場の構造又は設備を変更したとき。	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）

三　法第六条第九項の規定により、競走場の設置者の地位を承継した者	（略）	（略）
四　法第八条第四項において準用する法第六条第九項の規定により、場外車券売場の設置者の地位を承継した者		

（競走開催後の報告）

第三十二条　競走を開催した施行者は、競走を開催した日の属する年度終了後三月以内に、次に掲げる事項について所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に報告しなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（権限の委任）

第五十条の二　法に規定する経済産業大臣の権限のうち、次に掲げるものは、競走場又は場外車券売場の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）

六　法第五十七条第一項の規定による権限（競走場又は場外車券売場の設置者に係るものに限る。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第六号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和七年一月三十一日

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第一条　経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（基準） **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める技術上の基準は、別表第一の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。 ２　法第三条第二項の主務省令で定める使用に適した年齢に関する基準は、別表第一の二のとおりとする。	（技術上の基準） **第三条**　法第三条の主務省令で定める技術上の基準は、別表第一の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。 （新設）

三　法第六条第九項の規定により、競走場の設置者の地位を承継した者	（略）	（新設）	（略）
四　法第八条第四項において準用する法第六条第九項の規定により、場外車券売場の設置者の地位を承継した者			

（競走開催後の報告）

第三十二条　施行者は、毎年度、次に掲げる事項について所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に報告しなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（権限の委任）

第五十条の二　法に規定する経済産業大臣の権限のうち、次に掲げるものは、場外車券売場の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）

六　法第五十七条第一項の規定による権限（場外車券売場の設置者に係るものに限る。）

（販売等に係る例外の届出等）

第四条　法第四条第三項第一号の規定による届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（令第十九条第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

2　法第四条第三項第二号の承認を受けようとする者は、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　（略）

4　法第四条第三項第四号の承認を受けようとする者は、様式第二の二による申請書を経済産業大臣（令第十九条第三項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

（事業の届出）

第六条　法第六条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第十九条第四項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第五項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同条第六項に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同条第七項に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。第八条第一項、第九条第一項及び第四項並びに第十一条において同じ。）に提出しなければならない。

2　法第六条の規定により事業の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第三による届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）

二　国内管理人に、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び消費生活用製品安全法施行規則（昭和四十九年農林省・通商産業省令第一号。以下「施行規則」という。）第二条の三の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三の二による書類

三　第十五条の二第五号の委託契約に係る契約書その他これに準ずる書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）

四　国内管理人が第十五条の二各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第三の三による書類

五　その他経済産業大臣が必要と認める書類

（型式の区分）

第七条　法第六条第三号の主務省令で定める型式の区分は、別表第二の特定製品の区分の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の型式の区分の欄において材質等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある特定製品については、それぞれの材質等の区分として掲げる区分の一を全ての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

（販売等に係る例外の届出等）

第四条　法第四条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（令第十七条第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

2　法第四条第二項第二号の承認を受けようとする者は、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　（略）

（新設）

（事業の届出）

第六条　法第六条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第十七条第三項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第四項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長。第八条第一項、第九条、第十一条及び第十二条において同じ。）に提出しなければならない。

（新設）

（型式の区分）

第七条　法第六条第二号の主務省令で定める型式の区分は、別表第二の特定製品の区分の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の型式の区分の欄において材質等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある特定製品については、それぞれの材質等の区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

（法第六条第四号の主務省令で定める要件）

第七条の二　法第六条第四号の主務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　届出に係る型式の特定製品の設計を行つていること。

二　届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第十一条第二項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。

三　経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式の特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。

四　その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。

（変更の届出）

第九条　法第八条第一項の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第八条第一項の規定により法第六条第二号の事項の変更の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第八による届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一　国内管理人を変更した場合　次に掲げる書類

イ　変更後の国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）

ロ　変更後の国内管理人に、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第二条の三の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三の二による書類

ハ　第十五条の二第五号の委託契約に係る契約書その他これに準ずる書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）

ニ　変更後の国内管理人が第十五条の二各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第三の三による書類

ホ　その他経済産業大臣が必要と認める書類

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該変更が行われたことを証する書類

3　法第八条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者又は国内管理人が法人である場合におけるその代表者の氏名の変更とする。

4　法第八条第二項の規定により法第六条第四号の事項の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第十条　削除

第十二条　削除

（新設）

（変更の届出）

第九条　法第八条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（軽微な変更）

第十条　法第八条ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

（届出事項に係る情報の提供）

第十二条　法第十条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　請求をしようとする情報の概要

（基準適合義務に係る例外の届出等）

第十三条　法第十一条第一項第一号の規定による届出については第四条第一項の規定を、法第十一条第一項第二号の承認の申請については第四条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十九条第一項」とあるのは「第十九条第四項」と、「同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫」とあるのは「同条第五項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同条第六項に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同条第七項に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所」と読み替えるものとする。

（検査の方式等）

第十四条　（略）

2　（略）

3　法第十一条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間及び同条第三項の規定により検査記録の写しを保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十五条　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定は、法第十一条第三項に規定する写し及び法第十二条第三項に規定する写しについて準用する。この場合において、第一項中「前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法」とあるのは、「電磁的方法」と読み替えるものとする。

（国内管理人の基準）

第十五条の二　法第十一条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　日本に住所を有すること。

二　届出事業者から、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第二条の三の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与されていること。

三　特定製品に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者でないこと。

四　日本語による会話能力を有すること。

五　次に掲げる事項を記載した文書により国内管理人の業務に関する委託契約を締結していること。

イ　経済産業大臣との連絡体制に関する事項

ロ　届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項

ハ　第二号に関する事項

ニ　法第十一条第三項前段及び第十二条第三項前段の規定による写しの提供並びに法第十一条第三項後段及び第十二条第三項後段の規定による写しの保存に関する事項

（基準適合義務に係る例外の届出等）

第十三条　法第十一条第一項第一号の届出については第四条第一項の規定を、法第十一条第一項第二号の承認の申請については第四条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第三項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

（検査の方式等）

第十四条　（略）

2　（略）

3　法第十一条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十五条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（新設）

ホ　法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項の規定による立入検査及び法第四十二条第一項に規定する製品の提出に関する事項

ヘ　その他経済産業大臣が必要と認める事項

六　国内管理人の業務の実施方法が適切であること。

（法第六条第五号の措置の基準）

第十六条　法第十一条第五項の法第六条第五号の措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額として塡補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつていることとする。

（適合性検査の方法）

第十九条　法第十二条第二項の主務省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　法第十二条第一項第一号に掲げるもの　特別特定製品について、第三条第一項に規定する技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

二　法第十二条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特別特定製品について第三条第一項に規定する技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び検査設備及び前条に規定するものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（証明書の記載事項）

第二十一条　法第十二条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～六　（略）

七　法第三条第一項の主務省令で定める技術上の基準及び法第十二条第二項の主務省令で定める基準（法第十二条第一項第二号に係るものに限る。）に適合している旨

八　（略）

（子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言）

第二十一条の二　法第十二条の二第二項の主務省令で定める子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言は、別表第二の二の特定製品の区分（子供用特定製品に係るものに限る。）の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の使用に関して注意を促すための文言の欄において表示すべき文言として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある子供用特定製品については、それぞれの表示すべき文言として掲げる文言を該当する要素について組み合わせたものごとに一の使用に関して注意を促す文言とする。

2　法第十二条の二第二項の規定により表示する前項に規定する使用に関して注意を促す文言は、別表第五の特定製品の区分（子供用特定製品に係るものに限る。）の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げるものにより表示するものとする。

（法第六条第四号の措置の基準）

第十六条　法第十一条第三項の法第六条第四号の措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額としてん補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつていることとする。

（適合性検査の方法）

第十九条　法第十二条第二項の主務省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　法第十二条第一項第一号に掲げるもの　特別特定製品について、第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

二　法第十二条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特別特定製品について第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び検査設備及び前条で定めるものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（証明書の記載事項）

第二十一条　法第十二条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～六　（略）

七　法第三条の主務省令で定める技術上の基準及び法第十二条第二項の主務省令で定める基準（法第十二条第一項第二号に係るものに限る。）に適合している旨

八　（略）

（新設）

（表示）

第二十二条　法第十三条第一項（子供用特定製品の場合にあつては、同項及び同条第三項）の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

一　別表第五第五号、第六号及び第十号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第六に定める様式の表示

二　（略）

三　別表第五第十三号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第八に定める様式の表示

四　別表第五第三号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第九に定める様式の表示

（帳簿）

第二十一条　法第二十八条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第六条第三号の主務省令で定める型式の区分

四～七　（略）

２・３　（略）

（旅費の額）

第三十五条　令第十一条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

別表第１（第３条第１項、第５条、第14条第１項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
２．（略）	（略）
３．乳幼児用ベッド	１～19　（略） 20　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 (2)　削除
４．～12．（略）	（略）

（表示）

第二十二条　法第十三条の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

一　別表第五第三号、第五号、第六号及び第十号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第六に定める様式の表示

二　（略）

（新設）

（新設）

（帳簿）

第二十一条　法第二十八条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

一・二　（略）

三　適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第六条第二号の主務省令で定める型式の区分

四～七　（略）

２・３　（略）

（旅費の額）

第三十五条　令第九条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

別表第１（第３条、第５条、第14条第１項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
２．（略）	（略）
３．乳幼児用ベッド	１～19　（略） 20(1)　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 (2)　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
４．～12．（略）	（略）

13. 乳幼児用玩具	1　使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。 2　乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。 3　可動部分を有する玩具は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。 4⑴　頸部を圧迫するおそれがないこと。 ⑵　口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。 ⑶　口、咽頭及び気道を閉塞することによる窒息のおそれがない大きさであること。 ⑷　飲み込んだり、吸い込んだりしない大きさであること。 ⑸　玩具の容器包装は、口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。 5　乳幼児がその中に入ることができる玩具は、閉じ込められた際、その乳幼児が容易に中から脱出できる手段を有すること。 6　発射体の形状及び構成並びに玩具の運動エネルギーは、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさないものであること。 7⑴　玩具の表面は、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度であること。 ⑵　玩具に内包する液体又は気体は、玩具から放出された際、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度及び圧力であること。 8　音を発する玩具は、最大音量であつても乳幼児の聴力を損ねないこと。 9　燃焼しにくい材料又は構造のものであること。 10　届出事業者の氏名又は名称が表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（製品の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができ、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。	（新設）	（新設）

別表第一の二（第三条第二項関係）

一　使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること。

二　使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと。

（新設）

三　使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと。

四　使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと。

別表第２（第７条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
12.　（略）	（略）	（略）
13. 乳幼児用玩具	種類	(1)　主として触るもの (2)　主として体を支えるもの (3)　その他のもの
	可動部・駆動部・発射体	(1)　含むもの (2)　その他のもの
	磁石・磁性部品	(1)　含むもの (2)　その他のもの
	音を発する構造	(1)　含むもの (2)　その他のもの
	熱源	(1)　含むもの (2)　その他のもの

別表第２の２（第21条の２第１項関係）

特定製品の区分（子供用特定製品に係るものに限る。）	使用に関して注意を促すための文言	
	要素	表示すべき文言
１．乳幼児用ベッド	全てのもの	一　使用に適した年齢 二　止め金具又はねじ類の取付けが確実であることを点検する旨 三　前枠、後枠及び妻枠で囲まれた面との間に隙間がないマットレス、敷布団等を使用する旨 四　乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになる前に足場となる物をベッドの中に入れない旨

別表第２（第７条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
12.　（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

（新設）

		五　マットレス、敷布団等を使用する際には、乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがないようにする旨
	支柱が前枠、後枠及び妻枠の上さんから突き出ているもの	支柱に乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かることがないようにする旨
	前枠が開閉式又はスライド式のもの	使用後は、前枠を所定の位置に戻す旨
	床板の位置を変更できるもの	周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつた乳幼児の睡眠又は保育に使用する場合にあつては、床板を最低の位置に置いて使用する旨
２．乳幼児用玩具	全てのもの	一　使用に適した年齢 二　保護者が見守る旨
	水の中で使用することを意図した玩具	乳幼児が立つことができる深さの水の中で使用する旨
	ゴム製の風船	一　膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないようにする旨 二　膨らんでいない風船は乳幼児の手の届かないところに保管する旨 三　破れた風船は速やかに廃棄する旨
	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの（引つ張り玩具を除く。）であつて、長さが300ミリメートルを超える乳幼児に絡まる可能性のないひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが220ミリメートルを超え、300ミリメートル以下の乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨

	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが300ミリメートルを超える電線を含むもの	電線で頸部を圧迫する可能性があり、乱暴な使用をしない旨
	揺りかご、ベッド又は乳母車に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどにからまつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつたら玩具を取り外す旨
	揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることを意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	一　ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨 二　つりひもなどに絡まつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつたら取り外す旨
	ヘルメット、帽子、ゴーグル等の保護具を模したもの	保護機能がない旨

別表第５（第21条の２第２項、第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
12	（略）	（略）
13	乳幼児用玩具	乳幼児用玩具の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（乳幼児用玩具の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。

別表第５（第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
12	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

様式第１（第４条第１項、第13条関係）

様式第一及び様式第二を次のように改める。

特定製品輸出用例外届出書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第４条第３項第１号（第11条第１項第１号）の規定により、次のとおり届け出ます。

１　特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要

２　輸出予定数量

３　仕向地及び輸出の時期

４　製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び特定製品の型式の区分

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２（第４条第２項、第13条関係）

特定製品例外承認申請書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第４条第３項第２号（第11条第１項第２号）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

１　特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要

２　承認を申請する理由

３　用途

４　製造、輸入又は販売を予定する数量

５　使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所

６　製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び特定製品の型式の区分

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２の２（第４条第４項関係）

様式第二の次に次の様式を加える。

古物である子供用特定製品例外承認申請書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールア
ドレス

消費生活用製品安全法第４条第３項第４号の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

１　特定製品の区分（子供用特定製品に係るものに限る。）

２　販売を予定する店舗の名称及び所在地

３　販売を予定する店舗ごとの販売を予定する数量

４　子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置の内容

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３（第６条第１項及び第２項関係）

様式第三を次のように改める。

特定製品製造（輸入）事業届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第６条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　事業開始の年月日

２　製造（輸入）する特定製品の区分

３　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

４　当該特定製品の型式の区分

５　経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第７条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

６　消費生活用製品安全法第６条第５号の措置の内容

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３の２（第６条第２項第２号、第９条第２項第１号関係）

様式第三の次に次の二様式を加える。

権限証明書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者を国内管理人と定め、次の権限を付与したことを証明します。

・消費生活用製品安全法の規定により主務大臣が行う処分の通知を受領する権限
・消費生活用製品安全法施行規則第２条の３の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限

１　国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

２　国内管理人の住所

３　国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３の３（第６条第２項第４号、第９条第２項第１号関係）

誓　約　書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者が経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第15条の２各号に規定する基準に適合する国内管理人であることを誓約します。

１　国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
２　国内管理人の住所
３　国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第４（第８条第１項関係）

様式第四から様式第十まで及び様式第十四から様式第十七までを次のように改める。

特定製品製造（輸入）事業承継届出書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第７条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名	
	住　　所	
	電話番号及び電子メールアドレス	
	製造（輸入）事業届出の年月日	
	製造（輸入）する特定製品の区分	
	特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名	
	当該特定製品の型式の区分	
	経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第７条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）	

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第５（第８条第２項第１号関係）

特定製品製造（輸入）事業譲渡譲受証明書

年　月　日

殿

譲り渡した者　氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所
譲り受けた者　氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

次のとおり特定製品の製造（輸入）事業者の事業の全部の譲渡譲受があつたことを証明します。

１　譲り渡した者の製造（輸入）事業届出の年月日

２　製造（輸入）する特定製品の区分

３　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

４　当該特定製品の型式の区分

５　経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第７条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

６　譲渡譲受の年月日

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第６（第８条第２項第２号関係）

特定製品製造（輸入）事業者相続同意証明書

年　　月　　日

殿

証明者　氏名
住所

次のとおり特定製品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

１　被相続人の氏名及び住所

２　被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日

３　製造（輸入）する特定製品の区分

４　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

５　当該特定製品の型式の区分

６　経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第７条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

７　特定製品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

８　相続開始の年月日

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　証明書は、特定製品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が氏名を記載すること。

様式第７（第８条第２項第３号関係）

特定製品製造（輸入）事業者相続証明書

年　月　日

殿

証明者　氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

証明者　氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

次のとおり特定製品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

１　被相続人の氏名及び住所

２　被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日

３　製造（輸入）する特定製品の区分

４　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

５　当該特定製品の型式の区分

６　経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第７条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

７　特定製品製造（輸入）事業者の地位を承継した者の氏名及び住所

８　相続開始の年月日

（備考）　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　証明者は、２人以上とすること。

様式第７の２（第８条第２項第５号関係）

特定製品製造（輸入）事業承継証明書

年　　月　　日

殿

被承継者　名称及び代表者の氏名
　　住所
承 継 者　名称及び代表者の氏名
　　住所

次のとおり分割によつて特定製品の製造（輸入）事業者の事業の全部の承継があつたことを証明します。

１　被承継者の製造（輸入）事業届出の年月日

２　製造（輸入）する特定製品の区分

３　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

４　当該特定製品の型式の区分

５　経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第７条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

６　承継の年月日

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第８（第９条第１項、第２項及び第４項関係）

事業届出事項変更届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第８条第１項（第８条第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

１　変更の内容

２　変更の年月日

３　変更の理由

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第９（第11条関係）

特定製品製造（輸入）事業廃止届出書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第９条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　製造（輸入）事業届出の年月日

２　製造（輸入）する特定製品の区分

３　廃止の年月日

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第10（第24条、第27条関係）

登録（登録の更新）申請書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第16条第１項（第19条第２項）の規定により同法第12条第１項（第19条第１項）の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

１　適合性検査を行う特別特定製品の区分

２　事業所の名称及び所在地

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第14（第38条関係）

（表面）

第　　号

消費生活用製品安全法第 41 条第１項から第３項までの規定による

写

押　出
スタンプ

真

立　入　検　査　証

所属及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長　　㊞

（裏面）

消費生活用製品安全法抜すい

（立入検査）

第41条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　（略）

５　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第１項又は第２項の規定による立入検査を行わせることができる。

６　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、機構に、第３項の規定による立入検査を行わせることを要請することができる。

７　主務大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第３項の規定による立入検査を行わせるものとする。

８～10　（略）

11　第５項又は第７項の規定により機構の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

12　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十二　（略）

十三　第41条第１項から第３項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十四　（略）

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

様式第15（第51条関係）

適合性検査についての申請書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールア
ドレス

消費生活用製品安全法第51条第１項（第51条第４項）の規定により、国内登録検査機関（外国登録検査機関）が適合性検査を行わない又は適合性検査の結果に異議があるので、適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべき（請求すべき）ことを、次のとおり申請します。

１　特別特定製品の型式の区分

２　申請理由

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第16（別表第１関係）

略称（記号）表示承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアドレス

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて略称（記号）を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

特定製品の区分	略称又は記号に代える事項	略称又は記号

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第17（別表第１関係）

登録商標表示届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアドレス

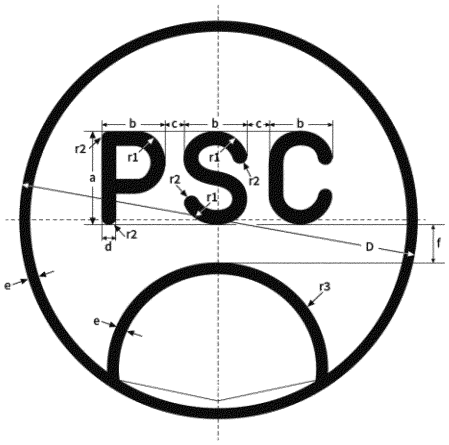
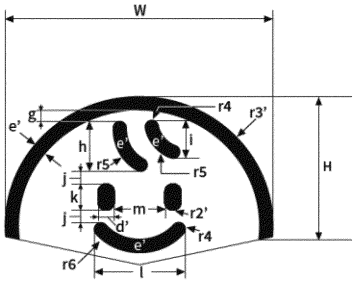
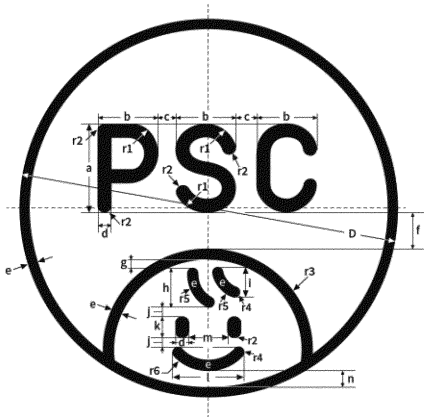
経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

特定製品の区分	登録商標に代える事項	登録商標

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

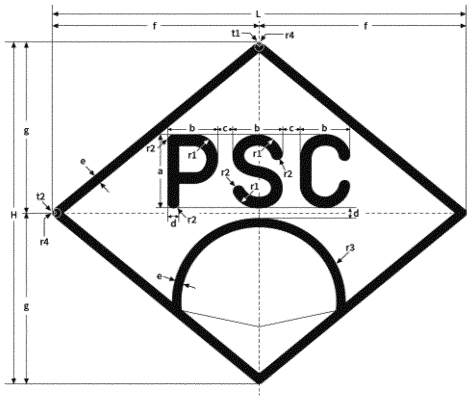
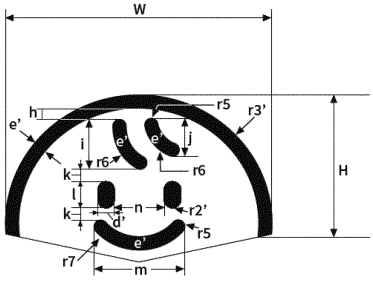
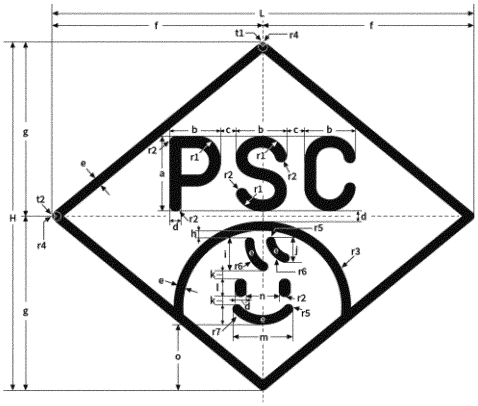
２　登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

別表第８（第22条関係）

方式の種類	表示の様式
一　法第13条第１項の主務省令で定める方式	 D=円の外径 a～$\frac{117}{500}$D b～$\frac{4}{25}$D c～$\frac{6}{125}$D d～$\frac{17}{500}$D e～$\frac{13}{500}$D f～$\frac{12}{125}$D r1～$\frac{21}{250}$D r2～$\frac{9}{500}$D r3～$\frac{7}{25}$D ※細い実線は、太さのない輪郭を便宜上表すもの。
二　法第13条第３項の主務省令で定める方式	 W＝全幅 H＝全高～$\frac{101}{189}$W d'～$\frac{3}{50}$W e'～$\frac{53}{1000}$W g～$\frac{41}{1000}$W h～$\frac{47}{250}$W i～$\frac{143}{1000}$W j～$\frac{47}{1000}$W k～$\frac{1}{10}$W l～$\frac{43}{125}$W m～$\frac{19}{100}$W r2'～$\frac{9}{280}$W r3'～$\frac{1}{2}$W r4～$\frac{1}{40}$W r5～$\frac{9}{56}$W r6～$\frac{25}{112}$W ※細い実線は、太さのない輪郭を便宜上表すもの。
三　法第13条第１項及び第３項の主務省令で定める方式をあわせて表示する方式	 D=円の外径 a～$\frac{117}{500}$D b～$\frac{4}{25}$D c～$\frac{6}{125}$D d～$\frac{17}{500}$D e～$\frac{13}{500}$D f～$\frac{12}{125}$D g～$\frac{11}{500}$D h～$\frac{103}{1000}$D i～$\frac{39}{500}$D j～$\frac{1}{40}$D k～$\frac{27}{500}$D l～$\frac{187}{1000}$D m～$\frac{21}{200}$D n～$\frac{11}{250}$D r1～$\frac{21}{250}$D r2～$\frac{9}{500}$D r3～$\frac{7}{25}$D r4～$\frac{7}{500}$D r5～$\frac{9}{100}$D r6～$\frac{1}{8}$D

別表第七の次に次の二表を加える。

別表第９（第22条関係）

方式の種類	表示の様式
一　法第13条第１項の主務省令で定める方式	 H=全高 L=全幅～$\frac{23}{19}$H a～$\frac{43}{200}$H b～$\frac{73}{500}$H c～$\frac{21}{500}$H d～$\frac{4}{125}$H e～$\frac{13}{500}$H f～$\frac{23}{38}$H g～$\frac{1}{2}$H r1～$\frac{9}{125}$H r2～$\frac{2}{125}$H r3～$\frac{51}{200}$H r4～$\frac{1}{76}$H 参考： t1～79° t2～101° ※細い実線は、太さのない輪郭を便宜上表すもの。
二　法第13条第３項の主務省令で定める方式	 W＝全幅 H＝全高～$\frac{101}{189}$W d'～$\frac{3}{50}$W e'～$\frac{53}{1000}$W h～$\frac{41}{1000}$W i～$\frac{47}{250}$W j～$\frac{143}{1000}$W k～$\frac{47}{1000}$W l～$\frac{1}{10}$W m～$\frac{43}{125}$W o～$\frac{19}{100}$W r2'～$\frac{8}{255}$W r3'～$\frac{1}{2}$W r5～$\frac{13}{510}$W r6～$\frac{29}{170}$W r7～$\frac{56}{255}$W ※細い実線は、太さのない輪郭を便宜上表すもの。
三　法第13条第１項及び第３項の主務省令で定める方式をあわせて表示する方式	 H=全高 L=全幅～$\frac{23}{19}$H a～$\frac{43}{200}$H b～$\frac{73}{500}$H c～$\frac{21}{500}$H d～$\frac{4}{125}$H e～$\frac{13}{500}$H f～$\frac{23}{38}$H g～$\frac{1}{2}$H h～$\frac{1}{50}$H i～$\frac{47}{500}$H j～$\frac{9}{125}$H k～$\frac{23}{1000}$H l～$\frac{1}{20}$H m～$\frac{43}{250}$H n～$\frac{12}{125}$H o～$\frac{189}{1000}$H r1～$\frac{9}{125}$H r2～$\frac{2}{125}$H r3～$\frac{51}{200}$H r4～$\frac{1}{76}$H r5～$\frac{13}{1000}$H r6～$\frac{87}{1000}$H r7～$\frac{14}{125}$H 参考： t1～79° t2～101°

（消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令の一部改正）

第二条　消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令（平成十二年通商産業省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
消費生活用製品安全法施行令第十六条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令	消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令
（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）	（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）
第二条　都道府県知事は、法第四十条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十六条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。	**第二条**　都道府県知事は、法第四十条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十四条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。
2　市長は、法第四十条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十六条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。	2　市長は、法第四十条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十四条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。
第三条　都道府県知事は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合は、令第十六条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第一又は様式第三による報告書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。	**第三条**　都道府県知事は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合は、令第十四条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第一又は様式第三による報告書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
2　（略）	2　（略）
3　市長は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合は、令第十六条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第一又は様式第三による報告書を、当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。	3　市長は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合は、令第十四条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第一又は様式第三による報告書を、当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。
4　（略）	4　（略）
第四条　都道府県知事は、法第四十二条第一項の規定により特定製品を提出すべきことを命じたときは、令第十六条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。	**第四条**　都道府県知事は、法第四十二条第一項の規定により特定製品を提出すべきことを命じたときは、令第十四条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。
2　市長は、法第四十二条第一項の規定により特定製品を提出すべきことを命じたときは、令第十六条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。	2　市長は、法第四十二条第一項の規定により特定製品を提出すべきことを命じたときは、令第十四条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

様式第１（第３条関係）

様式第一から様式第四までを次のように改める。

年度立入検査実施年報

（都道府県名又は市名）

	担当部課
	担当者名

立入販売事業者実数	
	うち違反販売事業者実数

（内訳）

番号	特定製品の区分	立入販売事業者数		検査機種数		違反内容					備考
			うち違反販売事業者数		うち違反機種数	法第13条に規定する表示に係る不適合	技術基準上の表示に係る不適合	使用に関して注意を促すための文言に係る違反	法第４条第３項第４号の承認に係る違反	その他の違反	
合　　計											

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　立入検査を受けた事業者のうち特定製品を取り扱っていたもののみを集計することとする。

３　事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。

４　特定製品の区分には、法第４条第３項第４号の承認の有無も記載すること。

様式第２（第３条関係）

立入検査実施状況報告書			
都道府県名又は市名		検査官所属部課名	
検査官名		検査実施年月日	年　月　日
特定製品の区分			
販売事業者名			
所在地			
電話番号			
販売型式	イ．百貨店　ロ．スーパー　ハ．専門店 ニ．その他（　）		
製造又は輸入事業者名			
ブランド名			
型名			
仕入先事業者名			
所在地			
電話番号			
仕入時期			

違反点数	点
無表示数	点（内訳　）
表示箇所違反数	点（内訳　）
販売店で表示した数	点（内訳　）
他の表示を重貼した数	点（内訳　）
基準不適合数（　）	点（内訳　）
使用に関して注意を促すための文言に係る違反（　）	点（内訳　）
法第４条３項４号の承認に係る違反数（　）	点（内訳　）
その他（　）	点（内訳　）
販売店が所有している当該特定製品の総数	点（内訳　）

違反内容の説明に対する販売店の対応状況（　）

販売店が自主的に採った措置（　年　月　日確認）

イ．撤去　ロ．仕入先に返品　ハ．廃棄
ニ．その他（　）
ホ．措置せず（　）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　内容は、型名等製品が特定できる内容とすること。

３　特定製品、製造又は輸入事業者毎に別葉とすること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

様式第３（第３条関係）

年度立入検査実施年報 （都道府県名又は市名）	担当部課
	担当者名

立入特定保守製品取引事業者実数	うち違反特定保守製品取引事業者実数

（内訳）

番号	特定保守製品の区分	立入特定保守製品取引事業者数	うち違反特定保守製品取引事業者数	違反内容			備考
				法第32条の７第１項に係る説明義務違反	法第32条の７第２項に係る説明義務違反	その他の違反	

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　立入検査を受けた事業者のうち特定保守製品を取り扱っていたもののみを集計することとする。

３　事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。

様式第４（第３条関係）

<table>
<tr><td colspan="5">立入検査実施状況報告書</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名又は市名</td><td></td><td>検査官所属部課名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">検査官名</td><td></td><td>検査実施年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定保守製品の区分</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">特定保守製品取引事業者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>販売形式</td><td colspan="3">イ．百貨店　　ロ．スーパー　　ハ．専門店
ニ．その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">違反内容</td><td colspan="3">イ．法第32条の７第１項に係る説明義務違反
ロ．法第32条の７第２項に係る説明義務違反
ハ．その他の違反（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">型名（製品名）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>特定製造事業者等名</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ブランド名</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>販売数</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">違反内容の説明に対する当該事業者の対応状況</td></tr>
<tr><td colspan="5">当該事業者が自主的に採った措置（　　年　　月　　日　確認　）
イ．顧客リストを基に、既取得者（所有者）への説明
ロ．顧客リストを基に、既取得者（所有者）の承諾を得て特定製造事業者等への情報提供
ハ．説明手順・情報提供手順の確立と販売員教育の実施
ニ．新規取得者（所有者）への説明
ホ．新規取得者（所有者）の承諾を得て特定製造事業者等への情報提供
ヘ．その他（　　）
ト．措置せず（　　）</td></tr>
</table>

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　特定保守製品の区分、特定保守製品取引事業者毎に別葉とすること。

３　特定保守製品の区分にはガス種の別も記載すること。

（経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部改正）

第三条　経済産業省関係特定保守製品に関する省令（平成二十年経済産業省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業の届出等） **第三条**　法第三十二条の四第一項の規定により事業の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第一による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。 ２　法第三十二条の四第二項において準用する法第七条第二項の規定により特定製造事業者等の地位の承継の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第二による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。 ３　前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。 一　法第三十二条の四第二項において準用する法第七条第一項の規定により特定保守製品に係る事業の全部を譲り受けて、特定製造事業者等の地位を承継した者にあっては、様式第三による書面 二　法第三十二条の四第二項において準用する法第七条第一項の規定により特定製造事業者等の地位を承継した相続人であって、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第四による書面及び戸籍謄本 三　法第三十二条の四第二項において準用する法第七条第一項の規定により特定製造事業者等の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、様式第五による書面及び戸籍謄本 四　法第三十二条の四第二項において準用する法第七条第一項の規定により合併によって特定製造事業者等の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書 五　法第三十二条の四第二項において準用する法第七条第一項の規定により分割によって特定製造事業者等の地位を承継した法人にあっては、様式第六による書面及びその法人の登記事項証明書 ４　法第三十二条の四第二項において準用する法第八条第一項の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第七による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。 ５　法第三十二条の四第二項において準用する法第八条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、特定製造事業者等が法人である場合におけるその代表者の氏名の変更とする。 ６　法第三十二条の四第二項において準用する法第九条の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第八による届出書をその者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。	（事業の届出等） **第三条**　法第三十二条の二第一項の規定により事業の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第一による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。 ２　法第三十二条の二第二項において準用する法第七条第二項の規定により特定製造事業者等の地位の承継の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第二による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。 ３　前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。 一　法第三十二条の二第二項において準用する法第七条第一項の規定により特定保守製品に係る事業の全部を譲り受けて、特定製造事業者等の地位を承継した者にあっては、様式第三による書面 二　法第三十二条の二第二項において準用する法第七条第一項の規定により特定製造事業者等の地位を承継した相続人であって、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第四による書面及び戸籍謄本 三　法第三十二条の二第二項において準用する法第七条第一項の規定により特定製造事業者等の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、様式第五による書面及び戸籍謄本 四　法第三十二条の二第二項において準用する法第七条第一項の規定により合併によって特定製造事業者等の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書 五　法第三十二条の二第二項において準用する法第七条第一項の規定により分割によって特定製造事業者等の地位を承継した法人にあっては、様式第六による書面及びその法人の登記事項証明書 ４　法第三十二条の二第二項において準用する法第八条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第七による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。 ５　法第三十二条の二第二項において準用する法第八条ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、特定製造事業者等が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。 ６　法第三十二条の二第二項において準用する法第九条の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第八による届出書をその者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

（特定保守製品の区分及び型式の区分）

第四条　法第三十二条の四第一項第二号の主務省令で定める特定保守製品の区分は、別表第一のとおりとする。

２　法第三十二条の四第一項第二号の主務省令で定める特定保守製品の型式の区分は、別表第二の特定保守製品の区分の欄に掲げるそれぞれの特定保守製品について、同表の型式の区分の欄において要素による区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある特定保守製品については、それぞれの要素による区分として掲げる区分の一を全ての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

３　（略）

（設計標準使用期間及び点検期間の設定に関する基準）

第五条　法第三十二条の五の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる期間につき、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一・二　（略）

（特定保守製品への表示）

第六条　法第三十二条の六第一項の規定による表示は、当該特定保守製品の見やすい箇所に読みやすい記載でなされなければならず、かつ、容易に消えない方法（容易にはく離しない方法を含む。）で行わなければならない。ただし、当該特定保守製品に法第三十二条の六第一項各号に規定する事項の全てを表示することが困難なとき又は当該特定保守製品の設置場所その他の理由により当該特定保守製品への表示が適当でないと認められるときは、当該特定保守製品の遠隔操作装置の表面その他の見やすい場所に表示することができる。

２　法第三十二条の六第一項第六号に規定する主務省令で定める事項は、当該特定保守製品の製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、当該特定保守製品を識別するために付された文字、記号又は符号（以下「型番号等」という。）とする。

（特定保守製品への添付書面）

第七条　法第三十二条の六第二項の書面は、同項各号に掲げる事項を容易に識別し、及び理解することができるよう記載したものでなければならない。

２　特定製造事業者等は、当該特定保守製品の取扱いに関する説明の用に供する書面を添付する場合には、これに法第三十二条の六第二項各号に掲げる事項を記載することで同項の書面に代えることができる。この場合において、同項各号に掲げる事項は、容易に識別し、及び理解することができるよう記載されなければならない。

３　法第三十二条の六第二項の書面は、流通の過程において容易に紛失し、又は毀損しないような方法で添付されなければならない。

４　法第三十二条の六第二項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一・二　（略）

（特定保守製品の区分及び型式の区分）

第四条　法第三十二条の二第一項第二号の主務省令で定める特定保守製品の区分は、別表第一のとおりとする。

２　法第三十二条の二第一項第二号の主務省令で定める特定保守製品の型式の区分は、別表第二の特定保守製品の区分の欄に掲げるそれぞれの特定保守製品について、同表の型式の区分の欄において要素による区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある特定保守製品については、それぞれの要素による区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

３　（略）

（設計標準使用期間及び点検期間の設定に関する基準）

第五条　法第三十二条の三の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる期間につき、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一・二　（略）

（特定保守製品への表示）

第六条　法第三十二条の四第一項の規定による表示は、当該特定保守製品の見やすい箇所に読みやすい記載でなされなければならず、かつ、容易に消えない方法（容易にはく離しない方法を含む。）で行わなければならない。ただし、当該特定保守製品に法第三十二条の四第一項各号に規定する事項のすべてを表示することが困難なとき又は当該特定保守製品の設置場所その他の理由により当該特定保守製品への表示が適当でないと認められるときは、当該特定保守製品の遠隔操作装置の表面その他の見やすい場所に表示することができる。

２　法第三十二条の四第一項第六号に規定する主務省令で定める事項は、当該特定保守製品の製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、当該特定保守製品を識別するために付された文字、記号又は符号（以下「型番号等」という。）とする。

（特定保守製品への添付書面）

第七条　法第三十二条の四第二項の書面は、同項各号に掲げる事項を容易に識別し、及び理解することができるよう記載したものでなければならない。

２　特定製造事業者等は、当該特定保守製品の取扱いに関する説明の用に供する書面を添付する場合には、これに法第三十二条の四第二項各号に掲げる事項を記載することで同項の書面に代えることができる。この場合において、同項各号に掲げる事項は、容易に識別し、及び理解することができるよう記載されなければならない。

３　法第三十二条の四第二項の書面は、流通の過程において容易に紛失し、又はき損しないような方法で添付されなければならない。

４　法第三十二条の四第二項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一・二　（略）

（特定保守製品に添付する所有者票）

第八条　法第三十二条の六第三項に規定する所有者票は、その用紙の色が当該特定保守製品の包装又は当該所有者票以外の添付書類の色と比較して鮮明であること、当該特定保守製品の包装（包装がない場合にあっては、当該特定保守製品の本体）に添付することその他の所有者票が添付されていることが容易に判別できるような工夫がなされていなければならない。

2　法第三十二条の六第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一　法第三十二条の七第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二・三　（略）

（引渡時の説明に関する事項等）

第九条　法第三十二条の七第一項本文に規定する主務省令で定める者は、次の者とする。

一～五　（略）

2　法第三十二条の七第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一～三　（略）

（点検通知）

第十条　法第三十二条の十四第一項に規定する主務省令で定める期間は、点検期間の開始前の六月間とする。

2　法第三十二条の十四第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一～四　（略）

3　法第三十二条の十四第二項に規定する電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

（目的外利用の例外）

第十一条　法第三十二条の十五第一項に規定する主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（点検の実施）

第十二条　法第三十二条の十七に規定する主務省令で定める期間は、特定製造事業者等が点検通知事項の通知を発した時から点検期間の始期までの間とする。

2　法第三十二条の十七に規定する主務省令で定める基準は、別表第二の特定保守製品の型式の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の点検基準の欄に掲げるとおりとする。

第十三条　法第三十二条の二十に規定する主務省令で定める判断の基準となるべき事項は、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一～十二　（略）

（特定保守製品に添付する所有者票）

第八条　法第三十二条の四第三項に規定する所有者票は、その用紙の色が当該特定保守製品の包装又は当該所有者票以外の添付書類の色と比較して鮮明であること、当該特定保守製品の包装（包装がない場合にあっては、当該特定保守製品の本体）に添付することその他の所有者票が添付されていることが容易に判別できるような工夫がなされていなければならない。

2　法第三十二条の四第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一　法第三十二条の五第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二・三　（略）

（引渡時の説明に関する事項等）

第九条　法第三十二条の五第一項本文に規定する主務省令で定める者は、次の者とする。

一～五　（略）

2　法第三十二条の五第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一～三　（略）

（点検通知）

第十条　法第三十二条の十二第一項に規定する主務省令で定める期間は、点検期間の開始前の六月間とする。

2　法第三十二条の十二第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一～四　（略）

3　法第三十二条の十二第二項に規定する電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

（目的外利用の例外）

第十一条　法第三十二条の十三第一項に規定する主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（点検の実施）

第十二条　法第三十二条の十五に規定する主務省令で定める期間は、特定製造事業者等が点検通知事項の通知を発した時から点検期間の始期までの間とする。

2　法第三十二条の十五に規定する主務省令で定める基準は、別表第二の特定保守製品の型式の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の点検基準の欄に掲げるとおりとする。

第十三条　法第三十二条の十八に規定する主務省令で定める判断の基準となるべき事項は、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一～十二　（略）

様式第１（第３条第１項関係）

様式第一、様式第二、様式第七及び様式第八を次のように改める。

特定保守製品製造（輸入）事業届出書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表名の氏名
住所
電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第32条の４第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　事業開始の年月日

２　製造（輸入）する特定保守製品の区分

３　当該特定保守製品の型式の区分

４　当該特定保守製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあっては、当該特定保守製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２（第３条第２項関係）

特定保守製品製造（輸入）事業承継届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表名の氏名
住所
電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第32条の４第２項において準用する法第７条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名	
	住　所	
	電話番号及び電子メールアドレス	
	製造（輸入）事業届出の年月日	
	製造（輸入）する特定保守製品の区分	
	当該特定保守製品の型式の区分	
	当該特定保守製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあっては、当該特定保守製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）	

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第７（第３条第４項関係）

事業届出事項変更届出書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表名の氏名
住所
電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第32条の４第２項において準用する法第８条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　変更の内容
２　変更の年月日
３　変更の理由

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第８（第３条第６項関係）

特定保守製品製造（輸入）事業廃止届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表名の氏名
住所
電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第32条の４第２項において準用する法第９条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　製造（輸入）事業届出の年月日
２　製造（輸入）する特定保守製品の区分
３　廃止の年月日

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第四条　ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この省令において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。）及びガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。 （販売等に係る例外の届出等） **第二条**　法第百三十八条第二項第一号の規定による届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該ガス用品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（ガス用品の製造、輸入又は販売の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者にあつてはその事業場の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。 ２・３　（略） （事業の届出） **第四条**　法第百四十条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第二十一条第四項の表第二十三号に規定する者にあつてはその者の当該事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同表第二十四号に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同表第二十五号に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。第六条第一項、第七条第一項及び第四項並びに第九条において同じ。）に提出しなければならない。 ２　法第百四十条の規定により事業の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第三による届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 一　国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書） 二　国内管理人に、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び第三十七条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三の二による書類 三　第十四条の二第五号の委託契約に係る契約書その他これに準ずる書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。） 四　国内管理人が第十四条の二各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第三の三による書類 五　その他経済産業大臣が必要と認める書類 （型式の区分） **第五条**　法第百四十条第三号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二のガス用品の区分の欄に掲げるそれぞれのガス用品について、それぞれ同表の型式の区分の欄において構造等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上あるガス用品については、それぞれの構造等の区分として掲げる区分の一を全ての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。	（定義） **第一条**　この省令において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。）およびガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）において使用する用語の例による。 （販売等に係る例外の届出等） **第二条**　法第百三十八条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該ガス用品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（ガス用品の製造、輸入又は販売の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者にあつてはその事業場の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。 ２・３　（略） （事業の届出） **第四条**　法第百四十条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（一のガス用品の区分に属するガス用品の製造又は輸入に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者にあつては、その事業場を管轄する経済産業局長。第六条第一項、第七条、第九条及び第十条において同じ。）に提出しなければならない。 （新設） （型式の区分） **第五条**　法第百四十条第二号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二のガス用品の区分の欄に掲げるそれぞれのガス用品について、それぞれ同表の型式の区分の欄において構造等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上あるガス用品については、それぞれの構造等の区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

（法第百四十条第四号の経済産業省令で定める要件）

第五条の二　法第百四十条第四号の経済産業省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　届出に係る型式のガス用品の設計を行つていること。

二　届出に係る型式のガス用品について、検査機関において、法第百四十五条第二項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。

三　経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式のガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（ガス用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。

四　その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。

（変更の届出）

第七条　法第百四十二条第一項の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第百四十二条第一項の規定により法第百四十条第二号の事項の変更の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第八による届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一　国内管理人を変更した場合　次に掲げる書類

イ　変更後の国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）

ロ　変更後の国内管理人に、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び第三十七条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三の二による書類

ハ　第十四条の二第五号の委託契約に係る契約書その他これに準ずる書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）

ニ　変更後の国内管理人が第十四条の二各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第三の三による書類

ホ　その他経済産業大臣が必要と認める書類

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該変更が行われたことを証する書類

3　法第百四十二条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者又は国内管理人が法人である場合におけるその代表者の氏名の変更とする。

4　法第百四十二条第二項の規定により法第百四十条第四号の事項の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第八条　削除

第十条　削除

（基準適合義務に係る例外の届出等）

第十二条　法第百四十五条第一項第一号の規定による届出については第二条第一項の規定を、法第百四十五条第一項第二号の承認の申請については第二条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「ガス用品の製造、輸入又は販売の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者にあつてはその事業場」とあるのは、「令第二十一条

（新設）

（変更の届出）

第七条　法第百四十二条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（軽微な変更）

第八条　法第百四十二条ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

（情報の提供）

第十条　法第百四十四条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　提供の請求をしようとする情報の概要

（基準適合義務に係る例外の届出等）

第十二条　法第百四十五条第一項第一号の届出については第二条第一項の規定を、法第百四十五条第一項第二号の承認の申請については第二条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「ガス用品の製造、輸入又は販売」とあるのは、「一のガス用品の区分に属するガス用品の製造又は輸入」と読み替えるものとする。

第四項の表第二十三号に規定する者にあつてはその者の当該事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同表第二十四号に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同表第二十五号に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所」と読み替えるものとする。

（検査の方式等）

第十三条　（略）

２　（略）

３　法第百四十五条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間及び同条第三項の規定により検査記録の写しを保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十四条　（略）

２・３　（略）

４　前三項の規定は、法第百四十五条第三項に規定する写し及び法第百四十六条第三項に規定する写しについて準用する。この場合において、第一項中「前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法」とあるのは、「電磁的方法」と読み替えるものとする。

（国内管理人の基準）

第十四条の二　法第百四十五条第四項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　日本に住所を有すること。

二　届出事業者から、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び第三十七条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与されていること。

三　ガス用品に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者でないこと。

四　日本語による会話能力を有すること。

五　次に掲げる事項を記載した文書により国内管理人の業務に関する委託契約を締結していること。

イ　経済産業大臣との連絡体制に関する事項

ロ　届出事業者の輸入に係るガス用品の回収その他の災害の拡大を防止するための措置に関する事項

ハ　第二号に関する事項

ニ　法第百四十五条第三項前段及び第百四十六条第三項前段の規定による写しの提供並びに法第百四十五条第三項後段及び第百四十六条第三項後段の規定による写しの保存に関する事項

ホ　法第百七十一条第一項の規定による報告の徴収、法第百七十二条第一項の規定による立入検査及び法第百七十三条第一項に規定するガス用品の提出に関する事項

ヘ　その他経済産業大臣が必要と認める事項

六　国内管理人の業務の実施方法が適切であること。

（適合性検査の方法）

第十七条　法第百四十六条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　法第百四十六条第一項第一号に掲げるもの　特定ガス用品について、第十一条に規定する技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（検査の方式等）

第十三条　（略）

２　（略）

３　法第百四十五条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十四条　（略）

２・３　（略）

（新設）

（適合性検査の方法）

第十七条　法第百四十六条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　法第百四十六条第一項第一号に掲げるもの　特定ガス用品について、第十一条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

二　法第百四十六条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特定ガス用品について第十一条に規定する技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法並びに検査設備及び前条に規定するものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（表示）

第二十条　法第百四十七条第一項の規定によりガス用品に表示を付する場合は、ガス用品の機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により次の表示を示さなければならない。

一・二　（略）

（帳簿）

第二十九条　法第百五十三条第二項において準用する法第百三十五条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第百四十条第三号の経済産業省令で定める型式の区分

四～七　（略）

２・３　（略）

（旅費の額）

第三十三条　令第十八条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第七章　雑則

（氏名等の公表方法）

第三十六条　経済産業大臣は、法第百五十七条の四の規定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による災害の拡大を防止するために必要な事項を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（意見を述べる機会の供与）

第三十七条　経済産業大臣は、法第百五十七条の四の規定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令等違反行為を行つた者又は国内管理人にその旨を通知して、当該法令等違反行為を行つた者が自ら又は国内管理人を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　ガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大の防止の観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執るいとまがないとき。

二　法令等違反行為を行つた者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該者と連絡することができないとき。

第三十八条　（略）

二　法第百四十六条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特定ガス用品について第十一条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法並びに検査設備及び前条で定めるものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（表示）

第二十条　法第百四十七条の規定によりガス用品に表示を付する場合は、ガス用品の機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により次の表示を示さなければならない。

一・二　（略）

（帳簿）

第二十九条　法第百五十三条第二項において準用する法第百三十五条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

一・二　（略）

三　適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第百四十条第二号の経済産業省令で定める型式の区分

四～七　（略）

２・３　（略）

（旅費の額）

第三十三条　ガス事業法施行令第十七条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第七章　雑則

（新設）

（新設）

第三十六条　（略）

様式第１（第２条、第12条関係）

様式第一から様式第三までを次のように改める。

ガス用品輸出用例外届出書

年　　月　　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）
電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第138条第２項第１号（第145条第１項第１号）の規定により、次のとおり届け出ます。

１　ガス用品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
２　輸出予定数量
３　仕向地及び輸出の時期
４　製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及びガス用品の型式の区分

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２（第２条、第12条関係）

ガス用品例外承認申請書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）
電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第138条第２項第２号（第145条第１項第２号）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

１　ガス用品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
２　承認を申請する理由
３　用途
４　製造、輸入又は販売を予定する数量
５　使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所
６　製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及びガス用品の型式の区分

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３（第４条関係）

ガス用品製造（輸入）事業届出書

年　　月　　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）
電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第140条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　事業開始の年月日

２　製造（輸入）するガス用品の区分

３　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

４　当該ガス用品の型式の区分

５　ガス用品の技術上の基準等に関する省令第５条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３の２（第４条、第７条関係）

様式第三の次に次の二様式を加える。

権限証明書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）
電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者を国内管理人と定め、次の権限を付与したことを証明します。

・ガス事業法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知を受領する権限
・ガス用品の技術上の基準等に関する省令第 37 条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限

１　国内管理人の住所
２　国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
３　国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３の３（第４条、第７条関係）

誓　約　書

年　　月　　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）
電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者がガス用品の技術上の基準等に関する省令第 14 条の２各号に規定する基準に適合する国内管理人であることを誓約します。

１　国内管理人の住所
２　国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
３　国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第４（第６条関係）

様式第四から様式第十一まで及び様式第十六を次のように改める。

ガス用品製造（輸入）事業承継届出書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）
電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第141条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	住所	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	電話番号及び電子メールアドレス	
	製造（輸入）事業届出の年月日	
	製造（輸入）するガス用品の区分	
	特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名	
	当該ガス用品の型式の区分	
	ガス用品の技術上の基準等に関する省令第５条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）	

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第５（第６条関係）

ガス用品製造（輸入）事業譲渡譲受証明書

年　　月　　日

殿

譲り渡した者　住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）
譲り受けた者　住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

次のとおりガス用品製造（輸入）事業者の事業の全部の譲渡譲受があつたことを証明します。

１　譲り渡した者の製造（輸入）事業届出の年月日
２　製造（輸入）するガス用品の区分
３　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
４　当該ガス用品の型式の区分
５　ガス用品の技術上の基準等に関する省令第５条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
６　譲渡譲受の年月日

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第６（第６条関係）

ガス用品製造（輸入）事業者相続同意証明書

年　月　日

殿

証明者　住　所
氏　名

次のとおりガス用品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

１　被相続人の住所及び氏名
２　被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
３　製造（輸入）するガス用品の区分
４　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
５　当該ガス用品の型式の区分
６　ガス用品の技術上の基準等に関する省令第５条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
７　ガス用品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者の住所及び氏名
８　相続開始の年月日

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　証明書は、ガス用品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が氏名を記載すること。

様式第７（第６条関係）

ガス用品製造（輸入）事業者相続証明書

年　　月　　日

殿

証明者　住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）
住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

次のとおりガス用品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

１　被相続人の住所及び氏名
２　被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
３　製造（輸入）するガス用品の区分
４　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
５　当該ガス用品の型式の区分
６　ガス用品の技術上の基準等に関する省令第５条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
７　ガス用品製造（輸入）事業者の地位を承継した者の住所及び氏名
８　相続開始の年月日

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　証明者は、２人以上とすること。

様式第７の２（第６条関係）

ガス用品製造（輸入）事業承継証明書

年　月　日

殿

被承継者　住　所
名称及び代表者の氏名

承 継 者　住　所
名称及び代表者の氏名

次のとおり分割によつてガス用品製造（輸入）事業者の事業の全部の承継があつたことを証明します。

１　被承継者の製造（輸入）事業届出の年月日

２　製造（輸入）するガス用品の区分

３　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

４　当該ガス用品の型式の区分

５　ガス用品の技術上の基準等に関する省令第５条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

６　承継の年月日

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第８（第７条関係）

事業届出事項変更届出書

年　　月　　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）
電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第142条第１項（第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

１　変更の内容
２　変更の年月日
３　変更の理由

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第９（第９条関係）

ガス用品製造（輸入）事業廃止届出書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）
電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第143条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　製造（輸入）事業届出の年月日
２　製造（輸入）するガス用品の区分
３　廃止の年月日

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第10（別表第３関係）

略称表示承認申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）
電話番号及び電子メールアドレス

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関）の氏名若しくは名称に代えて略称を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

ガス用品の区分	略称に代える事項	略称

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第11（別表第３関係）

登録商標表示届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）
電話番号及び電子メールアドレス

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関）の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

ガス用品の区分	登録商標に代える事項	登 録 商 標

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

様式第16（第38条関係）

適合性検査についての申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）
電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第186条第４項（第５項）において準用する同条第１項の規定により、国内登録ガス用品検査機関（外国登録ガス用品検査機関）が適合性検査を行わない又は適合性検査結果に異議があるので、適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべき（請求すべき）ことを、次のとおり申請します。

１　特定ガス用品の型式の区分

２　申請理由

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第五条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）	（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）
第二百十五条　都道府県知事は、法第百七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第二十条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。	**第二百十五条**　都道府県知事は、法第百七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。
2　市長は、法第百七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第二十条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。	2　市長は、法第百七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。
第二百十六条　都道府県知事は、その職員に、法第百七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第二十条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。	**第二百十六条**　都道府県知事は、その職員に、法第百七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十九条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
2　（略）	2　（略）
3　市長は、その職員に、法第百七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第二十条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。	3　市長は、その職員に、法第百七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十九条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。
4　（略）	4　（略）
第二百十七条　都道府県知事は、法第百七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第二十条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。	**第二百十七条**　都道府県知事は、法第百七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。
2　市長は、法第百七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第二十条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。	2　市長は、法第百七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

様式第96（第211条関係）

（表　面）

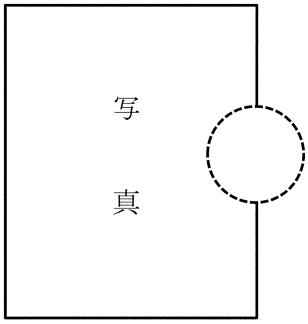
第　号

ガス事業法第172条第１項、第２項、第３項又は第４項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行



押出スタンプ

経済産業大臣（電力・ガス取引監視等委員会委員長、経済産業局長、産業保安監督部長、都道府県知事又は市長）

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。

（裏　面）

ガス事業法抜粋

第172条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、第54条若しくは第54条の４から第54条の７まで又は第80条若しくは第80条の４から第80条の７までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録ガス工作物検査機関又は国内登録ガス用品検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第201条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

十七　第172条第１項、第２項又は第４項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第202条　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

四　第172条第３項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

様式第九十六、様式第九十七、様式第九十九及び様式第百を次のように改める。

様式第97（第211条関係）

（表　面）

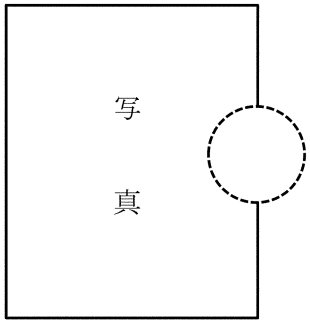
第　号

ガス事業法第172条第５項の規定による立入検査証

所属及び氏名

年　月　日生

年　月　日発行



押出スタンプ

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。

（裏　面）

ガス事業法抜粋

第172条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録ガス工作物検査機関又は国内登録ガス用品検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

６　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第１項の規定による立入検査（ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）に係るものに限る。）又は第４項の規定による立入検査（国内登録ガス用品検査機関に係るものに限る。）を行わせることができる。

第201条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

十七　第172条第１項、第２項又は第４項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

様式第99（第216条関係）

立入検査実施状況報告書（　　年度分）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

都道府県名又は市名＿＿＿＿＿＿＿＿

ガス事業法施行令第20条第２項の規定により、下記のとおり報告をします。

立入販売事業者実数	
	うち違反販売事業者実数

（内訳）

番号	ガス用品の区分	立入販売事業者数		検査機種数		違反内容			備考
			うち違反販売事業者数		うち違反機種数	法第147条に規定する表示に係る不適合	技術基準上の表示に係る不適合	その他の違反	
合計									

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　立入検査を受けた事業者のうちガス用品を取り扱っていたもののみを集計することとする。

３　事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。

様式第100（第216条関係）

<table>
<tr><td colspan="5">立　入　検　査　実　施　報　告　書</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名又は市名</td><td></td><td>検査官所属部課名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">検　査　官　氏　名</td><td></td><td>検査実施年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">ガス用品の区分</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">販売事業者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>販売形式</td><td colspan="3">イ．ガス事業者　ロ．ホームセンター　ハ．管工事・住宅設備店　ニ．ガス機器専門店　ホ．その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">製造又は輸入事業者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>型式名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">仕入先事業者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">仕入時期</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">違反点数</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td colspan="3">無表示数</td><td>点（内訳　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">表示箇所違反数</td><td>点（内訳　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">販売事業者が表示した数</td><td>点（内訳　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">他の表示を重貼した数</td><td>点（内訳　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他（　　）</td><td>点（内訳　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">販売事業者が所有している当該ガス用品の総数</td><td>点（内訳　　）</td></tr>
<tr><td colspan="5">違反内容の説明に対する販売事業者の対応状況（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="5">販売事業者が自主的に採った措置（　年　月　日　確認）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">イ．撤　去　ロ．仕入先に返品　ハ．廃棄
ニ．その他（　　）
ホ．措置せず（　　）</td></tr>
</table>

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　内訳は、型式名等ガス用品が特定できる内容とする。

３　ガス用品の区分、製造又は輸入事業者毎に別葉とする。

（ガス関係報告規則の一部改正）

第六条　ガス関係報告規則（平成二十九年経済産業省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
（定期報告） **第三条**　（略） ２　前項に規定する報告書の提出先は、次の表の上欄の区分に従い、同表の中欄に掲げる報告事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者とする。		（定期報告） **第三条**　（略） ２　前項に規定する報告書の提出先は、次の表の上欄の区分に従い、同表の中欄に掲げる報告事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者とする。	
報告者の区分	報告事項	報告者の区分	報告事項
一　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十七号のガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）	一　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）
二　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十七号のガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る。）	（略）	二　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る。）	（略）
三　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十七号のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）	三　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）
四　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十七号のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る。）	（略）	四　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る。）	（略）
五　令第二十一条第四項の表第七号の一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者	（略）	五　令第二十一条第四項の表第七号の一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者	（略）
六　令第二十一条第四項の表第七号の一般ガス導管事業者	（略）	六　令第二十一条第四項の表第七号の一般ガス導管事業者	（略）

七　令第二十一条第四項の表第七号の特定ガス導管事業者以外の特定ガス導管事業者	（略）	（略）
八　令第二十一条第四項の表第七号の特定ガス導管事業者	（略）	（略）
九　令第二十一条第四項の表第七号のガス製造事業者以外のガス製造事業者	（略）	（略）
十　令第二十一条第四項の表第七号のガス製造事業者	（略）	（略）
十一　（略）	（略）	（略）
十二　令第二十一条第四項の表第一号に規定するガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）	（略）
十三　令第二十一条第四項の表第一号に規定するガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）	（略）
十四　令第二十一条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者（当該月の末日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負わない者に限る。）	（略）	（略）
十五　令第二十一条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者（当該月の末日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負わない者に限る。）	（略）	（略）

七　令第二十条第四項の表第七号の特定ガス導管事業者以外の特定ガス導管事業者	（略）	（略）
八　令第二十条第四項の表第七号の特定ガス導管事業者	（略）	（略）
九　令第二十条第四項の表第七号のガス製造事業者以外のガス製造事業者	（略）	（略）
十　令第二十条第四項の表第七号のガス製造事業者	（略）	（略）
十一　（略）	（略）	（略）
十二　令第二十条第四項の表第一号に規定するガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）	（略）
十三　令第二十条第四項の表第一号に規定するガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）	（略）
十四　令第二十条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者（当該月の末日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負わない者に限る。）	（略）	（略）
十五　令第二十条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者（当該月の末日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負わない者に限る。）	（略）	（略）

十六　令第二十一条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者	（略）	（略）
十七　令第二十一条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者	（略）	（略）
十八　（略）	（略）	（略）

（ガス事業託送供給収支計算規則の一部改正）

第七条　ガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業者が定める算定方法） **第六条**　事業者は、当該事業者の事業実施に係る特別な事情が存在する場合であって、当該事情を勘案せずに託送供給等関連業務に関する会計を整理することが合理的でないと認められる場合においては、第三条から前条までの規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであって、これらの規定とは異なる算定方法を定めることができる。この場合において、事業者は当該算定方法を、あらかじめ様式第四に整理し、経済産業大臣（ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第二十一条第四項の表第十一号に規定する事業者については、その供給区域を管轄する経済産業局長。以下同じ。）に届け出なくてはならない。この場合において経済産業大臣は、当該方法を公表しなければならない。	（事業者が定める算定方法） **第六条**　事業者は、当該事業者の事業実施に係る特別な事情が存在する場合であって、当該事情を勘案せずに託送供給等関連業務に関する会計を整理することが合理的でないと認められる場合においては、第三条から前条までの規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであって、これらの規定とは異なる算定方法を定めることができる。この場合において、事業者は当該算定方法を、あらかじめ様式第四に整理し、経済産業大臣（ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第二十条第四項の表第十一号に規定する事業者については、その供給区域を管轄する経済産業局長。以下同じ。）に届け出なくてはならない。この場合において経済産業大臣は、当該方法を公表しなければならない。

（電気用品安全法施行規則の一部改正）

第八条　電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業の届出） **第三条**　法第三条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第一による届出書を経済産業大臣（令第十条第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同条第三項に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同条第四項に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。第五条第一項、第六条第一項及び第四項並びに第八条において同じ。）に提出しなければならない。 2　法第三条の規定により事業の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第一による届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 一　国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）	（事業の届出） **第三条**　法第三条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第一による届出書を経済産業大臣（令第六条第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長。第五条第一項、第六条、第八条及び第九条において同じ。）に提出しなければならない。 （新設）

二　国内管理人に、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び第三十四条の二の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第一の二による書類

三　第十二条の二第五号の委託契約に係る契約書その他これに準ずる書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）

四　国内管理人が第十二条の二各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第一の三による書類

五　その他経済産業大臣が必要と認める書類

（型式の区分）

第四条　法第三条第三号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二の品名の欄に掲げるそれぞれの電気用品について、同表の型式の区分の欄において要素による区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある電気用品については、それぞれの要素による区分として掲げる区分の一を全ての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

2　（略）

（法第三条第四号の経済産業省令で定める要件）

第四条の二　法第三条第四号の経済産業省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　届出に係る型式の電気用品の設計を行つていること。

二　届出に係る型式の電気用品について、検査機関において、法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するための検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。

三　経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式の電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（電気用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。

四　その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。

（変更の届出）

第六条　法第五条第一項の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第五条第一項の規定により法第三条第二号の事項の変更の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第六による届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一　国内管理人を変更した場合　次に掲げる書類

イ　変更後の国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）

ロ　変更後の国内管理人に、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び第三十四条の二の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第一の二による書類

ハ　第十二条の二第五号の委託契約に係る契約書その他これに準ずる書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）

（型式の区分）

第四条　法第三条第二号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二の品名の欄に掲げるそれぞれの電気用品について、同表の型式の区分の欄において要素による区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある電気用品については、それぞれの要素による区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

2　（略）

（新設）

（変更の届出）

第六条　法第五条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（新設）

二　変更後の国内管理人が第十二条の二各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第一の三による書類
ホ　その他経済産業大臣が必要と認める書類
二　前号に掲げる場合以外の場合　当該変更が行われたことを証する書類
3　法第五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者又は国内管理人が法人である場合におけるその代表者の氏名の変更とする。
4　法第五条第二項の規定により法第三条第四号の事項の届出をしようとする者は、様式第六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七条　削除

第九条　削除

（検査の方式等）

第十一条　（略）

2　（略）

3　法第八条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間及び同条第三項の規定により検査記録の写しを保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十二条　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定は、法第八条第三項に規定する写し及び法第九条第三項に規定する写しについて準用する。この場合において、第一項中「前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法」とあるのは、「電磁的方法」と読み替えるものとする。

（国内管理人の基準）

第十二条の二　法第八条第四項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　日本に住所を有すること。

二　届出事業者から、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び第三十四条の二の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与されていること。

三　電気用品に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者でないこと。

四　日本語による会話能力を有すること。

五　次に掲げる事項を記載した文書により国内管理人の業務に関する委託契約を締結していること。

イ　経済産業大臣との連絡体制に関する事項

ロ　届出事業者の輸入に係る電気用品の回収その他の危険及び障害の拡大を防止するための措置に関する事項

ハ　第二号に関する事項

（新設）

（軽微な変更）

第七条　法第五条ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

（情報の提供）

第九条　法第七条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　提供の請求をしようとする情報の概要

（検査の方式等）

第十一条　（略）

2　（略）

3　法第八条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十二条　（略）

2・3　（略）

（新設）

ニ　法第八条第三項前段及び第九条第三項前段の規定による写しの提供並びに法第八条第三項後段及び第九条第三項後段の規定による写しの保存に関する事項
ホ　法第四十五条第一項の規定による報告の徴収、法第四十六条第一項の規定による立入検査等及び法第四十六条の二第一項に規定する電気用品の提出に関する事項
ヘ　その他経済産業大臣が必要と認める事項
六　国内管理人の業務の実施方法が適切であること。
（適合性検査の方法）
第十四条　法第九条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一　（略）
二　法第九条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特定電気用品について法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び当該試験用の特定電気用品に係る適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備について次条に規定する基準への適合を確認するために適切と認められる方法
（帳簿）
第二十七条　法第四十二条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一・二　（略）
三　適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第三条第三号の経済産業省令で定める型式の区分
四～七　（略）
2・3　（略）
（旅費の額）
第三十一条　令第六条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第六章　雑則

（氏名等の公表方法）
第三十四条　経済産業大臣は、法第四十二条の八の規定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危険及び障害の拡大を防止するために必要な事項を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
（意見を述べる機会の供与）
第三十四条の二　経済産業大臣は、法第四十二条の八の規定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令等違反行為を行つた者又は国内管理人にその旨を通知して、当該法令等違反行為を行つた者が自ら又は国内管理人を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一　電気用品による危険又は障害の拡大の防止の観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執るいとまがないとき。
二　法令等違反行為を行つた者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該者と連絡することができないとき。

（適合性検査の方法）
第十四条　法第九条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一　（略）
二　法第九条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特定電気用品について法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び当該試験用の特定電気用品に係る適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備について次条で定める基準への適合を確認するために適切と認められる方法
（帳簿）
第二十七条　法第四十二条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一・二　（略）
三　適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第三条第二号の経済産業省令で定める型式の区分
四～七　（略）
2・3　（略）
（旅費の額）
第三十一条　令第二条の三の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第六章　雑則

（新設）

（新設）

第三十四条の三　（略）

第四十五条　削除

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）

第四十六条　都道府県知事は、法第四十五条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第九条第二項の規定により、遅滞なく、様式第十九による報告書を、当該報告の徴収に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　市長は、法第四十五条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第九条第二項の規定により、遅滞なく、様式第十九による報告書を、当該報告の徴収に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

第四十七条　都道府県知事は、その職員に、法第四十六条第一項の規定により立入検査又は質問をさせたときは、令第九条第二項の規定により、その年度中の立入検査又は質問の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第二十による報告書を、当該立入検査又は質問に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　（略）

3　市長は、その職員に、法第四十六条第一項の規定により立入検査又は質問をさせたときは、令第九条第二項の規定により、その年度中の立入検査又は質問の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第二十による報告書を、当該立入検査又は質問に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4　（略）

第四十八条　都道府県知事は、法第四十六条の二第一項の規定により電気用品を提出すべきことを命じたときは、令第九条第二項の規定により、遅滞なく、様式第二十二による報告書を、当該命令に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　市長は、法第四十六条の二第一項の規定により電気用品を提出すべきことを命じたときは、令第九条第二項の規定により、遅滞なく、様式第二十二による報告書を、当該命令に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

第三十四条　（略）

（書類の写しの提出等）

第四十五条　経済産業大臣に対し法第三条、第四条第二項、第五条又は第六条の規定による届出（電気用品の製造の事業を行うものに係るものに限る。）をする者は、その届出をする書類の写し一通をその届出に係る電気用品を製造する工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）

第四十六条　都道府県知事は、法第四十五条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第五条第二項の規定により、遅滞なく、様式第十九による報告書を、当該報告の徴収に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　市長は、法第四十五条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第五条第二項の規定により、遅滞なく、様式第十九による報告書を、当該報告の徴収に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

第四十七条　都道府県知事は、その職員に、法第四十六条第一項の規定により立入検査又は質問をさせたときは、令第五条第二項の規定により、その年度中の立入検査又は質問の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第二十による報告書を、当該立入検査又は質問に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　（略）

3　市長は、その職員に、法第四十六条第一項の規定により立入検査又は質問をさせたときは、令第五条第二項の規定により、その年度中の立入検査又は質問の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第二十による報告書を、当該立入検査又は質問に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4　（略）

第四十八条　都道府県知事は、法第四十六条の二第一項の規定により電気用品を提出すべきことを命じたときは、令第五条第二項の規定により、遅滞なく、様式第二十二による報告書を、当該命令に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　市長は、法第四十六条の二第一項の規定により電気用品を提出すべきことを命じたときは、令第五条第二項の規定により、遅滞なく、様式第二十二による報告書を、当該命令に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

様式第一を次のように改める。

様式第１（第３条関係）

電気用品製造（輸入）事業届出書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法第３条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　事業開始の年月日

２　製造（輸入）する電気用品の区分

３　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

４　当該電気用品の型式の区分

５　電気用品安全法施行規則第４条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）

６　専ら輸出するための当該電気用品の製造（輸入）の事業を行おうとする者にあつては、その旨

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１の２（第３条、第６条関係）

様式第一の次に次の二様式を加える。

権限証明書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者を国内管理人と定め、次の権限を付与したことを証明します。

・電気用品安全法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知を受領する権限

・電気用品安全法施行規則第34条の２の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限

１　国内管理人の住所

２　国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

３　国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１の３（第３条、第６条関係）

誓　約　書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者が電気用品安全法施行規則第12条の２各号に規定する基準に適合する国内管理人であることを誓約します。

１　国内管理人の住所

２　国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

３　国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２（第５条関係）

電気用品製造（輸入）事業承継届出書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法第４条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	住　所	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	電話番号及び電子メールアドレス	
	製造（輸入）事業届出の年月日	
	製造（輸入）する電気用品の区分	
	特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名	
	当該電気用品の型式の区分	
	電気用品安全法施行規則第４条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）	

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二から様式第十まで、様式第十五から様式第十六の三まで及び様式第十九から様式第二十二までを次のように改める。

様式第３（第５条関係）

電気用品製造（輸入）事業譲渡譲受証明書

年　月　日

殿

譲り渡した者　住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

譲り受けた者　住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり電気用品製造（輸入）事業者の事業の全部の譲渡譲受があつたことを証明します。

１　譲り渡した者の製造（輸入）事業届出の年月日

２　製造（輸入）する電気用品の区分

３　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

４　当該電気用品の型式の区分

５　電気用品安全法施行規則第４条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）

６　譲渡譲受の年月日

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第４（第５条関係）

電気用品製造（輸入）事業者相続同意証明書

年　　月　　日

殿

証明者　住　所

氏　名

次のとおり電気用品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

１　被相続人の住所及び氏名

２　被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日

３　製造（輸入）する電気用品の区分

４　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

５　当該電気用品の型式の区分

６　電気用品安全法施行規則第４条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）

７　電気用品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者の住所及び氏名

８　相続開始の年月日

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　証明書は、電気用品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が氏名を記載すること。

様式第５（第５条関係）

電気用品製造（輸入）事業者相続証明書

年　月　日

殿

証明者　住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり電気用品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

１　被相続人の住所及び氏名

２　被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日

３　製造（輸入）する電気用品の区分

４　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

５　当該電気用品の型式の区分

６　電気用品安全法施行規則第４条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）

７　電気用品製造（輸入）事業者の地位を承継した者の住所及び氏名

８　相続開始の年月日

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　証明者は、２人以上とすること。

様式第５の２（第５条関係）

電気用品製造（輸入）事業承継証明書

年　　月　　日

殿

被承継者　住所

名称及び代表者の氏名

承 継 者　住所

名称及び代表者の氏名

次のとおり分割によつて電気用品製造（輸入）事業者の事業の全部の承継があつたことを証明します。

１　被承継者の製造（輸入）事業届出の年月日

２　製造（輸入）する電気用品の区分

３　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

４　当該電気用品の型式の区分

５　電気用品安全法施行規則第４条の２に規定する要件に該当しない者であつては、当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）

６　承継の年月日

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第６（第６条関係）

事業届出事項変更届出書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法第５条第１項（第５条第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

１　変更の内容

２　変更の年月日

３　変更の理由

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第７（第８条関係）

電気用品製造（輸入）事業廃止届出書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法第６条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　製造（輸入）事業届出の年月日

２　製造（輸入）する電気用品の区分

３　廃止の年月日

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第８（第10条、第18条関係）

電気用品例外承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法第８条第１項第１号（第27条第２項第１号）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

１　電気用品の品名

２　電気用品の構造、材質及び性能の概要

３　対象となる技術基準

４　承認を申請する理由

５　用途

６　製造、輸入又は販売を予定する数量

７　使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所

８　届出の年月日及び電気用品の型式の区分

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第９（第17条関係）

略称表示承認申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法施行規則第17条第３項の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて略称を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

電気用品（適合性検査を行う特定電気用品）の区分	略称に代える事項	略称

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第10（第17条関係）

登録商標表示届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法施行規則第17条第３項の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

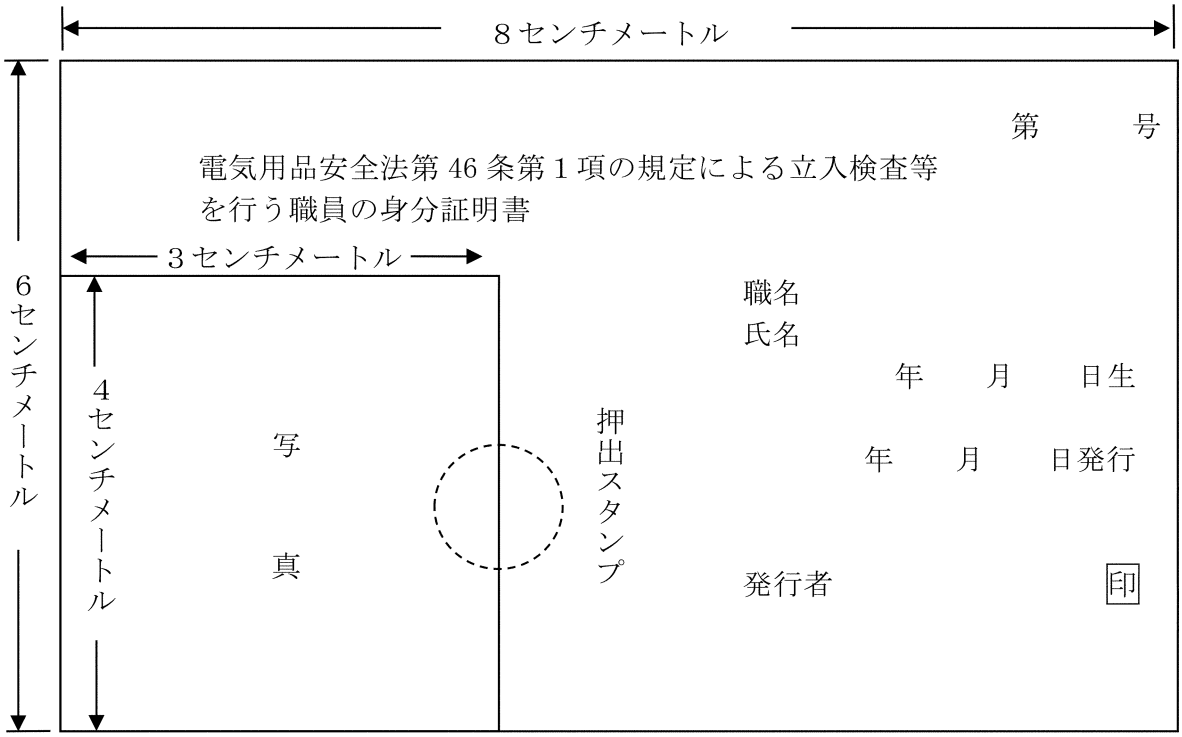
電気用品（適合性検査を行う特定電気用品）の区分	登録商標に代える事項	登録商標

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

様式第15（第34条の３関係）

表　面



裏　面

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）抜すい

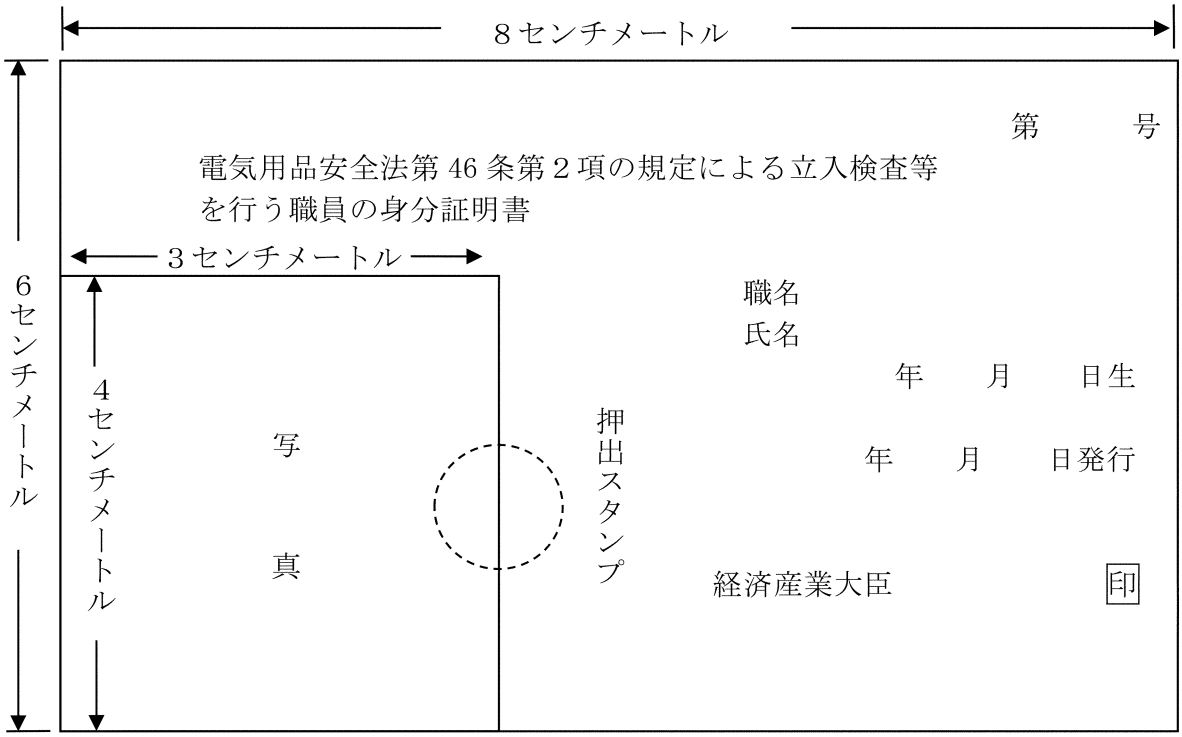
第46条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は第28条第２項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第58条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

十一　第46条第１項又は第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

様式第16（第34条の３関係）

表　面



裏　面

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）抜すい

第46条

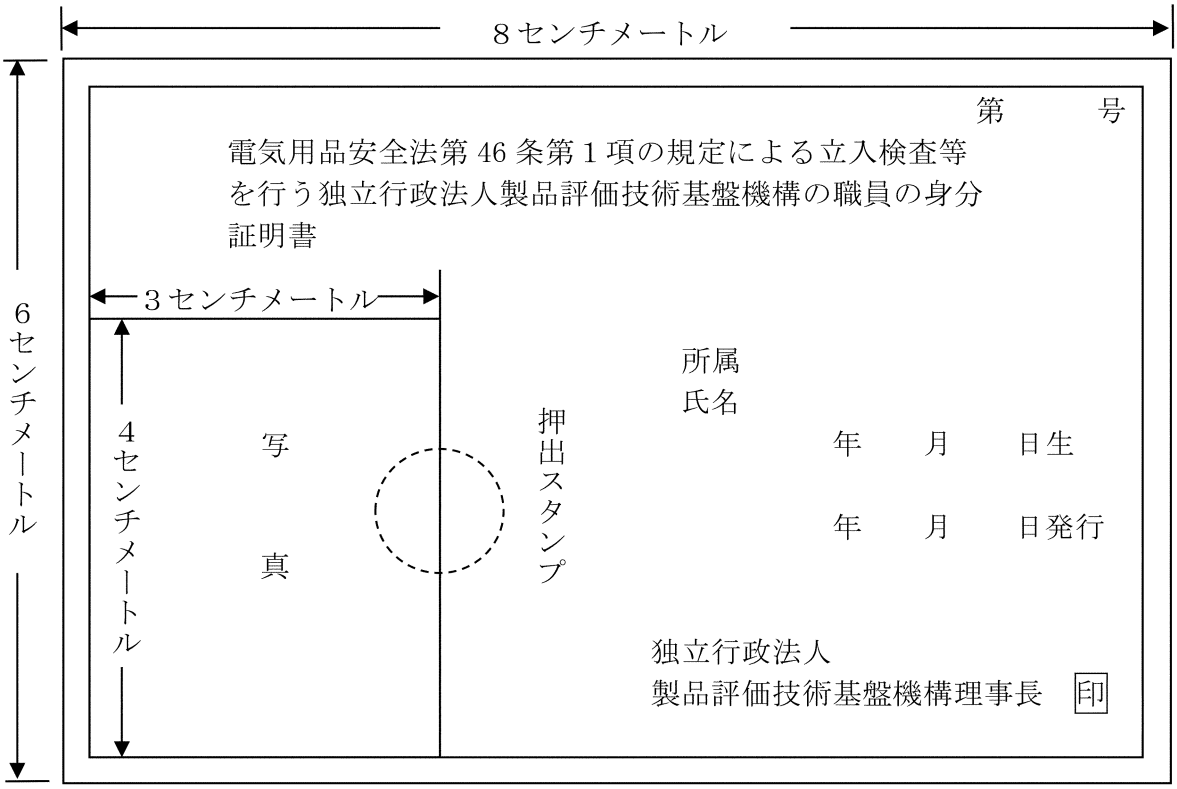
２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第58条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

十一　第46条第１項又は第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

様式第16の2（第34条の３関係）

表　面



裏　面

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）抜すい

第46条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は第28条第２項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

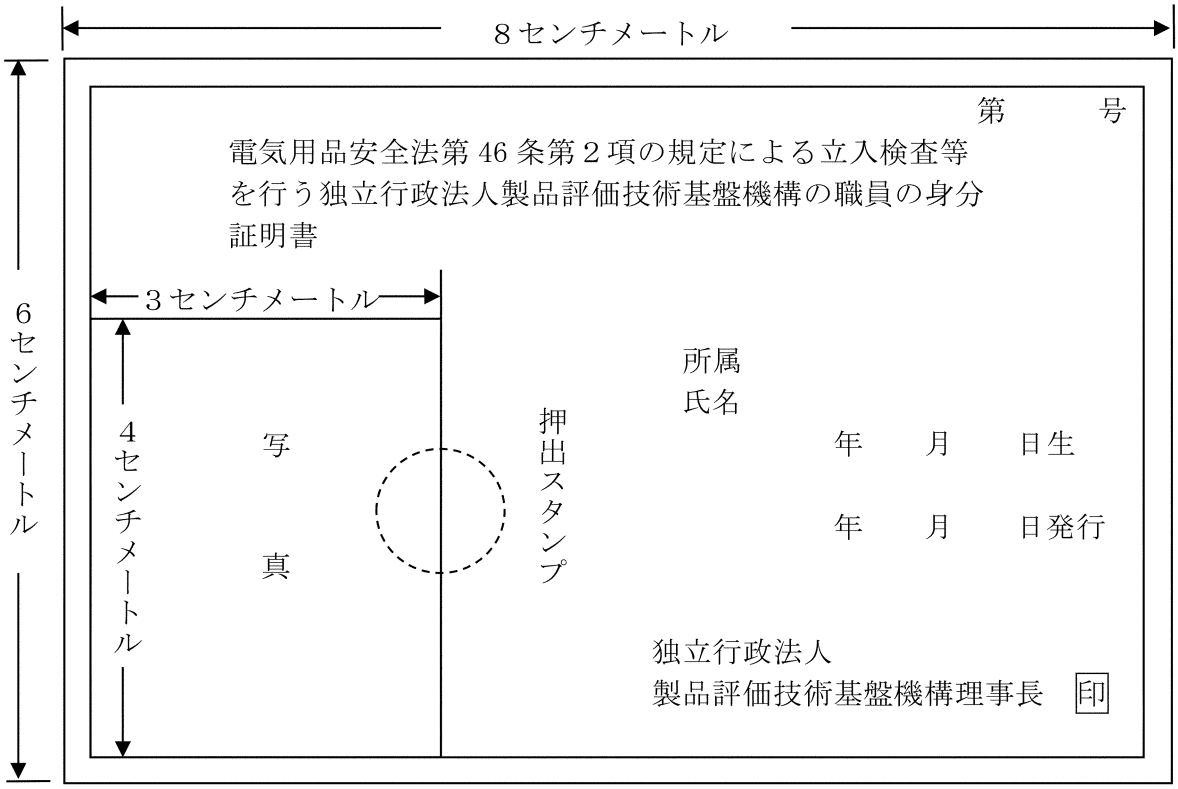
４　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第１項又は第２項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

第58条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

十一　第46条第１項又は第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

様式第16の3（第34条の３関係）

表　面



裏　面

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）抜すい

第46条

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

４　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第１項又は第２項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

第58条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

十一　第46条第１項又は第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

様式第19（第46条関係）

報告徴収の実施報告書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

都道府県名又は市名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電気用品安全法施行令第９条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

徴収 年　月　日	販売事業者名	所　在　地	徴収内容

様式第20（第47条関係）

立入検査実施状況報告書（　　年度分）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

都道府県名又は市名＿＿＿＿＿＿＿＿

電気用品安全法施行令第９条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

立入販売事業者実数	
	うち違反販売事業者実数

（内訳）

番号	電気用品の区分	立入販売事業者数	うち違反販売事業者数	検査機種数	うち違反機種数	違反内容			備考
						法第10条に規定する表示に係る不適合	技術基準上の表示に係る不適合	その他の違反	
合計									

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　立入検査を受けた事業者のうち電気用品を取り扱っていたもののみを集計することとする。

３　事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。

様式第21（第47条関係）

法令に違反する電気用品の報告書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

都道府県名又は市名＿＿＿＿＿＿＿＿

電気用品安全法施行令第９条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

立入検査年月日	販売事業者名	所在地	電気用品名	電気用品に表示されている事項	違反内容	製造又は輸入事業者名	仕入先名及び所在地

様式第22（第48条関係）

電気用品提出命令の実施報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

都道府県名又は市名＿＿＿＿＿＿＿＿

電気用品安全法施行令第９条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

命令年月日	販売事業者名	所在地	電気用品名	電気用品に表示されている事項	製造又は輸入事業者名	仕入先名及び所在地

（電気用品の技術上の基準を定める省令の一部改正）

第九条　電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（長期使用製品安全表示制度による表示）	（長期使用製品安全表示制度による表示）
第二十条　次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。	**第二十条**　次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。
一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。
（イ）　（略）	（イ）　（略）
（ロ）　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の五第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）	（ロ）　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）
（ハ）　（略）	（ハ）　（略）
二～四　（略）	二～四　（略）

（液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第十条　液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（販売等に係る例外の届出等）	（販売等に係る例外の届出等）
第二条　法第三十九条第二項第一号の規定による届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該液化石油ガス器具等が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（令第十七条第五項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第六項に規定する者にあつてはその者の当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。	**第二条**　法第三十九条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該液化石油ガス器具等が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（令第十四条第三項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第四項に規定する者にあつてはその者の当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。
2・3　（略）	2・3　（略）
（事業の届出）	（事業の届出）
第四条　法第四十一条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第十七条第七項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第八項に規定する者にあつてはその者の当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長、同条第九項に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長、同条第十項に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局長。第六条第一項、第七条第一項及び第四項並びに第九条において同じ。）に提出しなければならない。	**第四条**　法第四十一条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第十四条第五項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第六項に規定する者にあつてはその者の当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長。第六条第一項、第七条、第九条及び第十条において同じ。）に提出しなければならない。

２　法第四十一条の規定により事業の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第三による届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）

二　国内管理人に、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び第三十七条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三の二による書類

三　第十四条の二第五号の委託契約に係る契約書その他これに準ずる書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）

四　国内管理人が第十四条の二各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第三の三による書類

五　その他経済産業大臣が必要と認める書類

（型式の区分）

第五条　法第四十一条第三号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の型式の区分の欄において材質等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある液化石油ガス器具等については、それぞれの材質等の区分として掲げる区分の一を全ての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

（法第四十一条第四号の経済産業省令で定める要件）

第五条の二　法第四十一条第四号の経済産業省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　届出に係る型式の液化石油ガス器具等の設計を行つていること。

二　届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、検査機関において、法第四十六条第二項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。

三　経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式の液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。

四　その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。

（変更の届出）

第七条　法第四十三条第一項の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第四十三条第一項の規定により法第四十一条第二号の事項の変更の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第八による届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一　国内管理人を変更した場合　次に掲げる書類

イ　変更後の国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）

（新設）

（型式の区分）

第五条　法第四十一条第二号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の型式の区分の欄において材質等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある液化石油ガス器具等については、それぞれの材質等の区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

（新設）

（変更の届出）

第七条　法第四十三条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（新設）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ロ　変更後の国内管理人に、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び第三十七条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三の二による書類

ハ　第十四条の二第五号の委託契約に係る契約書その他これに準ずる書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）

ニ　変更後の国内管理人が第十四条の二各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第三の三による書類

ホ　その他経済産業大臣が必要と認める書類

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該変更が行われたことを証する書類

3　法第四十三条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者又は国内管理人が法人である場合におけるその代表者の氏名の変更とする。

4　法第四十三条第二項の規定により法第四十一条第四号の事項の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第八条　削除

第十条　削除

（基準適合義務に係る例外の届出等）

第十二条　法第四十六条第一項第一号の規定による届出については第二条第一項の規定を、法第四十六条第一項第二号の承認の申請については第二条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十七条第五項」とあるのは「第十七条第七項」と、「同条第六項に規定する者にあつてはその者の当該事務所又は営業所」とあるのは「同条第八項に規定する者にあつてはその者の当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長、同条第九項に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長、同条第十項に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所」と読み替えるものとする。

（検査の方式等）

第十三条　（略）

2　（略）

3　法第四十六条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間及び同条第三項の規定により検査記録の写しを保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（新設）

（新設）

（軽微な変更）

第八条　法第四十三条ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

（情報の提供）

第十条　法第四十五条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　提供の請求をしようとする情報の概要

（基準適合義務に係る例外の届出等）

第十二条　法第四十六条第一項第一号の届出については第二条第一項の規定を、法第四十六条第一項第二号の承認の申請については第二条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十四条第三項」とあるのは「第十四条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六項」と読み替えるものとする。

（検査の方式等）

第十三条　（略）

2　（略）

3　法第四十六条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（電磁的方法による保存）

第十四条　（略）

２・３　（略）

４　前三項の規定は、法第四十六条第三項に規定する写し及び法第四十七条第三項に規定する写しについて準用する。この場合において、第一項中「前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法」とあるのは、「電磁的方法」と読み替えるものとする。

（国内管理人の基準）

第十四条の二　法第四十六条第四項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　日本に住所を有すること。

二　届出事業者から、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び第三十七条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与されていること。

三　液化石油ガス器具等に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者でないこと。

四　日本語による会話能力を有すること。

五　次に掲げる事項を記載した文書により国内管理人の業務に関する委託契約を締結していること。

イ　経済産業大臣との連絡体制に関する事項

ロ　届出事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等の回収その他の災害の拡大を防止するための措置に関する事項

ハ　第二号に関する事項

ニ　法第四十六条第三項前段及び第四十七条第三項前段の規定による写しの提供並びに法第四十六条第三項後段及び第四十七条第三項後段の規定による写しの保存に関する事項

ホ　法第八十二条第一項の規定による報告の徴収、法第八十三条第一項の規定による立入検査等及び法第八十三条の二第一項に規定する液化石油ガス器具等の提出に関する事項

ヘ　その他経済産業大臣が必要と認める事項

六　国内管理人の業務の実施方法が適切であること。

（適合性検査の方法）

第十七条　法第四十七条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　法第四十七条第一項第一号に掲げるもの　特定液化石油ガス器具等について、第十一条に規定する技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

二　法第四十七条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特定液化石油ガス器具等について第十一条に規定する技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法並びに検査設備及び前条に規定するものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（表示）

第二十条　法第四十八条第一項の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

一・二　（略）

（電磁的方法による保存）

第十四条　（略）

２・３　（略）

（新設）

（新設）

（適合性検査の方法）

第十七条　法第四十七条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　法第四十七条第一項第一号に掲げるもの　特定液化石油ガス器具等について、第十一条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

二　法第四十七条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特定液化石油ガス器具等について第十一条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法並びに検査設備及び前条で定めるものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（表示）

第二十条　法第四十八条の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

一・二　（略）

（帳簿）

第二十九条　法第八十一条第三項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第四十一条第三号の経済産業省令で定める型式の区分

四～七　（略）

２・３　（略）

（旅費の額）

第三十三条　令第十二条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第七章　雑則

（氏名等の公表方法）

第三十六条　経済産業大臣は、法第六十八条の規定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による災害の拡大を防止するために必要な事項を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（意見を述べる機会の供与）

第三十七条　経済産業大臣は、法第六十八条の規定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令等違反行為を行つた者又は国内管理人にその旨を通知して、当該法令等違反行為を行つた者が自ら又は国内管理人を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大の防止の観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執るいとまがないとき。

二　法令等違反行為を行つた者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該者と連絡することができないとき。

第三十八条　（略）

（帳簿）

第二十九条　法第八十一条第三項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第四十一条第二号の経済産業省令で定める型式の区分

四～七　（略）

２・３　（略）

（旅費の額）

第三十三条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第九条の三の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第七章　雑則

（新設）

（新設）

第三十六条　（略）

様式第１（第２条第１項、第12条関係）

様式第一から様式第三までを次のように改める。

液化石油ガス器具等輸出用例外届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第39条第２項第１号（第46条第１項第１号）の規定により、次のとおり届け出ます。

１　液化石油ガス器具等の区分並びに構造、材質及び性能の概要
２　輸出予定数量
３　仕向地及び輸出の時期
４　製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び液化石油ガス器具等の型式の区分

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２（第２条第２項、第12条関係）

液化石油ガス器具等例外承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　　殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第39条第２項第２号（第46条第１項第２号）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

１　液化石油ガス器具等の区分並びに構造、材質及び性能の概要
２　承認を申請する理由
３　用途
４　製造、輸入又は販売を予定する数量
５　使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所
６　製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び液化石油ガス器具等の型式の区分

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３（第４条第１項及び第２項関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第41条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　事業開始の年月日
２　製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
３　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
４　当該液化石油ガス器具等の型式の区分
５　液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第５条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３の２（第４条第２項第２号、第７条第２項第１号関係）

様式第三の次に次の二様式を加える。

権限証明書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者を国内管理人と定め、次の権限を付与したことを証明します。

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定により経済産業大臣が行う処分の通知を受領する権限
・液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第 37 条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限

１　国内管理人の住所
２　国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
３　国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス
（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３の３（第４条第２項第４号、第７条第２項第１号関係）

誓　約　書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者が液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第 14 条の２各号に規定する基準に適合する国内管理人であることを誓約します。

１　国内管理人の住所
２　国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
３　国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第４（第６条第１項関係）

様式第四から様式第九まで、様式第十二及び様式第十四から様式第十六までを次のように改める。

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業承継届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 42 条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名	
	住　所	
	電話番号及び電子メールアドレス	
	製造（輸入）事業届出の年月日	
	製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分	
	特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名	
	当該液化石油ガス器具等の型式の区分	
	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第５条の２に規定する要件に	

	該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）	

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第５（第６条第２項第１号関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業譲渡譲受証明書

年　　月　　日

殿

譲り渡した者　氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住　所
譲り受けた者　氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住　所

次のとおり液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者の事業の全部の譲渡譲受があつたことを証明します。

１　譲り渡した者の製造（輸入）事業届出の年月日
２　製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
３　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
４　当該液化石油ガス器具等の型式の区分
５　液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第５条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
６　譲渡譲受の年月日

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第６（第６条第２項第２号関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者相続同意証明書

年　月　日

殿

証明者　氏　名
住　所

次のとおり液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

１　被相続人の住所及び氏名
２　被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
３　製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
４　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
５　当該液化石油ガス器具等の型式の区分
６　液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第５条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
７　液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者の住所及び氏名
８　相続開始の年月日

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　証明書は、液化石油ガス器具等（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が氏名を記載すること。

様式第７（第６条第２項第３号関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者相続証明書

年　　月　　日

殿

証明者　氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住　所
証明者　氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住　所

次のとおり液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

１　被相続人の住所及び氏名
２　被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
３　製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
４　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
５　当該液化石油ガス器具等の型式の区分
６　液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第５条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
７　液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者の地位を承継した者の住所及び氏名
８　相続開始の年月日

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　証明者は、２人以上とすること。

様式第７の２（第６条第２項第５号関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業承継証明書

年　月　日

殿

被承継者　名称及び代表者の氏名
住所

承 継 者　名称及び代表者の氏名
住所

次のとおり分割によつて液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者の事業の全部の承継があつたことを証明します。

１　被承継者の製造（輸入）事業届出の年月日
２　製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
３　特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
４　当該液化石油ガス器具等の型式の区分
５　液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第５条の２に規定する要件に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
６　承継の年月日

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第８（第７条第１項、第２項及び第４項関係）

事業届出事項変更届出書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 43 条第１項（第 43 条第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

１　変更の内容
２　変更の年月日
３　変更の理由

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第９（第９条関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業廃止届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第44条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　製造（輸入）事業届出の年月日
２　製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
３　廃止の年月日

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第12（第27条第１項、第32条関係）

業務規程（変更）届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　　殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住　所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 57 条第１項（第 63 条
第２項において準用する第 57 条第１項）の規定により業務規程（業務規程の変更）を別添のとおり届け出ます。

１　変更の内容
２　変更の理由

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　１、２は業務規程変更の届出の場合に記載すること。

様式第14（第38条関係）

適合性検査についての申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第92条の２第１項（第92条の２第４項）の規定により、国内登録検査機関（海外登録検査機関）が適合性検査を行わない又は適合性検査結果に異議があるので、適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべき（請求すべき）ことを、次のとおり申請します。

１　特定液化石油ガス器具等の型式の区分
２　申請理由

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第15（別表第３関係）

略称（記号）表示承認申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて略称（記号）を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

液化石油ガス器具等の区分	略称又は記号に代える事項	略　称　又　は　記　号

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第16（別表第３関係）

登録商標表示届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

液化石油ガス器具等の区分	登録商標に代える事項	登 録 商 標

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（一般消費者等に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容） **第十三条の二**　令第六条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第十三条の三**　令第六条第一項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～三　（略） （保安業務の委託契約の相手方に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容） **第二十八条の二**　令第六条第三項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第二十八条の三**　令第六条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （免状交付事務に係る委託契約書の記載事項） **第百六条**　令第八条第一号二の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） （免状交付事務に係る公示） **第百七条**　令第八条第二号の規定により、都道府県知事が、免状交付事務を委託したときは、次の各号に掲げる事項について公示するものとする。 一・二　（略） （経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告） **第百四十条**　都道府県知事又は指定都市の長は、令第十六条第八項の規定により法第十六条の二第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、速やかに様式第六十四の供給設備技術基準適合命令実施報告書を当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。	（一般消費者等に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容） **第十三条の二**　令第五条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第十三条の三**　令第五条第一項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～三　（略） （保安業務の委託契約の相手方に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容） **第二十八条の二**　令第五条第三項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第二十八条の三**　令第五条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （免状交付事務に係る委託契約書の記載事項） **第百六条**　令第七条第一号二の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） （免状交付事務に係る公示） **第百七条**　令第七条第二号の規定により、都道府県知事が、免状交付事務を委託したときは、次の各号に掲げる事項について公示するものとする。 一・二　（略） （経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告） **第百四十条**　都道府県知事又は指定都市の長は、令第十三条第八項の規定により法第十六条の二第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、速やかに様式第六十四の供給設備技術基準適合命令実施報告書を当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

第百四十一条　都道府県知事又は指定都市の長は、令第十六条第八項の規定により法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年分の報告の徴収の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十五の報告徴収実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～三　（略）

２～４　（略）

第百四十二条　都道府県知事又は指定都市の長は、令第十六条第八項の規定により法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年分の立入検査、質問又は収去の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十七の立入検査等実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

３　都道府県知事は、令第十六条第八項の規定により法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものに限る。次項から第六項までにおいて同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年分の立入検査又は質問の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十九の立入検査等実施年報を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

４　（略）

５　市長は、令第十六条第八項の規定により法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年分の立入検査又は質問の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十九の立入検査等実施年報を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該立入検査等実施年報を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

６　（略）

第百四十三条　都道府県知事は、法第八十三条の二第一項の規定により液化石油ガス器具等を提出すべきことを命じたときは、令第十六条第八項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

２　市長は、法第八十三条の二第一項の規定により液化石油ガス器具等を提出すべきことを命じたときは、令第十六条第八項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第百四十一条　都道府県知事又は指定都市の長は、令第十三条第八項の規定により法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の報告の徴収の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十五の報告徴収実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～三　（略）

２～４　（略）

第百四十二条　都道府県知事又は指定都市の長は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の立入検査、質問又は収去の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十七の立入検査等実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

３　都道府県知事は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものに限る。次項から第六項までにおいて同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年分の立入検査又は質問の結果をとりまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十九の立入検査等実施年報を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

４　（略）

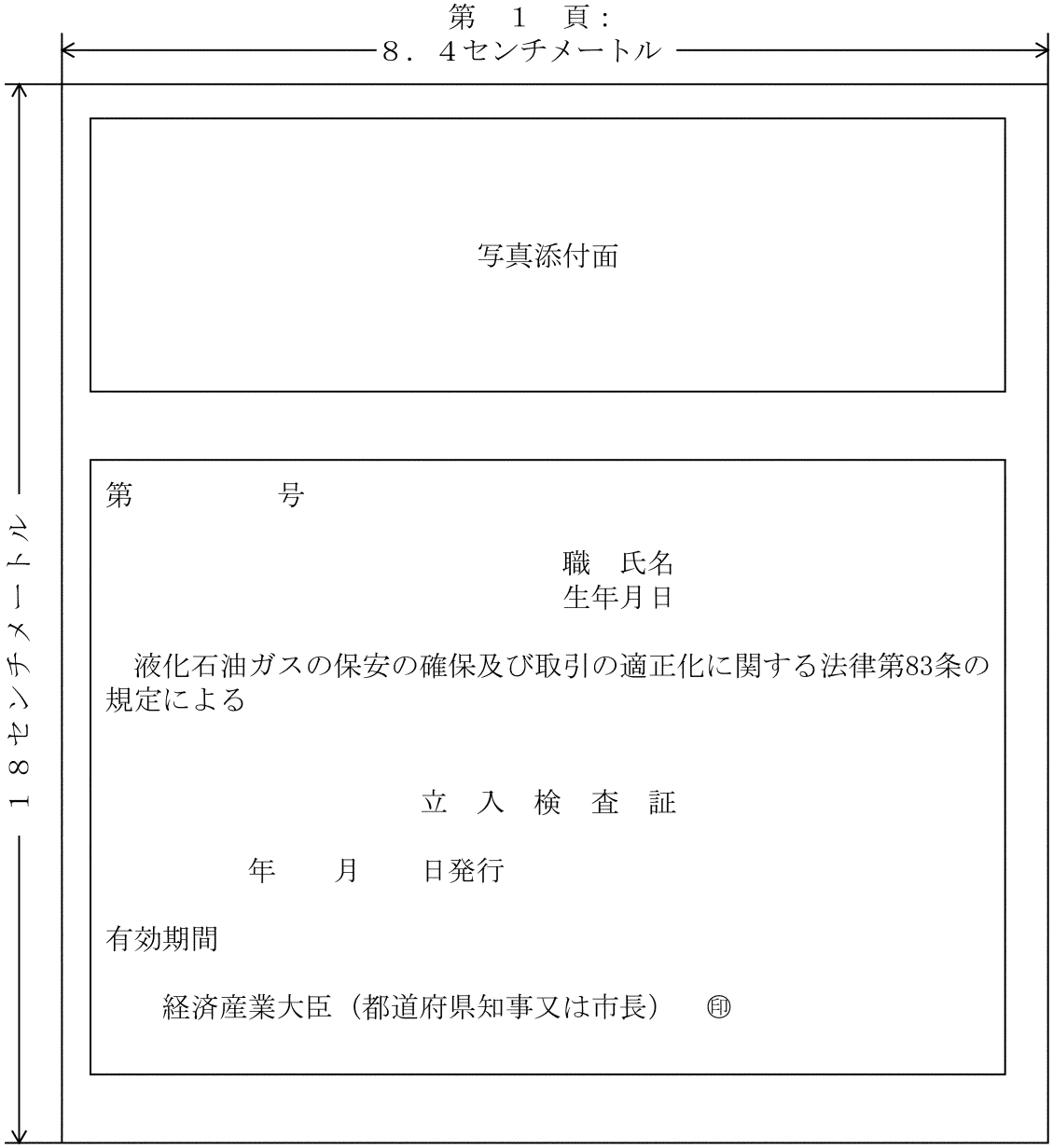
５　市長は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年分の立入検査又は質問の結果をとりまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十九の立入検査等実施年報を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該立入検査等実施年報を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

６　（略）

第百四十三条　都道府県知事は、法第八十三条の二第一項の規定により液化石油ガス器具等を提出すべきことを命じたときは、令第十三条第八項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

２　市長は、法第八十三条の二第一項の規定により液化石油ガス器具等を提出すべきことを命じたときは、令第十三条第八項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

様式第61（第135条関係）



様式第六十一、様式第六十二及び様式第六十四から様式第六十九までを次のように改める。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律抜すい

第83条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス器具等製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その認定を受けた保安機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者、その許可を受けた充てん事業者又は特定液化石油ガス設備工事事業者の事務所、営業所、液化石油ガス、充てん設備若しくは液化石油ガス設備工事に使用する機械、器具若しくは材料の保管場所、特定液化石油ガス設備工事の施工場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。ただし、特定液化石油ガス設備工事の施工場所には、当該施工場所の管理者の承諾を得た場合でなければ、立ち入らせてはならない。

４　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その認定を受けた保安機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

５　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

６　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

７　委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

８　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

13　第１項から第７項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第100条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

十六　液化石油ガス器具等製造事業者等が第83条第１項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十七　第83条第５項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第101条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

五　第83条第１項若しくは第２項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき（前条第16号の規定に該当する場合を除く。）。

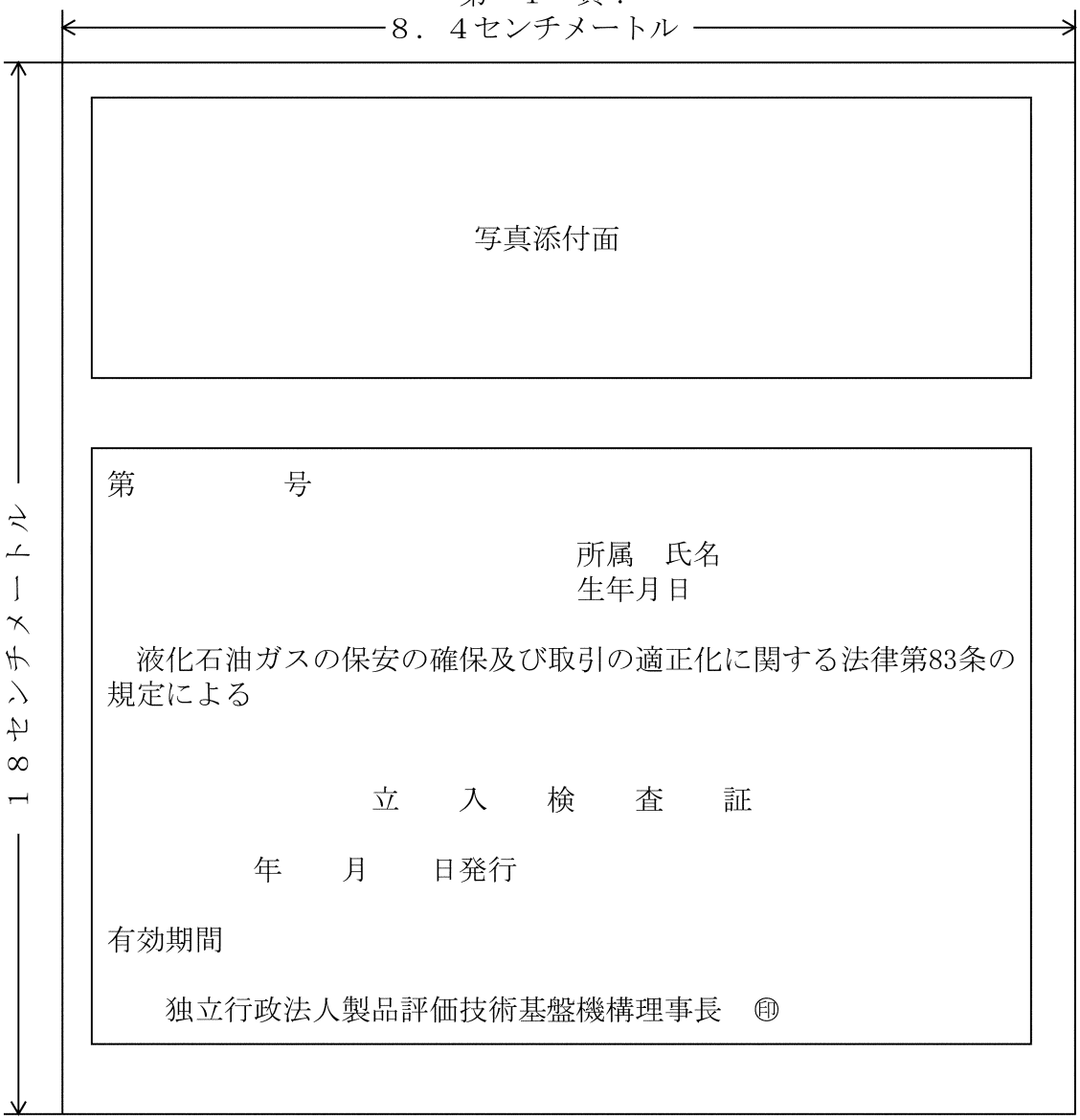
六　第83条第３項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第102条　次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

四　第83条第６項又は第７項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

様式第62（第135条関係）

第　1　頁：



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律抜すい

第83条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス器具等製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。

５　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

６　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

７　委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

９　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第１項の規定による立入検査又は質問（液化石油ガス器具等製造事業者等に係るものに限る。）又は第５項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

12　第９項の規定により機構の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

13　第１項から第７項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第100条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

十六　液化石油ガス器具等製造事業者等が第83条第１項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十七　第83条第５項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

様式第64（第140条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

供給設備技術基準適合命令実施報告書

番　　号

年　　月　　日

産業保安監督部長　殿

都道府県知事

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第16条第１項の規定により別添の基準適合命令を発したので、同条第８項の規定により次のとおり報告する。

１　命令を発した液化石油ガス販売事業者の名称、登録番号及び代表者の氏名

２　命令に係る液化石油ガス販売事業者の販売所の名称及び所在地

３　命令の内容

４　その他特記事項

（備考）　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は記載しないこと。

３　命令書の写しを添付のこと。

様式第65（第141条関係）

×整 理 番 号	
×受理年月日	年　月　日

報告徴収実施年報（　年度分）

番　　号

年　　月　　日

殿

都道府県知事

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第16条第２項、第４項、第５項又は第６項の規定により下記の事業者等に報告の徴収を行ったので、同条第８項の規定により次のとおり報告する。

報告徴収の発出年月日	事業者等名	所　在　地	登録番号等	項番号	報告徴収の回答受理年月日	報告徴収の結果等

（備考）　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は記載しないこと。

様式第66（第141条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

報告徴収実施報告書（事業者等の名称）

番　　号

年　　月　　日

殿

都道府県知事

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第16条第２項（第４項、第５項又は第６項）の規定により下記の事業者等に報告の徴収を行ったので、同条第８項の規定により次のとおり報告する。

１　報告徴収を行った事業者等の名称、所在地、登録番号等及び代表者の氏名
２　報告徴収を行った年月日
３　報告徴収に係る販売所等の名称及び所在地
４　報告徴収の結果　別紙のとおり

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　×印の項は記載しないこと。
３　別紙として、事務の内容及び結果について詳細に記載すること。

様式第67（第142条関係）

×整 理 番 号	
×受理年月日	年　月　日

立入検査等実施年報（　年度分）

番　　号

年　　月　　日

殿

都道府県知事

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第16条第３項又は第４項の規定により下記の事業者等に立入検査等を行ったので、同条第８項の規定により次のとおり報告する。

立入検査等の実施年月日	事業者等名	立入検査等を行った販売所等の名称及び所在地	登録番号等	項番号	立入検査等の結果等

（備考）　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は記載しないこと。

様式第68（第142条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

立入検査等実施報告書（事業者等の名称）

番　　号

年　　月　　日

殿

都道府県知事

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第16条第３項（第４項）の規定により下記の事業者等に立入検査等を行ったので、同条第８項の規定により次のとおり報告する。

１　立入検査等に係る事業者等の名称、登録番号等及び代表者の氏名
２　立入検査等を行った年月日
３　立入検査等に係る販売所等の名称及び所在地
４　立入検査等の結果　別紙のとおり

（備考）　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。
　　３　別紙として、事務の内容及び結果について詳細に記載すること。

様式第69（第142条関係）

立入検査実施報告書（　　年度分）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

都道府県名又は市名

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第16条第７項の規定により立入検査を行ったので、同条第８項の規定により下記のとおり報告する。

立入販売事業者実数	
	うち違反販売事業者実数

（内訳）

番号	液化石油ガス器具等の区分	立入販売事業者数	うち違反販売事業者数	検査機種数	うち違反機種数	違反内容			備考
						法第48条に規定する表示に係る不適合	技術基準上の表示に係る不適合	その他の違反	
合　計									

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　立入検査を受けた事業者のうち液化石油ガス器具等を取り扱っていたもののみを集計することとする。

３　事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。

（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条関係） 法令名　規定 熱供給事業法施行規則（昭和四十七年通商産業省令第百四十三号）　（略） 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）　第二十四条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）	**別表第一**（第三条関係） 法令名　規定 熱供給事業法施行規則（昭和四十七年通商産業省令第百四十三号）　（略） 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）　第二十三条の二第一項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）
別表第四（第八条関係） 法令名　規定 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律　（略） 消費生活用製品安全法　第二十四条第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）	**別表第四**（第八条関係） 法令名　規定 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律　（略） 消費生活用製品安全法　第二十三条の二第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）
別表第五（第十条関係） 法令名　規定 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律　（略） 消費生活用製品安全法　第二十四条第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）	**別表第五**（第十条関係） 法令名　規定 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律　（略） 消費生活用製品安全法　第二十三条の二第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

（経過措置）

2　消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項又は第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における情報の提供に関する書面の提出については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○経済産業省令第七号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第四十条第一項の規定に基づき、特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則を次のように制定する。

令和七年一月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下「法」という。）、消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号。以下「令」という。）及び経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号。以下「技術基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（定期報告）

第二条　国内管理人は、次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、当該国内管理人に係る届出事業者が法第六条の規定に基づく届出を行った日から起算して一年を経過するごとに、その一年を経過した日から一月以内に経済産業大臣（令第十九条第六項に規定する届出事業者の国内管理人にあっては、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

一　当該国内管理人に係る届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス

二　技術基準省令第十五条の二第五号イの連絡体制の整備に関する事項

（契約解除等の報告）

第三条　特定輸入事業者である届出事業者又はその国内管理人は、技術基準省令第十五条の二第五号の委託契約の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は更新を行わない旨の申出をしようとする日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第二による契約解除等報告書を経済産業大臣（令第十九条第六項に規定する届出事業者及びその国内管理人にあっては、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

附　則

この省令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

様式第１（第２条関係）

業務報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第40条第１項の規定により、次のとおり報告します。

１　届出事業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
２　特定製品の区分
３　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の有無
４　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の内容

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　４は変更がある場合に記載すること。

様式第２（第３条関係）

契約解除等報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第40条第１項の規定により、次のとおり報告します。

委託契約の相手方の氏名若しくは名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	
委託契約の相手方の電話番号及び電子メールアドレス	
特定製品の区分	
解除等予定年月日	
解除等の理由	

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○経済産業省令第八号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七十一条第一項の規定に基づき、特定輸入事業者の輸入に係るガス用品関係報告規則を次のように制定する。

令和七年一月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

特定輸入事業者の輸入に係るガス用品関係報告規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。）、ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号。以下「令」という。）及びガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号。以下「技術基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（定期報告）

第二条　国内管理人は、次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、当該国内管理人に係る届出事業者が法第百四十条の規定に基づく届出を行った日から起算して一年を経過するごとに、その一年を経過した日から一月以内に経済産業大臣（令第二十一条第四項の表第二十四号に規定する届出事業者の国内管理人にあっては、当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

一　当該国内管理人に係る届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス

二　技術基準省令第十四条の二第五号イの連絡体制の整備に関する事項

（契約解除等の報告）

第三条　特定輸入事業者である届出事業者又はその国内管理人は、技術基準省令第十四条の二第五号の委託契約の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は更新を行わない旨の申出をしようとする日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第二による契約解除等報告書を経済産業大臣（令第二十一条第四項の表第二十四号に規定する届出事業者及びその国内管理人にあっては、当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

附　則

この省令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

様式第１（第２条関係）

業務報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第171条第１項の規定により、次のとおり報告します。

１　届出事業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
２　ガス用品の区分
３　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の有無
４　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の内容

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　４は変更がある場合に記載すること。

様式第２（第３条関係）

契約解除等報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第171条第１項の規定により、次のとおり報告します。

委託契約の相手方の氏名若しくは名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	
委託契約の相手方の電話番号及び電子メールアドレス	
ガス用品の区分	
解除等予定年月日	
解除等の理由	

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○経済産業省令第九号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十五条第一項の規定に基づき、特定輸入事業者の輸入に係る電気用品関係報告規則を次のように制定する。

令和七年一月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

特定輸入事業者の輸入に係る電気用品関係報告規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「法」という。）、電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号。以下「令」という。）及び電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（定期報告）

第二条　国内管理人は、次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、当該国内管理人に係る届出事業者が法第三条の規定に基づく届出を行った日から起算して一年を経過するごとに、その一年を経過した日から一月以内に経済産業大臣（令第十条第三項に規定する届出事業者の国内管理人にあっては、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

一　当該国内管理人に係る届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス

二　施行規則第十二条の二第五号イの連絡体制の整備に関する事項

（契約解除等の報告）

第三条　特定輸入事業者である届出事業者又はその国内管理人は、施行規則第十二条の二第五号の委託契約の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は更新を行わない旨の申出をしようとする日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第二による契約解除等報告書を経済産業大臣（令第十条第三項に規定する届出事業者及びその国内管理人にあっては、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

附　則

この省令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

様式第１（第２条関係）

業務報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法第45条第１項の規定により、次のとおり報告します。

１　届出事業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
２　電気用品の区分
３　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の有無
４　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の内容

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　４は変更がある場合に記載すること。

様式第２（第３条関係）

契約解除等報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法第45条第１項の規定により、次のとおり報告します。

委託契約の相手方の氏名若しくは名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	
委託契約の相手方の電話番号及び電子メールアドレス	
電気用品の区分	
解除等予定年月日	
解除等の理由	

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○経済産業省令第十号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第八十二条第一項の規定に基づき、特定輸入事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等関係報告規則を次のように制定する。

令和七年一月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

特定輸入事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等関係報告規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号。以下「令」という。）及び液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号。以下「技術基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（定期報告）

第二条　国内管理人は、次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、当該国内管理人に係る届出事業者が法第四十一条の規定に基づく届出を行った日から起算して一年を経過するごとに、その一年を経過した日から一月以内に経済産業大臣（令第十七条第九項に規定する届出事業者の国内管理人にあっては、当該国内管理人の事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

一　当該国内管理人に係る届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス

二　技術基準省令第十四条の二第五号イの連絡体制の整備に関する事項

（契約解除等の報告）

第三条　特定輸入事業者である届出事業者又はその国内管理人は、技術基準省令第十四条の二第五号の委託契約の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は更新を行わない旨の申出をしようとする日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第二による契約解除等報告書を経済産業大臣（令第十七条第九項に規定する届出事業者及びその国内管理人にあっては、当該国内管理人の事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

附　則

この省令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

様式第１（第２条関係）

業務報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 82 条第１項の規定により、次のとおり報告します。

１　届出事業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
２　液化石油ガス器具等の区分
３　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の有無
４　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の内容

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　４は変更がある場合に記載すること。

様式第２（第３条関係）

契約解除等報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 82 条第１項の規定により、次のとおり報告します。

委託契約の相手方の氏名若しくは名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	
委託契約の相手方の電話番号及びメールアドレス	
液化石油ガス器具等の区分	
解除等予定年月日	
解除等の理由	

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○経済産業省令第十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十五条第三項の規定に基づき、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電気主任技術者試験の方法） **第六条**　（略） ２・３　（略） ４　一次試験（第三種電気主任技術者免状に係るものを除く。）に合格した者が、その合格した一次試験の行われた年度の初めから二年以内（経済産業大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかつたことその他の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験が行われた年度の初めから二年を経過した後において行われる試験であつて、経済産業大臣が当該事情を考慮して別に告示して指定するものの実施日の属する月まで）にその合格した一次試験に係る技術者試験と同一の種類の主任技術者免状に係る技術者試験を受ける場合は、その一次試験を免除する。 （試験科目の免除） **第七条の二**　一次試験（第三種電気主任技術者免状に係るものを除く。）の一部の科目に合格した者に対しては、その合格した一次試験の行われた年度の初めから三年以内（経済産業大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかつたことその他の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において行われる試験であつて、経済産業大臣が当該事情を考慮して別に告示して指定するものの実施日の属する月まで）にその合格した一次試験に係る技術者試験と同一の種類の主任技術者免状に係る技術者試験を受ける場合は、その申請によりその一次試験の科目を免除する。	（電気主任技術者試験の方法） **第六条**　（略） ２・３　（略） ４　一次試験（第三種電気主任技術者免状に係るものを除く。）に合格した者が、その合格した一次試験の行われた年度の初めから二年以内（経済産業大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかつたことその他の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験が行われた年度の初めから二年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで）にその合格した一次試験に係る技術者試験と同一の種類の主任技術者免状に係る技術者試験を受ける場合は、その一次試験を免除する。 （試験科目の免除） **第七条の二**　一次試験（第三種電気主任技術者免状に係るものを除く。）の一部の科目に合格した者に対しては、その合格した一次試験の行われた年度の初めから三年以内（経済産業大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかつたことその他の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで）にその合格した一次試験に係る技術者試験と同一の種類の主任技術者免状に係る技術者試験を受ける場合は、その申請によりその一次試験の科目を免除する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省環境省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令を定める。

令和七年一月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令

（用語）

第一条　この省令で使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（政府保有口座の記録事項）

第二条　政府保有口座は、次に掲げる口座に区分する。

一　無効化口座
二　取消口座
三　その他国際協力排出削減量口座簿の維持管理上必要な口座

2　政府保有口座には、次に掲げる事項を記録する。

一　口座番号
二　保有する国際協力排出削減量の数量及び識別番号
三　前号の国際協力排出削減量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨
四　その他当該口座の維持管理上必要な事項

（法人等保有口座の記録事項）

第三条　法第五十七条の八第二項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法人等保有口座名義人が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記
二　法人等保有口座名義人が排出削減等協力事業者である個人の場合には、その氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記
三　法人等保有口座名義人の電話番号その他の連絡先
四　法人等保有口座名義人が法人の場合には、国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先の日本語及び英語による表記（外国法人にあっては、英語による表記）
五　その他当該口座の維持管理上必要な事項

（法人等保有口座の開設の申請）

第四条　法第五十七条の九第三項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。

2　法第五十七条の九第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法人等保有口座の開設を受けようとする者が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記
二　法人等保有口座の開設を受けようとする者が排出削減等協力事業者である個人の場合には、その氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記
三　法人等保有口座の開設を受けようとする者の電話番号その他の連絡先
四　法人等保有口座の開設を受けようとする者が法人の場合には、国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先の日本語及び英語による表記（外国法人にあっては、英語による表記）

3　法第五十七条の九第四項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他環境大臣及び経済産業大臣が必要と認める書類とする。

一　法人　定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
二　排出削減等協力事業者である個人　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

（変更の届出）

第五条　法第五十七条の十第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によってしなければならない。

2　前項の届出書には、法人等保有口座名義人の前条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類（定款を除く。以下同じ。）を添付しなければならない。ただし、変更があった事項が前条第二項第四号に掲げる事項のみである場合には、登記事項証明書を添付することを要しない。

（振替手続の申請方法）

第六条　法第五十七条の十一第二項の主務省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
二　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

（申請による国際協力排出削減量の振替を行わない場合）

第七条　法第五十七条の十一第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　令第二十一条に規定する国際協力排出削減量についての処分の制限に関する事項の記録がある国際協力排出削減量の振替の申請である場合
二　当該振替に係る法人等保有口座の記録事項に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがある場合
三　当該振替に係る法人等保有口座の開設又は当該口座において管理される国際協力排出削減量の発行若しくは振替に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実があることが判明した場合
四　当該振替に係る法人等保有口座の名義人が法令又はこれに基づく環境大臣及び経済産業大臣の処分若しくは指示に違反した場合
五　その申請に係る事項が虚偽である場合
六　その申請の手続に不備がある場合

2　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により法人等保有口座にある国際協力排出削減量の振替を制限した場合には、遅滞なく、当該法人等保有口座名義人にその旨を通知するものとする。

（信託の記録の申請）

第八条　令第二十二条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第三の申請書によってしなければならない。

2　前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

（信託の記録の抹消の申請）

第九条　令第二十五条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第四の申請書によってしなければならない。

2　前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

（受託者の変更があった場合の申請）

第十条　令第二十七条第一項の申請は、様式第五の申請書によってしなければならない。

2　前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（受託者の解任）

第十一条　環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、令第二十八条において準用する令第十七条又は第十八条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。

（信託の記録の変更の申請）

第十二条　令第二十八条において読み替えて準用する令第二十条の申請は、様式第六の申請書によってしなければならない。

２　前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

（国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第十三条　法第五十七条の十七の請求は、様式第七の請求書によってしなければならない。

２　前項の請求書には、法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

３　環境大臣及び経済産業大臣は、法第五十七条の十七の規定による請求があった場合において、遅滞なく、当該請求に係る国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面を交付するものとする。

（法人等保有口座の廃止の申請）

第十四条　法人等保有口座名義人は、自己の法人等保有口座に記録されている国際協力排出削減量について、その全部を他の法人等保有口座又は政府保有口座に移転した場合には、自己の法人等保有口座の廃止を申請することができる。

２　前項の申請は、様式第八の申請書によってしなければならない。

３　前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

４　環境大臣及び経済産業大臣は、第一項の申請があったときは、当該申請に係る法人等保有口座を廃止するものとする。

（法人等保有口座に記録されている事項の修正等）

第十五条　環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座の記録事項に誤りがあることを知ったときは、法人等保有口座名義人に協議した上で、当該法人等保有口座の記録事項の修正を行うとともに、当該修正を行うために必要な範囲で、国際協力排出削減量の移転を行うことができる。

２　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により法人等保有口座の記録事項の修正又は国際協力排出削減量の移転を行った場合には、遅滞なく、当該法人等保有口座名義人にその旨を通知するものとする。

（国際協力排出削減量口座簿による情報の開示）

第十六条　環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座名義人の名称及び本店等の所在地（排出削減等協力事業者である個人にあっては、氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地。）を公表するものとする。

２　環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座及び政府保有口座について、その区分ごとに、当該区分に含まれる口座に記録されている国際協力排出削減量の数量を公表するものとする。

（手数料の納付の方法）

第十七条　令第二十九条第二項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振込みがあった事実を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しない。

２　前項の規定により指定実施機関に納められた手数料は、指定実施機関の収入とする。

（振替の申請に係る手数料を免除することができる場合）

第十八条　令第二十九条第三項の規定による手数料の免除は、同条第一項第五号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であって、当該申請をする者がその旨を申請書に記載した場合に限り、するものとする。

附　則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

様式第一（第４条関係）

収入印紙
消印してはならない

法人等保有口座の開設申請書

年　月　日

環　境　大　臣　殿
経済産業大臣　殿

申請者　住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の９第３項の規定により、法人等保有口座の開設について、次のとおり申請します。

名称及び代表者の氏名又は氏名の英語による表記	
本店等の所在地又は国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

（法人である場合のみ）

国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称	
英語による表記	
国際協力排出削減量の管理を行う部署の住所	
英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

備考　申請書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第二（第５条関係）

法人等保有口座名義人の名称等変更届出書

年　月　日

環　境　大　臣　　殿
経済産業大臣　　殿

届出者　住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

法人等保有口座名義人の名称等に変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の10第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

名称及び代表者の氏名又は氏名の英語による表記	
本店等の所在地又は国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

（法人である場合のみ）

国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称	
英語による表記	
国際協力排出削減量の管理を行う部署の住所	
英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

備考
（１）変更がない部分も含め、すべて記入すること。
（２）届出書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第三（第８条関係）

信託の記録申請書

年　月　日

環　境　大　臣　　殿
経済産業大臣　　殿

申請者　住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第22条第１項の信託の記録について、次のとおり申請します。

受託者の法人等保有口座	
口座番号	
（ふりがな） 法人等保有口座名義人の氏名又は名称	

信託の記録に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号			
数量 （t-CO_2）	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	
受託者の氏名又は名称	
受託者の住所又は居所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	
受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め	
信託管理人の氏名又は名称	
信託管理人の住所又は居所	
受益者代理人の氏名又は名称	
受益者代理人の住所又は居所	
受益証券発行信託である旨	
受益者の定めのない信託である旨	
公益信託である旨	

	信託の目的	
	信託財産の管理の方法	
	信託の終了の事由	
	その他の信託の条項	

備考　申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第四（第９条関係）

信託の記録の抹消申請書

年　月　日

環　境　大　臣　　殿
経 済 産 業 大 臣　　殿

申請者　住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 25 条第１項の規定により、信託の記録の抹消について、次のとおり申請します。

受託者の法人等保有口座		
	口座番号	
	（ふりがな） 法人等保有口座名義人の氏名又は名称	

信託の記録の抹消に係る国際協力排出削減量の種別ごとの数量及び識別番号			
数量 （$t\text{-}CO_2$）	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

備考　申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第五（第10条関係）

収入印紙
消印してはならない

受託者の変更による国際協力排出削減量の振替等申請書

年　月　日

環　境　大　臣　　殿
経済産業大臣　　殿

申請者　住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

受託者の変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第27条第１項の規定により、次のとおり申請します。

前受託者の法人等保有口座	
口座番号	
（ふりがな） 法人等保有口座名義人の氏名又は名称	

新受託者の法人等保有口座	
口座番号	
（ふりがな） 法人等保有口座名義人の氏名又は名称	

国際協力排出削減量振替に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号

数量（$t\text{-}CO_2$）	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	
新受託者の氏名又は名称	
新受託者の住所又は居所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	
受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め	
信託管理人の氏名又は名称	
信託管理人の住所又は居所	
受益者代理人の氏名又は名称	
受益者代理人の住所又は居所	
受益証券発行信託である旨	
受益者の定めのない信託である旨	
公益信託である旨	
信託の目的	
信託財産の管理の方法	
信託の終了の事由	
その他の信託の条項	

備考　申請書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第六（第12条関係）

信託の記録の変更申請書

年　月　日

環　境　大　臣　殿
経 済 産 業 大 臣　殿

申請者　住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第28条において読み替えて準用する第20条の規定により、信託の記録の変更について、次のとおり申請します。

受託者の法人等保有口座		
	口座番号	
	（ふりがな） 法人等保有口座名義人の氏名又は名称	

信託の記録の変更に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号			
数量 （t-CO_2）	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	
受託者の氏名又は名称	
受託者の住所又は居所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	
受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め	
信託管理人の氏名又は名称	
信託管理人の住所又は居所	
受益者代理人の氏名又は名称	
受益者代理人の住所又は居所	
受益証券発行信託である旨	
受益者の定めのない信託である旨	
公益信託である旨	
信託の目的	
信託財産の管理の方法	
信託の終了の事由	
その他の信託の条項	

備考　（１）変更がない部分も含め、すべて記入すること。
（２）申請書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第七（第13条関係）

収入印紙
消印しては
ならない

国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付請求書

年　月　日

環　境　大　臣　　殿
経 済 産 業 大 臣　　殿

請求者　住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の17の規定により、国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付について、次のとおり請求します。

口座番号	
（ふりがな） 法人等保有口座名義人の名称又は氏名	

請求の内容	□　記録事項の全部	□　記録事項の一部

※記録事項の一部の請求をする場合には、以下に請求に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号を記載すること。

請求に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号			
数量 ($t\text{-}CO_2$)	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

備考　申請書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第八（第14条関係）

法人等保有口座の廃止申請書

年　月　日

環　境　大　臣　　殿
経 済 産 業 大 臣　　殿

申請者　住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令第14条第1項の規定により、法人等保有口座の廃止について、次のとおり申請します。

口座番号	
（ふりがな） 法人等保有口座名義人の名称又は氏名	

備考　申請書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○国土交通省令第三号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十二条第一項、同項第三号及び第三項（これらの規定を同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第一項、第二十四条の三第三項並びに第二十四条の五第一項及び第六項第二号（これらの規定を同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）、第三十五条第六項において準用する第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条第一項、第六十七条第一項並びに第六十九条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項並びに貨物自動車運送事業法施行令（令和七年政令第二十二号）第一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令

（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正）

第一条　貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　特定貨物自動車運送事業（第二十一条―第三十二条の三）	第三章　特定貨物自動車運送事業（第二十一条―第三十二条）
第四章　（略）	第四章　（略）
第五章　貨物利用運送事業者に関する特例（第三十五条―第三十五条の五）	第五章　特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用（第三十五条）
第六章・第七章　（略）	第六章・第七章　（略）
附則	附則
（書面の交付）	（新設）
第十三条の三　法第十二条第一項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	
一　災害その他緊急やむを得ない場合	
二　真荷主が郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物の運送を委託する場合	
2　法第十二条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。	
一　運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所	
二　有料道路の通行に係る料金、燃料価格の変動に伴い追加的に必要となる燃料費に係る料金その他の特別に生ずる費用に係る料金	
三　運賃及び料金の支払の方法	
四　書面を交付した年月日（書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を電磁的方法により提供した場合にあっては、その提供した年月日）	
3　真荷主及び一般貨物自動車運送事業者は、法第十二条第一項の規定により書面を交付した場合は、当該書面の写し（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては確認することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条第一項第二号及び第十三条の七第三項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。）を一年間保存しなければならない。	

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の四　法第十二条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　送信者等（送信者又は送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。以下この条、次条及び第十三条の八において同じ。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は受信者との契約により受信者ファイル（専ら受信者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

ロ　送信者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該受信者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ　送信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第十三条の六第一項第二号及び第十三条の九第一項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　受信者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号ロに掲げる方法にあっては、記載事項を送信者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を受信者に対し通知するものであること。ただし、受信者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ハに掲げる方法にあっては、記載事項を送信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を受信者に対し通知するものであること。ただし、受信者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

（法第十二条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十三条の五　貨物自動車運送事業法施行令（令和七年政令第二十二号。以下「令」という。）第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号に掲げる方法のうち送信者等が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（法第十二条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の六　令第一条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法　（新設）

（新設）

（新設）

ロ　受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて送信者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（書面の交付）

第十三条の七　法第二十四条第二項の国土交通省令で定める場合は、災害その他緊急やむを得ない場合とする。　（新設）

2　法第二十四条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　その利用する運送に係る契約の当事者の氏名又は名称及び住所

二　有料道路の通行に係る料金、燃料価格の変動に伴い追加的に必要となる燃料費に係る料金その他の特別に生ずる費用に係る料金

三　運賃及び料金の支払の方法

四　書面を交付した年月日（書面の交付に代えて、記載事項を電磁的方法により提供した場合にあっては、その提供した年月日）

3　一般貨物自動車運送事業者は、法第二十四条第二項の規定により書面を交付した場合は、当該書面の写し（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。）を一年間保存しなければならない。

（法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十三条の八　令第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。　（新設）

一　第十三条の四第一項各号に掲げる方法のうち送信者等が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の九　令第二条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に令第二条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて送信者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（運送利用管理規程を定める一般貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車利用運送の規模）

第十三条の十　法第二十四条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、前年度（四月一日から翌年三月三十一日までの期間（次条において「年度」という。）であって、直前のものをいう。）に行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量が百万トンであることとする。　（新設）

（運送利用管理規程の届出）

第十三条の十一　法第二十四条の二第一項の規定により運送利用管理規程の作成の届出をしようとする者は、その行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量が初めて前条に規定する合計量以上となった年度の翌年度の七月十日までに、次に掲げる事項を記載した運送利用管理規程作成届出書を提出しなければならない。　（新設）

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　運送利用管理規程を定めた日

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　作成した運送利用管理規程

二　その他運送利用管理規程に関し必要な事項を記載した書類

3　法第二十四条の二第一項の規定により運送利用管理規程の変更の届出をしようとする者は、当該運送利用管理規程の変更後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した運送利用管理規程変更事後届出書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　運送利用管理規程を変更した日

三　変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

四　変更を必要とした理由

4　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後の運送利用管理規程

二　その他変更後の運送利用管理規程に関し必要な事項を記載した書類

（運送利用管理者の選任及び解任の届出）

第十三条の十二　一般貨物自動車運送事業者は、法第二十四条の三第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した運送利用管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。　（新設）

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　選任し、又は解任した運送利用管理者の氏名及び生年月日

三　選任し、又は解任した年月日

四　解任の届出の場合にあっては、その理由

2　前項の運送利用管理者選任届出書には、選任した運送利用管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあることを証する書類を添付しなければならない。

（実運送体制管理簿の作成の対象となる貨物の重量の下限）

第十三条の十三　法第二十四条の五第一項の国土交通省令で定める重量は、一・五トンとする。

（実運送体制管理簿を真荷主から引き受けた貨物の運送ごとに作成することを要しない場合）

第十三条の十四　法第二十四条の五第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から法第二十四条の五第一項第一号の貨物自動車運送事業者のうち請負階層が最も大きいものに至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十三条の十五　法第二十四条の五第六項第二号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準）

第十四条　法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

第三章　特定貨物自動車運送事業

（事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略）

第二十五条の二　第八条の規定は、輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可又は特定貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け、特定貨物自動車運送事業者たる法人の合併、分割若しくは相続による特定貨物自動車運送事業の継続の認可を申請しようとする特定貨物自動車運送事業者について準用する。この場合において、同条中「第三条」とあるのは「第二十二条」と読み替えるものとする。

（書面の交付）

第二十六条　法第三十五条第六項において準用する法第二十四条第二項の国土交通省令で定める場合は、第十三条の七第一項に規定する場合とする。

２　法第三十五条第六項において準用する法第二十四条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、第十三条の七第二項各号に掲げるものとする。

３　第十三条の七第三項の規定は、特定貨物自動車運送事業者が法第三十五条第六項において準用する法第二十四条第二項の規定により書面を交付した場合について準用する。

（法第三十五条第六項において準用する法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第二十六条の二　第十三条の八の規定は、令第二条第三項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について準用する。

（法第三十五条第六項において準用する法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第二十六条の三　令第二条第三項において準用する同条第一項の国土交通省令で定める方法は、第十三条の九第一項各号に掲げる方法とする。

２　第十三条の九第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

（運送利用管理規程を定める特定貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車利用運送の規模）

第二十六条の四　法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、第十三条の十に規定する規模とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準）

第十四条　法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

第三章　特定貨物自動車運送事業

（新設）

（運送利用管理規程の届出）

第二十六条の五　第十三条の十一の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の二第一項の規定による運送利用管理規程の作成又は変更の届出について準用する。

（運送利用管理者の選任及び解任の届出）

第二十六条の六　第十三条の十二の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の三第三項の規定による運送利用管理者の選任又は解任の届出について準用する。

（実運送体制管理簿の作成の対象となる貨物の重量の下限）

第二十六条の七　法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の五第一項の国土交通省令で定める重量は、第十三条の十三に規定する重量とする。

（実運送体制管理簿を真荷主から引き受けた貨物の運送ごとに作成することを要しない場合）

第二十六条の八　法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の五第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、第十三条の十四に規定する場合とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二十六条の九　法第三十五条第六項において準用する法第二十四の五第六項第二号の国土交通省令で定める方法は、第十三条の十五に規定する方法とする。

（法第三十五条第六項において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準）

第二十六条の十　法第三十五条第六項において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。

（削る）

（事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請）

第三十一条　第十七条の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第三十条第一項の規定による特定貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請について準用する。この場合において、第十七条第二項第三号中「一般貨物自動車運送事業」とあるのは「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業」と、「第三条第六号、第七号又は第八号」とあるのは「第三条第六号（ロを除く。）、第七号又は第八号（イを除く。）」と読み替えるものとする。

（法人の合併又は分割の認可の申請）

第三十二条　第十八条の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第三十条第二項の規定による特定貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可の申請について準用する。この場合において、第十八条第二項第三号中「第三条第六号」とあるのは、「第三条第六号（ロを除く。）」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準）

第二十五条の二　法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。

（事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略）

第二十六条　輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可を申請しようとする特定貨物自動車運送事業者は、これに伴って事業計画を変更しようとするときは、当該許可の申請書に事業計画について変更しようとする事項を記載した書類（新旧の対照を明示すること。）及び第二十二条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付することにより、当該事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続を省略することができる。

（新設）

（事業の譲受けの届出等）

第三十二条　第十七条（第一項第二号及び第二項第二号を除く。）の規定は、法第三十五条第八項の規定による特定貨物自動車運送事業の譲受けの届出について準用する。この場合において、第十七条第二項第三号中「一般貨物自動車運送事業」とあるのは「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業」と、「第三条第六号、第七号又は第八号」とあるのは「第三条第六号（ロを除く。）又は第八号（イを除く。）」と読み替えるものとする。

2　第十八条の規定は、法第三十五条第八項の規定による特定貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の届出について準用する。この場合において、第十八条第二項第三号中「第三条第六号（ロを除く。）」と読み替えるものとする。

（相続人の事業継続の認可の申請）

第三十二条の二　第十九条の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第三十一条第一項の規定による相続による特定貨物自動車運送事業の継続の認可の申請について準用する。この場合において、第十九条第二項第二号中「一般貨物自動車運送事業」とあるのは「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業」と、「第三条第八号イ」と読み替えるものとする。

（事業の休止及び廃止の届出）

第三十二条の三　第二十条の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第三十二条の規定による特定貨物自動車運送事業の休止又は廃止の届出について準用する。

第四章　貨物軽自動車運送事業

（書面の交付）

第三十三条の二　法第三十六条第二項において準用する法第十二条第一項の国土交通省令で定める場合は、第十三条の三第一項各号に掲げる場合とする。

2　法第三十六条第二項において準用する法第十二条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、第十三条の三第二項各号に掲げるものとする。

3　第十三条の三第三項の規定は、真荷主及び貨物軽自動車運送事業者が法第三十六条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により書面を交付した場合について準用する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十三条の三　法第三十六条第二項において準用する法第十二条第三項の国土交通省令で定める方法は、第十三条の四第一項各号に掲げる方法とする。

2　第十三条の四第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

（法第三十六条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第三十三条の四　第十三条の五の規定は、令第一条第三項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について準用する。

（法第三十六条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第三十三条の五　令第一条第三項において準用する同条第一項の国土交通省令で定める方法は、第十三条の六第一項各号に掲げる方法とする。

2　第十三条の六第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

（法第三十六条第二項において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準）

第三十三条の六　法第三十六条第二項において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。

3　前項の届出をしようとする者は、届出書に当該法人の設立、合併又は分割に係る登記事項証明書を添付しなければならない。

4　第十九条の規定は、法第三十五条第八項の規定による相続による特定貨物自動車運送事業の継続の届出について準用する。この場合において、第十九条第二項第二号中「一般貨物自動車運送事業」とあるのは「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業」と、「第三条第八号イ及びハ」とあるのは「第三条第八号ハ」と読み替えるものとする。

（新設）

（事業の休止及び廃止の届出）

第三十一条　第二十条の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第三十二条の規定による特定貨物自動車運送事業の休止又は廃止の届出について準用する。

第四章　貨物軽自動車運送事業

（新設）

（新設）

（新設）

（法第三十六条第二項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準）

第三十三条の二　法第三十六条第二項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。

第五章　貨物利用運送事業者に関する特例

（書面の交付）

第三十五条　法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項の国土交通省令で定める場合は、第十三条の七第一項に規定する場合とする。

2　法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、第十三条の七第二項各号に掲げるものとする。

3　第十三条の七第三項の規定は、第一種貨物利用運送事業者が法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項の規定により書面を交付した場合について準用する。

（法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第三十五条の二　第十三条の八の規定は、令第二条第四項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について準用する。

（法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第三十五条の三　令第二条第四項において準用する同条第一項の国土交通省令で定める方法は、第十三条の九第一項各号に掲げる方法とする。

2　第十三条の九第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

（法第三十七条の二第三項において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準）

第三十五条の四　法第三十七条の二第三項において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。

（削る）

（削る）

（輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請）

第三十五条の五　第十六条第一項の規定は、法第三十七条の二第三項において準用する法第二十九条第一項の規定によりその委託及び受託の許可を受けなければならない輸送の安全に関する業務の管理について準用する。

2　第十六条第二項及び第三項の規定は、法第三十七条の二第三項において準用する法第二十九条第一項の規定による輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可の申請について準用する。この場合において、第十六条第三項第三号中「第三条第六号、第七号又は第八号」とあるのは、「貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第十九条第一項第四号、第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

第五章　特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用

（新設）

（特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用）

第三十五条　法第三十七条第三項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。

2　第十六条第一項の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第二十九条第一項の規定によりその委託及び受託の許可を受けなければならない輸送の安全に関する業務の管理について準用する。

3　第十六条第二項及び第三項の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第二十九条第一項の規定による輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可の申請について準用する。この場合において、第十六条第三項第三号中「第三条第六号、第七号又は第八号」とあるのは、「貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第十九条第一項第四号、第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（権限の委任）

第四十二条　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一～五　（略）

六　法第十四条第一項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であって、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

七　法第十四条第三項の命令（特別積合せ貨物運送であって、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

八　法第十四条第五項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であって、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

九　法第十四条第七項の命令（特別積合せ貨物運送であって、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

十　法第十六条第三項の規定による届出の受理

十一　法第十七条第一項の規定による運行管理者資格者証の交付

十二　法第十八条の命令

十三　法第二十四条の二第一項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であって、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

十四　法第二十四条の三第三項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であって、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

十五～二十三　（略）

二十四　特定貨物自動車運送事業に関する権限（第三項第二号から第四号まで、第七号及び第八号並びに第四項並びに附則第六条第一項に規定するもの並びに法第三十五条第六項において準用する法第二十三条の規定による届出の受理を除く。）

二十五　（略）

二十六　特定第二種貨物利用運送事業者に関する権限（第三項第二号から第四号まで及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十三条の規定による届出の受理を除く。）

二十七　地方実施機関に関する権限（第三項第七号及び第四項並びに附則第六条に規定するもの並びに法第三十八条第一項の規定による区域の設定を除く。）

2　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるもの及び貨物自動車利用運送に関するものを除く。）及び貨物軽自動車運送事業に関するものは、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一　（略）

二　法第十六条第三項の規定による届出の受理

三～七　（略）

（権限の委任）

第四十二条　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一～五　（略）

六　法第十六条第一項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であって、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

七　法第十六条第三項の命令（特別積合せ貨物運送であって、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

八　法第十六条第五項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であって、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

九　法第十六条第七項の命令（特別積合せ貨物運送であって、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

十　法第十八条第三項の規定による届出の受理

十一　法第十九条第一項の規定による運行管理者資格者証の交付

十二　法第二十条の命令

十三　削除

十四　削除

十五～二十三　（略）

二十四　特定貨物自動車運送事業に関する権限（第三項第二号から第四号まで及び第七号並びに第四項並びに附則第六条第一項に規定するもの並びに法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。）

二十五　（略）

二十六　特定第二種貨物利用運送事業者に関する権限（第三項第二号から第四号まで及び法第三十七条第三項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。）

二十七　地方実施機関に関する権限（法第三十八条第一項の規定による区域の設定を除く。）

2　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるもの及び貨物自動車利用運送に関するものを除く。）及び貨物軽自動車運送事業に関するものは、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一　（略）

二　法第十八条第三項の規定による届出の受理

三～七　（略）

3　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一　（略）

二　法第二十二条の命令（法第十四条第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認める場合に関するものにあっては、特別積合せ貨物運送であって、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）（法第三十五条第六項又は法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）

三　法第二十三条の二（法第三十五条第六項又は法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び公表

四　法第二十五条第二項の命令（特別積合せ貨物運送であって、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）（法第二十五条第六項又は法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）

五　法第二十六条第四項の命令

六　法第二十七条の命令（特別積合せ貨物運送であって、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

七　法第三十九条の二第五項の規定による通知の受理及び同条第六項の規定による通知（いずれも貨物軽自動車運送事業に関するものを除く。）

八　法第六十五条第一項の勧告（国土交通大臣が行った法第三十三条の規定による処分に係るもの及び貨物軽自動車運送事業に関するものを除く。）及び当該勧告に係る法第六十五条第二項の意見の聴取

4　法第三十六条第二項において準用する法第二十二条及び法第二十五条第二項の命令、法第三十九条の二第五項の規定による通知の受理及び同条第六項の規定による通知（いずれも貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）、法第六十条第一項（法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五項（地方実施機関に係る部分に限る。）、第四項（法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五項（地方実施機関に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣の権限並びに法第六十五条第一項の勧告（貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）及び当該勧告に係る同条第二項の意見の聴取は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

（聴聞の方法の特例）

第四十三条　国土交通大臣又は地方運輸局長は、法第十八条、第三十三条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十一条第一項（法第四十五条において準用する場合を含む。）、第五十条第三項又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定による処分（法第三十三条又は第五十七条第二項の規定による処分にあっては、許可又は指定の取消しに係る部分に限る。）に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の十日前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をしなければならない。

2　（略）

3　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一　（略）

二　法第二十三条の命令（法第十六条第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認める場合に関するものにあっては、特別積合せ貨物運送であって、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）（法第三十五条第六項又は法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）

三　法第二十四条の二（法第三十五条第六項又は法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び公表

四　法第二十四条の四第二項の命令（特別積合せ貨物運送であって、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）（法第三十五条第六項又は法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）

五　法第二十五条第四項の命令

六　法第二十六条の命令（特別積合せ貨物運送であって、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

（新設）

七　法第六十四条第一項の勧告（国土交通大臣が行った法第三十三条の規定による処分に係るもの及び貨物軽自動車運送事業に関するものを除く。）及び当該勧告に係る法第六十四条第二項の意見の聴取

4　法第三十六条第二項において準用する法第二十三条及び法第二十四条の四第二項の命令、法第六十条第一項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二項（地方実施機関に係る部分に限る。）、第四項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第五項（地方実施機関に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣の権限並びに法第六十四条第一項の勧告（貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）及び当該勧告に係る同条第二項の意見の聴取は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

（聴聞の方法の特例）

第四十三条　国土交通大臣又は地方運輸局長は、法第二十条、第三十三条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十一条第一項（法第四十五条において準用する場合を含む。）、第五十条第三項又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定による処分（法第三十三条又は第五十七条第二項の規定による処分にあっては、許可又は指定の取消しに係る部分に限る。）に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の十日前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をしなければならない。

2　（略）

（届出）

第四十四条　一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者、地方実施機関及び全国実施機関は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を当該各号に掲げる国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一　（略）

二　一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合　当該事項の認可をした国土交通大臣又は地方運輸局長

三　（略）

四　法第八条第二項、法第二十二条（法第三十五条第六項、法第三十六条第二項及び法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、法第二十六条第四項又は法第二十七条の規定に基づく命令を実施した場合　当該命令を発した国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長

五～十二　（略）

２～５　（略）

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第二条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運行管理者等の選任） **第四十七条の九**　（略） ２　（略） ３　旅客自動車運送事業者は、資格者証若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習（以下単に「講習」という。）であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（以下「補助者」という。）を選任することができる。ただし、法第二十三条の二第二項第一号に該当する者は、補助者に選任することができない。 ４・５　（略） （受験資格） **第四十八条の十二**　試験は、試験の日の前日において自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車又は貨物自動車運送事業法第三十七条の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し一年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。 ２・３　（略）	（運行管理者等の選任） **第四十七条の九**　（略） ２　（略） ３　旅客自動車運送事業者は、資格者証若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十九条第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習（以下単に「講習」という。）であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（以下「補助者」という。）を選任することができる。ただし、法第二十三条の二第二項第一号に該当する者は、補助者に選任することができない。 ４・５　（略） （受験資格） **第四十八条の十二**　試験は、試験の日の前日において自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車又は貨物自動車運送事業法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し一年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。 ２・３　（略）

（貨物自動車運送事業報告規則の一部改正）

第三条　貨物自動車運送事業報告規則（平成二年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第六十条第一項（法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、この省令の定めるところによる。	（趣旨） **第一条**　貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第六十条第一項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、この省令の定めるところによる。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係）	別表第一（第三条及び第四条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）　第八条第一項	船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）　第八条第一項
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）　第二十四条の五第一項（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）	
（略）　（略）	（略）　（略）
鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）　第二十四条の十第一項並びに第二十四条の十五第一項及び第二項	鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）　第二十四条の十第一項並びに第二十四条の十五第一項及び第二項
貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）　第十三条の三第三項（第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第十三条の七第三項（第二十六条第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）	
（略）　（略）	（略）　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に一般貨物自動車運送事業を営んでいる者についてのこの省令による改正後の貨物自動車運送事業法施行規則（次項において「新規則」という。）第十三条の十一第一項の規定の適用については、同項中「年度の翌年度」とあるのは「年度（令和六年四月一日以降の期間に限る。）の翌年度」とする。

２　この省令の施行の際現に特定貨物自動車運送事業を営んでいる者についての新規則第二十六条の五において準用する新規則第十三条の十一第一項の規定の適用については、同項中「年度の翌年度」とあるのは「年度（令和六年四月一日以降の期間に限る。）の翌年度」とする。